

(仮称) 衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業

環境影響評価方法書

【要約書】

令和8年8月

愛 知 県

本事業は、環境影響評価法に基づく「公有水面の埋立て又は干拓の事業」及び「廃棄物最終処分場の設置事業」に該当することから、同法第五条第二項の規定に基づき、これらの事業について、併せて環境影響評価方法書を作成したものである。

本書に掲載した図面は、電子地形図 20 万「名古屋」「豊橋」（国土地理院）、電子地形図 25000「河和」（国土地理院）又は航空写真（（C）NTT InfraNet. （C）Vantor. （C）NTT DATA Japan Corporation.）を使用して、情報を追記したものである。

目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1-1(1)
第2章 対象事業の目的及び内容	2-1(3)
2.1 対象事業の目的	2-1(3)
2.1.1 対象事業の目的	2-1(3)
2.1.2 廃棄物最終処分場の背景、経緯及び必要性	2-2(4)
2.1.3 浚渫土砂処分場の背景、経緯及び必要性	2-7(9)
2.2 対象事業の内容	2-8(10)
2.2.1 対象事業の名称	2-8(10)
2.2.2 対象事業の種類	2-8(10)
2.2.3 対象事業実施区域・埋立区域の位置及び面積	2-8(10)
2.2.4 対象事業の規模	2-12(14)
2.2.5 対象事業に係る処分場の埋立容量	2-12(14)
2.2.6 対象事業に係る処分場の廃棄物の種類及び埋立用材	2-12(14)
2.2.7 対象事業の工事計画の概要	2-13(15)
2.2.8 その他対象事業に関する事項	2-16(18)
2.2.9 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容	2-18(20)
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3-1(23)
3.1 調査概要	3-1(23)
3.1.1 調査方法	3-1(23)
3.1.2 調査地域	3-1(23)
3.2 自然的状況	3-3(25)
3.3 社会的状況	3-6(28)
第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの	4-1(31)
4.1 複数案等の設定に関する事項	4-1(31)
4.2 計画段階配慮事項の選定	4-5(35)
4.2.1 計画段階配慮事項の選定	4-5(35)
4.2.2 選定の理由	4-7(37)
4.3 調査、予測及び評価手法の選定	4-12(42)
4.4 調査、予測及び評価の結果	4-14(44)
4.4.1 水質（水の汚れ）	4-14(44)
4.4.2 動物、植物及び生態系	4-31(61)
4.5 総合評価	4-40(70)
4.6 計画段階環境配慮書についての専門家等からの助言	4-42(72)

第5章 計画段階環境配慮書に対する主務大臣の意見、関係地方公共団体の長の意見及び

一般の意見の概要並びに事業者の見解	5-1 (73)
5.1 国土交通大臣の意見及び事業者の見解	5-1 (73)
5.2 環境大臣の意見及び事業者の見解	5-3 (75)
5.3 関係地方公共団体の長の意見及び事業者の見解	5-5 (77)
5.3.1 愛知県知事の意見及び事業者の見解	5-5 (77)
5.3.2 碧南市長の意見及び事業者の見解	5-7 (79)
5.4 一般の意見の概要及び事業者の見解	5-8 (80)

第6章 調査、予測及び評価の手法

6.1 環境影響評価項目の選定	6-1 (93)
6.2 調査、予測及び評価手法の選定	6-7 (99)
6.3 環境影響評価方法書についての専門家等からの助言	6-43 (135)

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称：愛知県

代 表 者 の 氏 名：愛知県知事 大村 秀章

主たる事務所の所在地：愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の目的

2.1.1 対象事業の目的

愛知県内では、これまでに名古屋港南 5 区廃棄物最終処分場（知多市緑浜町）、衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場（碧南市港南町地先）、衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場（武豊町字旭地先）及び御船産業廃棄物最終処分場（豊田市御船町）の 4 箇所の公共関与最終処分場が整備されてきたが、名古屋港南 5 区廃棄物最終処分場及び衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場はそれぞれ平成 21 年度、平成 22 年度に埋立てを終了している。現在、供用中の衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場及び御船産業廃棄物最終処分場は埋立計画期間の終了年度まで計画的に廃棄物の受入れが出来るよう搬入抑制策を講じている状況であり、残余率（令和 7 年度末時点）はそれぞれ 28%、14%^注と少なくなっている。

民間事業者のみによる最終処分場の確保が極めて困難な状況であり、既設の公共関与の最終処分場の埋立てが終了した場合、県内の廃棄物の最終処分が極めて困難な状況となることから、新たな公共関与の最終処分場の確保が必要である。

また、県内の港湾では、港湾機能の強化や維持のための航路及び泊地浚渫が継続的に求められており、発生する浚渫土砂を安定的に受入れるための処分場の確保が必要である。

以上のことから、本事業は廃棄物の最終処分場及び浚渫土砂の処分場を設けることにより、県域における安定的な廃棄物処理の確保や、県内の港湾における港湾機能の強化や維持を図ることを目的とするものである。

注）供用中の廃棄物最終処分場の残余率は、処分場を運営する公益財団法人のホームページより整理した。

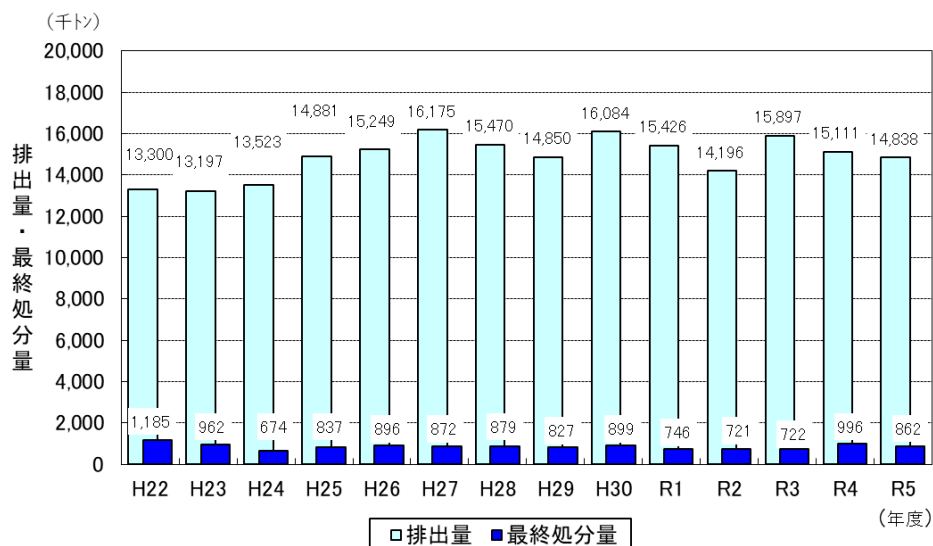
2.1.2 廃棄物最終処分場の背景、経緯及び必要性

(1) 廃棄物の処理状況等

愛知県の産業廃棄物及び一般廃棄物の排出量及び最終処分量は、図 2.1-1 に示すとおりである。

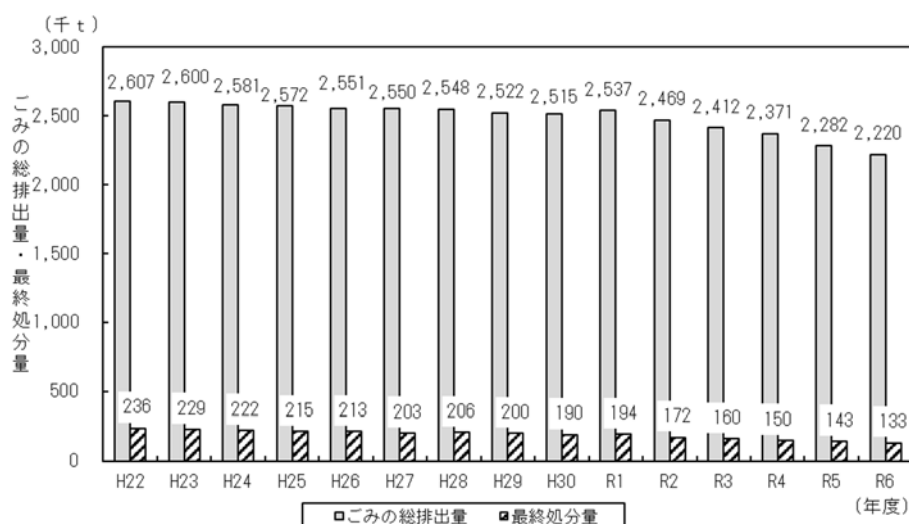
産業廃棄物の排出量^注は横ばい又は漸増傾向にあるが、最終処分量は長期的に見て横ばい傾向にある。また、一般廃棄物の排出量及び最終処分量は、いずれも減少傾向にある。

注) 産業廃棄物の排出量は産業廃棄物の発生量から有償物量を除いたもの。



出典：「2023年度 産業廃棄物処理状況等調査」（愛知県ホームページ）

図 2.1-1 (1) 産業廃棄物の排出量及び最終処分量



出典：「令和6年度の一般廃棄物（ごみ）の減量化状況」（愛知県ホームページ）

図 2.1-1 (2) 一般廃棄物の排出量及び最終処分量

また、衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場が開業した平成 22 年度以降の産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分場の設置許可又は設置届出の件数は、表 2.1-1 に示すとおりである。

産業廃棄物最終処分場の設置許可の件数は 2 件、一般廃棄物最終処分場の設置届出の件数は 3 件である。産業廃棄物最終処分場の新規設置 2 件はいずれも自社処分場であり、産業廃棄物処理業者による最終処分場は 10 年間以上設置されていない。

表 2.1-1 廃棄物最終処分場の設置許可及び設置届出の件数

単位：件

区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
産業廃棄物 最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2
一般廃棄物 最終処分場	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3

出典：愛知県環境局資料を基に作成

(2) 公共関与の最終処分場の状況等

愛知県内の公共関与最終処分場は、表 2.1-2 に示すとおり県内 4 箇所に整備されており、いずれも産業廃棄物に加えて一般廃棄物の受入れも行っている。

名古屋港南 5 区廃棄物最終処分場及び衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場はそれぞれ平成 21 年度、平成 22 年度に埋立てを終了している。

衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場及び御船産業廃棄物最終処分場は廃棄物の受入を行っているが、残余率はそれぞれ 28%、14%となっており、両処分場は埋立計画期間の終了年度まで計画的に廃棄物の受入れが出来るように搬入抑制策を講じている。

表 2.1-2 公共関与の最終処分場の状況

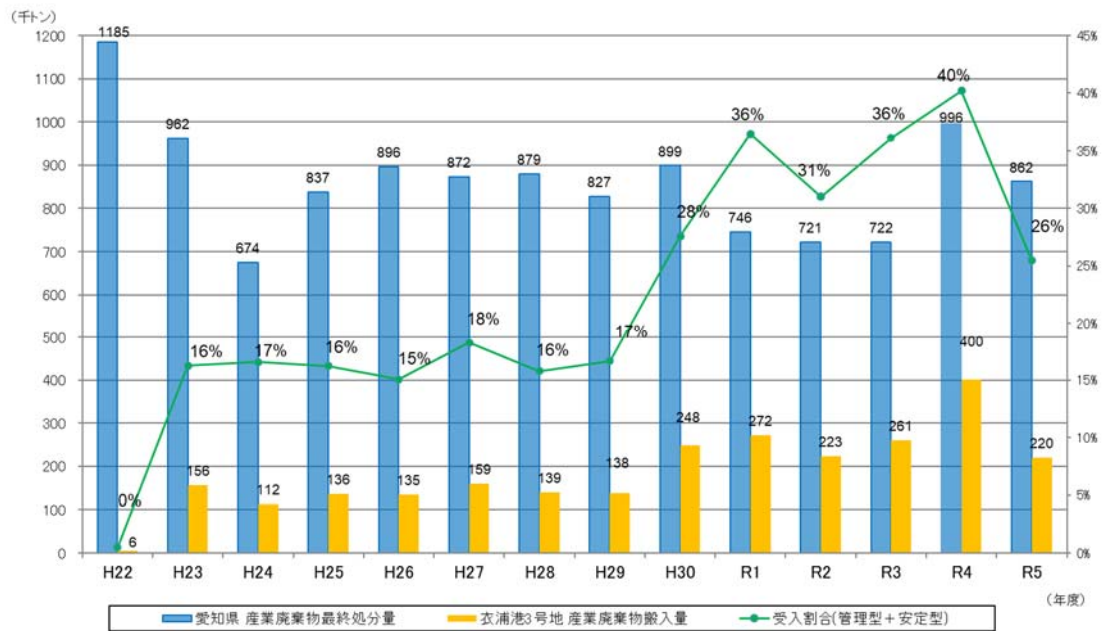
処分場名称		衣浦港 3 号地 廃棄物最終処分場		御船産業廃棄物 最終処分場	衣浦ポートアイランド 廃棄物最終処分場	名古屋港南 5 区 廃棄物最終処分場
処分場運営者		(公財)愛知臨海 環境整備センター		(公財)豊田加茂 環境整備公社	(一財)衣浦港ポ ートアイランド 環境事業センター	(公財)愛知臨海 環境整備センター
施設概要	設置場所	武豊町字旭地先		豊田市御船町	碧南市港南町地先	知多市緑浜町
	面積 容量	安定型 8.4ha 73 万 m³	管理型 34.4ha 423 万 m³	9.5ha 219 万 m³	12.8ha 103 万 m³	56.0ha 491 万 m³
廃棄物受入計画	受入期間	安定型 H22 年 7 月 ～ R7 年度 (予定)	管理型 H23 年 3 月 ～ R14 年度 (予定)	H4 年 4 月～ R16 年度 (予定)	H11 年 2 月～ H23 年 2 月	H4 年 3 月～ H22 年 3 月
	受入廃棄物		産業廃棄物 一般廃棄物	産業廃棄物 一般廃棄物	産業廃棄物 一般廃棄物	産業廃棄物 一般廃棄物
	受入地域	産業廃棄物	県内全域	豊田市・みよし市等	衣浦港周辺 5 市 4 町	県内全域
		一般廃棄物	県内全域	豊田市・みよし市	衣浦港周辺 10 市 8 町	尾張地域
	残余率・ 残余容量 (令和 7 年度末)		安定型 R8 年 2 月 埋立終了	管理型 28% 118 万 m³	14% 31 万 m³	H23 年 2 月 埋立終了

注1) 公共関与の最終処分場の状況は、処分場を運営する各財団法人のホームページより整理した。

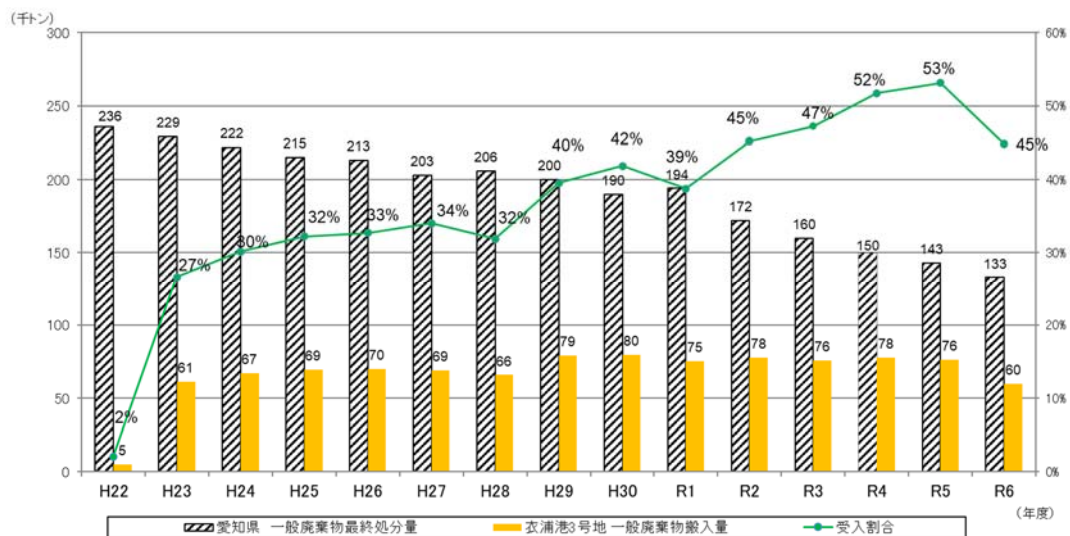
注2) 衣浦港3号地廃棄物最終処分場及び名古屋港南5区廃棄物最終処分場の容量は廃棄物容量を示す。

現在埋立中である公共関与最終処分場のうち、愛知県内全域を対象として廃棄物を受入れている衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の搬入量及び愛知県内の最終処分量に占める当該搬入量の割合の推移は、図 2.1-2 に示すとおりである。

愛知県の産業廃棄物の最終処分量は横ばい傾向、一般廃棄物の最終処分量は減少傾向にあるものの、衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の産業廃棄物及び一般廃棄物の搬入量は増加傾向にあり、愛知県内の最終処分量に占める当該搬入量の割合も、産業廃棄物及び一般廃棄物ともに、増加傾向にある。



出典：「2023年度 産業廃棄物処理状況等調査」（愛知県ホームページ）及び「区画別・品目別・年度別廃棄物等処分量」（（公財）愛知臨海環境整備センターホームページ）を基に作成
図 2.1-2(1) 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の産業廃棄物搬入量等の推移



出典：「令和6年度の一般廃棄物（ごみ）の減量化状況」（愛知県ホームページ）及び「区画別・品目別・年度別廃棄物等処分量」（（公財）愛知臨海環境整備センターホームページ）を基に作成
図 2.1-2(2) 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の一般廃棄物搬入量等の推移

(3) 愛知県廃棄物処理計画

愛知県は、令和 4 年 2 月に「愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）（2022 年度～2026 年度）」を策定し、廃棄物の発生抑制及び排出された廃棄物の再使用・再生利用及び熱回収の循環利用並びに適正処理に係る取組を推進している。

また、同計画において、広域的な廃棄物最終処分場に関する課題及び施策として以下が示されている。

【課題】

- ・ 最終処分場については、県民、事業者等の 3R の取組により、一般廃棄物、産業廃棄物ともに最終処分量は減少傾向にあるものの、最終処分量をゼロにすることは困難である。県民の生活や産業活動を支える上で、最終処分場は必要な施設であるが、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることから公共関与による広域的な最終処分場の確保は今後とも大きな課題である。

【施策】

- ・ 産業廃棄物の最終処分場については、愛知県が持続的に発展していくため、安定的に確保する必要があるものの、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることなどを踏まえ、排出事業者処理責任の原則のもと、必要に応じて第三セクター方式により、信頼性の高い広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。
- ・ 深刻な適地の減少を踏まえ、産業廃棄物及び一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保に努める。

(4) 公共関与による廃棄物最終処分場の必要性

愛知県内では、これまでに4箇所の公共関与最終処分場が整備されてきたが、2箇所は埋立終了し、現在供用中の衣浦港3号地廃棄物最終処分場及び御船産業廃棄物最終処分場ともに、残余率が少なくなっている。

さらに、国の基本方針^注において「悪質な不法投棄等の不適正処理により産業廃棄物処理に対する地域住民の不信感が増大し、処理施設の設置や運営をめぐる反対もあることから、焼却施設や最終処分場等の処理施設について民間により新たに確保することが極めて困難な状況となっている。」とされており、愛知県内の平成22年度以降の産業廃棄物最終処分場の新規設置は自社処分場の2件のみと、民間事業者による新たな産業廃棄物最終処分場の整備が極めて困難な状況となっていることが想定される。

また、一般廃棄物についても、県内54市町村のうち48市町村が、適地がない等の理由により自区域内のみでは必要な最終処分場が確保できず、衣浦港3号地廃棄物最終処分場に焼却灰等の埋立処分を委託している状況となっている。

このような状況を背景として、既設の公共関与最終処分場が埋立終了した場合には、住民の日常生活や産業活動への深刻な影響が懸念されること等から、愛知県内の市町村や産業界から公共関与による新たな最終処分場の整備を求める要望書が愛知県に提出されており、愛知県の廃棄物処理計画においても、施策として「信頼性の高い広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。」「産業廃棄物及び一般廃棄物を併せた広域的な最終処分場の確保に努める。」としている。

産業廃棄物の最終処分量は横ばい傾向、一般廃棄物の最終処分量は減少傾向にあり、県民、事業者等の3Rの取組が実施されているものの、ゼロにすることは困難であり、既設の公共関与最終処分場の埋立てが終了した場合、県内の廃棄物の最終処分が極めて困難な状況となることから、県域における安定的な廃棄物処理の確保を目的として、新たな公共関与の最終処分場を計画するものである。

注) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

2.1.3 浚渫土砂処分場の背景、経緯及び必要性

(1) 県内の港湾における浚渫状況

愛知県には中部圏の経済・物流の要として、名古屋港をはじめとする複数の重要な港湾がある。これらの港湾は地域経済の発展に不可欠なインフラであるが、港湾機能を維持するには、航路及び泊地の水深を確保するための定期的な浚渫作業が必要である。加えて、近年は輸送効率の向上を目的とした船舶の大型化に対応するため、航路及び泊地の増深が求められている。このように、港湾機能の維持・強化のため、今後も継続的に浚渫を行う必要がある。

(2) 衣浦港における浚渫土砂処分場の必要性

県内の重要港湾である衣浦港においても、(1)に示したように、将来にわたって浚渫作業の実施が不可欠である。

衣浦港は、大小さまざまな河川が港内へ流入するという地形的特性から土砂が堆積しやすく、港湾機能を維持するために、毎年約4万 m^3 の維持浚渫を継続的に実施する必要がある。また、輸送効率の向上を目的とした船舶の大型化に対応するための航路及び泊地の増深が求められている。

浚渫に伴い発生する浚渫土砂については、環境への影響に配慮しながら適切に処分を行うことが求められる。現在、浚渫土砂の多くは用地造成のための埋立用材として利用するほか、干潟や浅場の造成など、自然環境の再生や生物多様性の保全にも活用しているが、近年では処分先の確保が年々困難となってきている。

このような状況を踏まえ、衣浦港の機能維持・強化に必要な浚渫作業を安定的かつ継続的に実施し、今後の港湾運営を持続可能なものとするため、新たな浚渫土砂処分場の整備を計画するものである。

2.2 対象事業の内容

2.2.1 対象事業の名称

(仮称) 衣浦ポートアイランド第Ⅱ期整備事業

2.2.2 対象事業の種類

本事業においては、廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の整備を行う。

これらの整備は公有水面の埋立てにより行うものであり、その規模は環境影響評価法の対象事業（公有水面の埋立て又は干拓の事業）に該当する。また、本事業で整備する廃棄物最終処分場の規模は、同法の対象事業（廃棄物最終処分場の設置事業）に該当する。

以上を踏まえ、同法に基づく環境影響評価手続を実施する。

- ・ 公有水面の埋立事業
- ・ 廃棄物最終処分場（海面埋立処分場）の設置事業
（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場。産業廃棄物の最終処分場の種類は管理型最終処分場。）

2.2.3 対象事業実施区域・埋立区域の位置及び面積

対象事業実施区域^{注1}（対象埋立事業が実施されるべき区域及び対象最終処分場事業が実施されるべき区域）及び対象埋立事業に係る埋立区域の位置は、図 2.2-1 に示すとおりである。対象事業実施区域は、衣浦港外港地区（碧南市港南町地先）の衣浦ポートアイランドの一部及び同区域の南側に位置し、廃棄物最終処分場事業と浚渫土砂処分場の埋立区域及び廃棄物最終処分場の管理施設^{注2}並びにこれらの施工区域とする。

対象事業実施区域の面積は約 148ha、埋立区域の面積は約 65ha である。

注1）対象事業実施区域は、方法書を作成する段階で事業者が想定している事業の実施区域を指す。

注2）管理施設は、廃棄物最終処分場の運営に必要な管理事務所、計量施設、浸出液処理施設、場内道路等の施設を示す。



図 2.2-1(1) 対象事業実施区域及び埋立区域の位置（広域）



図 2.2-1(2) 対象事業実施区域及び埋立区域の位置（詳細）



図 2. 2-1 (3) 対象事業実施区域及び埋立区域の位置 (航空写真)

2.2.4 対象事業の規模

対象事業に係る埋立区域の面積、廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の面積並びに各処分場の埋立処分の用に供される場所の面積は、表 2.2-1 及び図 2.2-2 に示すとおりである。

表 2.2-1 廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の面積

項目	廃棄物最終処分場	浚渫土砂処分場	合計
埋立区域の面積	約 41ha	約 24ha	約 65ha
処分場の面積	約 46ha ^{注1}	約 24ha	約 70ha
埋立処分の用に供される場所の面積 ^{注2}	約 38ha	約 23ha	約 61ha

注1) 廃棄物最終処分場の埋立区域と管理施設の面積。

注2) 廃棄物最終処分場の埋立区域から護岸を除く面積。

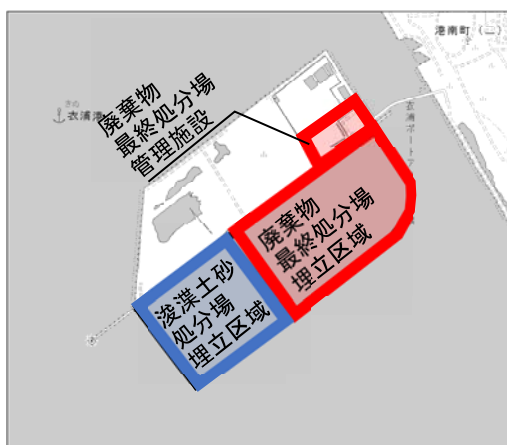


図 2.2-2 廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場

2.2.5 対象事業に係る処分場の埋立容量

廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の埋立容量等は、表 2.2-2 に示すとおりである。

表 2.2-2 廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の埋立容量等

項目	廃棄物最終処分場	浚渫土砂処分場	合計
埋立容量 (覆土を含む)	約 440 万 m ³	約 260 万 m ³	約 700 万 m ³
処分する廃棄物・ 浚渫土砂の量	約 380 万 m ³	約 230 万 m ³	約 610 万 m ³

2.2.6 対象事業に係る処分場の廃棄物の種類及び埋立用材

廃棄物最終処分場において処分する廃棄物の種類は、産業廃棄物及び一般廃棄物とする。なお、災害廃棄物については残余容量を踏まえて受入を検討する。

浚渫土砂処分場の埋立用材は、浚渫土砂とする。

2.2.7 対象事業の工事計画の概要

(1) 護岸等の工事計画の概要

1) 護岸等の工事計画

本事業で整備する廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場は、図 2.2-3 に示すとおり、周辺海域と埋立用地を区分する外周護岸、廃棄物最終処分場の区域と浚渫土砂処分場の区域を区分する内護岸、衣浦ポートアイランド南側の既設護岸により構成する。

護岸の構造は、一般的に直立堤、傾斜堤及びこれらを組み合わせた混成堤が採用されるが、今後、詳細な地質調査、設計等を行い、護岸構造を検討する。

また、廃棄物最終処分場は護岸工事と合わせて、保有水等^注の流出を防止する遮水工事を行うほか、管理施設の工事として、造成工事、各施設（管理事務所、計量施設、浸出液処理施設、場内道路）の建設工事及び既設の衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の各施設の解体工事を行う。

なお、想定する工事期間は、表 2.2-3 に示すとおりである。

注) 保有水等は、廃棄物最終処分場において埋立処分された廃棄物等の内部に保有されている水並びに雨水、海水等の海面処分場内に存在する水を示す。

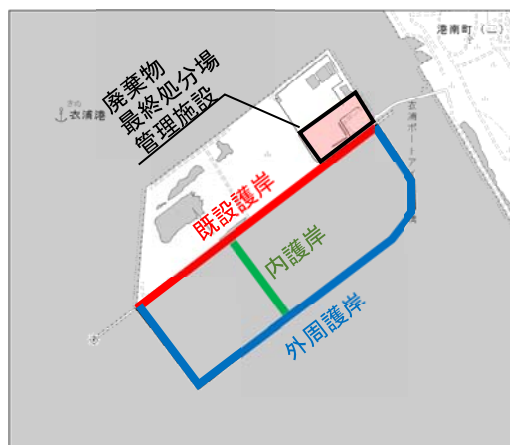


図 2.2-3 護岸構造の概略の区分等

表 2.2-3 工事期間

項目	1～7年目	8～27年目
護岸工事・管理施設の工事		
埋立の工事（廃棄物・浚渫土砂）		

注) 対象事業実施区域周辺には海苔の養殖場が存在することから、養殖時期に配慮した工事計画を検討する。

2) 資材等の運搬方法

工事に用いる資材は主に船舶を用いて搬入するが、陸域から資材を搬入する場合には資材等運搬車両を用いる計画である。

資材等運搬車両の主要な走行ルートは図 2.2-4 に示すとおりであり、碧南市の市道港南 1 号線（産業道路）を経由する計画である。

(2) 埋立の工事計画の概要（埋立処分の計画の概要）

1) 廃棄物最終処分場

① 埋立処分の概要

廃棄物の埋立期間は概ね 20 年程度を予定している。

本事業で整備する廃棄物最終処分場は、保有水等の管理が必要となる「管理型処分場」に該当し、保有水等は浸出液処理施設において処理した上で放流する。

浸出液処理水の放流位置は、図 2.2-5 に示すとおり、既設の衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の区域の東側とする。なお、計画段階環境配慮書で示した廃棄物最終処分場の浸出液処理水の排水位置の複数案の絞り込みの経緯は、後述の「2.2.9 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」に示すとおりである。

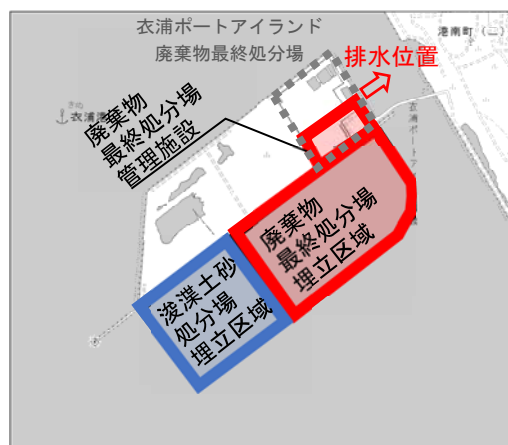


図 2.2-5 浸出液処理水の排水位置

② 廃棄物運搬の方法

埋立処分を行う廃棄物の搬入は、運搬車両を用いて行う。廃棄物の運搬車両の主要な走行ルートは前述の図 2.2-4 に示すとおりであり、碧南市の市道港南 1 号線（産業道路）を経由する計画である。

2) 浚渫土砂処分場

① 埋立処分の概要

浚渫土砂の埋立期間は概ね 20 年程度を予定している。

本事業で整備する浚渫土砂処分場は、衣浦港の航路及び泊地の浚渫により発生する浚渫土砂を公有水面に埋立てるものである。

② 浚渫土砂運搬の方法

埋立処分を行う浚渫土砂の搬入は、主に土運船及び揚土船を用いて行う。

2.2.8 その他対象事業に関する事項

(1) 位置の選定経緯

廃棄物最終処分場の位置については、環境保全及び安全性等に万全を期す観点から、県域における土地利用に関する法令規制・生活環境・自然環境・災害防止等に関する文献情報等を整理し、その候補地について総合的に分析・評価を行い、県内の陸域及び海域のうち最も妥当性を有する用地の抽出（適地調査）を行った上で衣浦港外港地区を選定した。適地調査の手法は図 2.2-6 に示すとおりである。

また、浚渫土砂処分場の位置については、港湾内の航路及び泊地の浚渫により発生した浚渫土砂を同港内で用地造成などに有効活用することが衣浦港港湾計画の基本方針となっていることや、同港湾計画における廃棄物処理計画を踏まえ、隣接する第Ⅰ期側に新たな岸壁整備が計画されており港湾活動での土地利用を想定し、衣浦港外港地区において廃棄物最終処分場と一体的に整備することとした。

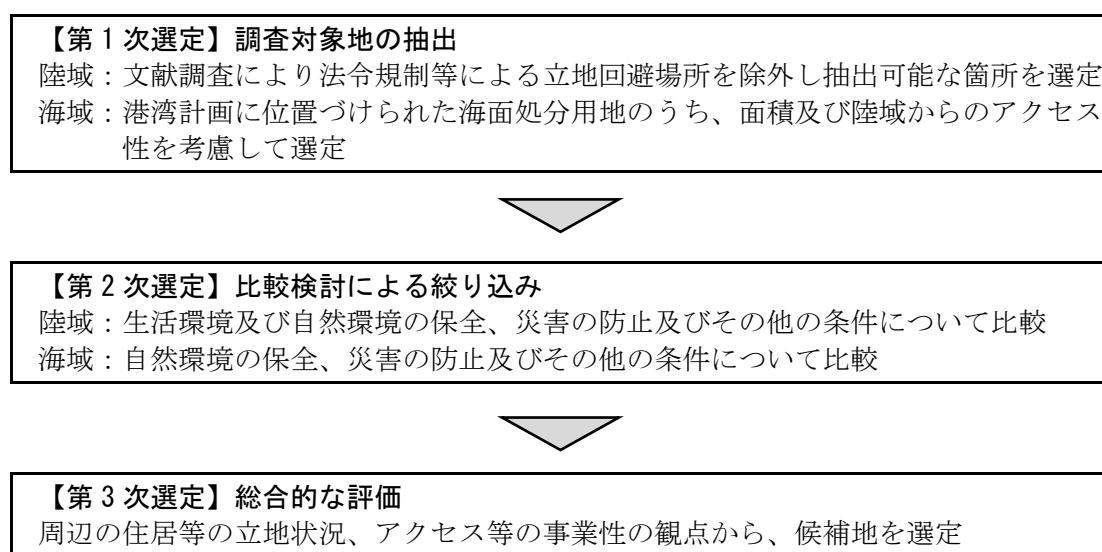


図 2.2-6 廃棄物最終処分場の適地調査の手法

(2) 処分場において処分する廃棄物及び浚渫土砂の量の考え方

1) 廃棄物最終処分場の規模

廃棄物最終処分場の容量は、概ね 20 年間の安定的な受入を想定し、愛知県内の廃棄物最終処分量の将来推計、既設の公共関与最終処分場の受入割合（愛知県内の廃棄物最終処分量に占める公共関与最終処分場の処分量）を踏まえ、約 380 万 m^3 を設定した。

2) 浚渫土砂処分場の規模

浚渫土砂処分場の容量は、衣浦港での整備に伴う航路及び泊地の浚渫（約 150 万 m^3 ）並びに毎年実施する維持浚渫により発生する土量（約 4 万 m^3 /年）等を考慮して、概ね 20 年間の受入が可能となる、約 230 万 m^3 を設定した。

(3) 環境配慮事項

本事業における環境配慮事項を、以下に示す。

なお、今後の事業計画の深度化や、環境影響評価の結果に基づき、具体的な環境保全措置の検討を行っていく。

1) 工事の実施時

- ・搬入資材の大部分を占める護岸工事に係る資材は、海上輸送を基本とし、陸域における道路沿道への影響を低減する。
- ・陸域を資材等運搬車両が走行する場合の走行経路は、原則として市道港南 1 号線等の幹線道路とし、工事区域からの退出時のタイヤ洗浄の実施や資材等の効率的な搬出入による資材等運搬車両台数の平準化等、道路沿道の生活環境に配慮した資材等運搬計画を立案する。
- ・海域の工事にあたっては、濁水が周辺に拡散しないよう、汚濁防止膜を展張する。
- ・工事に伴う陸域の改変区域を極力抑制するとともに、工事排水に伴う水質に係る影響の低減に努め、動物・植物及び生態系への影響を低減する。
- ・建設工事により生じる廃棄物の発生を抑制するとともに、発生した廃棄物の再使用、再利用に努め、これらが困難な場合には、関係法令に基づき廃棄物を適正処理する。

2) 施設が存在及び供用時

- ・廃棄物及び浚渫土砂の埋立てにおいては、排出ガス対策型や低騒音型の建設機械を採用するほか、省エネルギー型建設機械を導入する等の対策を図ることにより、環境負荷の低減を図る。
- ・廃棄物等の運搬や埋立てに当たっては、飛散防止等の対策を図る。
- ・廃棄物運搬車両等の運行経路は、原則として市道港南 1 号線等の幹線道路とし、道路沿道の生活環境に配慮した廃棄物運搬計画を立案する。
- ・廃棄物最終処分場の保有水等は、自主管理基準値を定めて排水処理を行い、排出口から海域に放流する。
- ・適切な排水処理を通じて水質に係る影響の低減に努め、動物・植物及び生態系への影響を低減する。
- ・可燃性の廃棄物は焼却したものを受入れ、腐敗性廃棄物は受入れないこととする。

2.2.9 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

(1) 計画段階環境配慮書の概要

令和7年12月に公表した計画段階環境配慮書において、計画段階における環境の保全のために配慮すべき事項（計画段階配慮事項）として、以下を選定した。また、複数案として、「廃棄物最終処分場の設置事業」のうち「建造物等の構造もしくは配置に係る検討」として、廃棄物最終処分場の浸出液処理水の排水位置（表2.2-4に示すA案～C案）を設定し、調査、予測及び評価を行った。

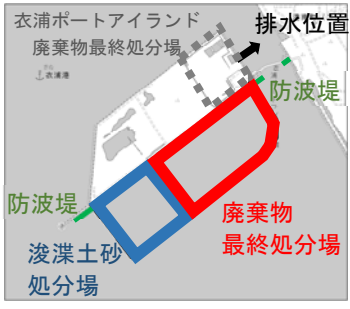
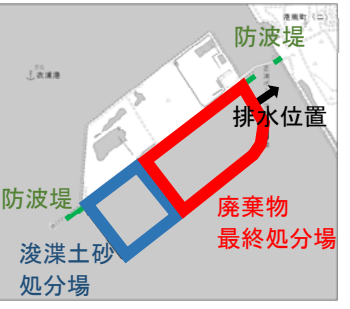
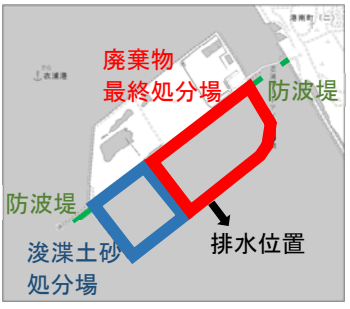
【公有水面埋立事業に係る計画段階配慮事項】

- ・「埋立地又は干拓地の存在」に伴う「水質（水の汚れ）」、「動物」、「植物」、「生態系」

【廃棄物最終処分場の設置事業に係る計画段階配慮事項】

- ・「最終処分場の存在」及び「浸出液処理水の排出」に伴う「水質（水の汚れ）」、「動物」、「植物」、「生態系」

表 2.2-4 廃棄物最終処分場の建造物等の構造もしくは配置に係る検討

No.	A 案	B 案	C 案
複数案の概要	 衣浦ポートアイランド 廃棄物最終処分場 排水位置 防波堤 浚渫土砂処分場 廃棄物最終処分場	 防波堤 排水位置 浚渫土砂処分場 廃棄物最終処分場	 防波堤 排水位置 浚渫土砂処分場 廃棄物最終処分場
	・排水位置を、衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の東側に設ける。	・排水位置を、事業実施想定区域の東側に設ける。	・排水位置を、事業実施想定区域の南側に設ける。

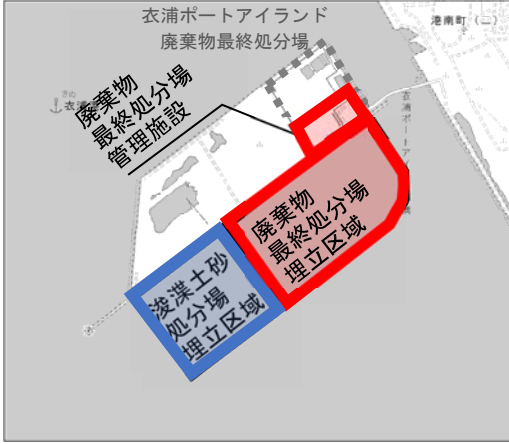
これらの結果の詳細は、「第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果」に示すとおりであり、排水位置に係る複数案間で「水質（水の汚れ）」、「動物」、「植物」及び「生態系」の影響の程度に大きな差はなく、いずれの案も重大な影響の回避又は低減が図られると評価した。

(2) 廃棄物最終処分場の管理施設の位置の検討の結果

廃棄物最終処分場の管理施設（管理事務所、浸出液処理施設等）の位置として、表2.2-5に示す「①衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の区域」と、「②海域の廃棄物最終処分場の埋立区域」について比較検討し、以下の理由により、①案に管理施設を設置する計画が優位であると判断し、①案を採用することとした。

- ・既設の衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場を活用した管理施設用地の造成工事の方が、新たに管理施設用地を埋め立てて造成する必要がないため、環境負荷及び周辺環境に与える影響を低減できる。
- ・既設の衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の安定的かつ効率的な排水処理に資する取り組みを検討し、実施する可能性がある。

表 2.2-5 廃棄物最終処分場の管理施設の位置に係る検討

No.	①案	②案
複数案の概要	 衣浦ポートアイランド 廃棄物最終処分場 港南町 (二) 衣浦港 衣浦ポートアイランド 廃棄物最終処分場管理施設 浚渫土砂処分場埋立区域 廃棄物最終処分場埋立区域	 衣浦ポートアイランド 廃棄物最終処分場 港南町 (二) 衣浦港 衣浦ポートアイランド 浚渫土砂処分場埋立区域 廃棄物最終処分場埋立区域 管理施設を区域内に設置
	管理施設を、衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の区域に設ける。	管理施設を、海域の廃棄物最終処分場の埋立区域に設ける。

(3) 複数案を単一案に絞り込む検討の結果

廃棄物最終処分場の浸出液処理水の排水位置として、計画段階環境配慮書で示した表 2.2-4 に示した A 案～C 案を比較検討し、以下の理由により、図 2.2-7 に示す A 案（衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の東側）を採用する計画とした。

- 計画段階環境配慮書における排水位置の比較の結果、複数案間で環境影響の程度に大きな差はなく、同等の評価である。
- 管理施設から排水位置までの距離が短くなることにより、事故等による漏洩リスクやエネルギー消費量を小さくすることができる。

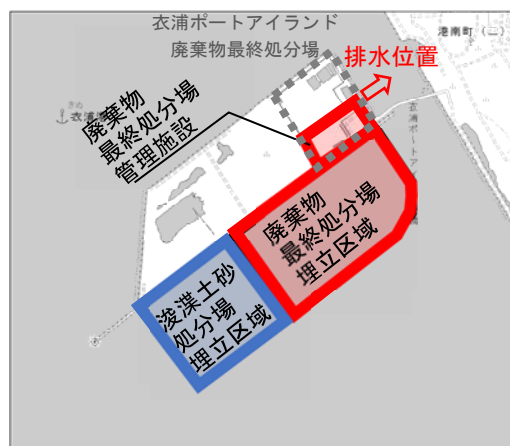


図 2.2-7 浸出液処理水の排水位置（A 案）

なお、今後の事業計画の具体化に当たっては、周辺の環境保全に十分留意し、環境負荷の低減に努めるとともに、地域住民及び関係者に十分な理解を得るように努めていく。

第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

3.1 調査概要

3.1.1 調査方法

対象事業実施区域及びその周囲の自然的状況及び社会的状況（以下「地域特性」という。）について、入手可能な最新の文献その他の資料により情報を収集した。

対象事業実施区域は衣浦港外港地区に位置し、対象事業実施区域の東側には碧南市及び西尾市、北側には半田市、西側には美浜町及び武豊町の陸地が存在する。このような対象事業実施区域の特性及びその周囲の状況を踏まえて、国又は関係地方公共団体が有する入手可能な最新の文献、その他の資料を用い、自然的状況及び社会的状況に関する情報を収集した。

3.1.2 調査地域

対象事業実施区域及びその周囲の概況の調査対象とした地域（以下「調査地域」という。）は、計画段階環境配慮書に示した水質シミュレーションによる濃度上昇範囲の予測結果や、本事業の事業特性を踏まえ、図 3.1-1 に示すとおりとした。

調査に当たっては、対象事業実施区域を含む碧南市、衣浦港を含む海域が接する半田市、西尾市、美浜町及び武豊町の 5 市町を対象に、調査地域内における情報を整理することを基本とした。ただし、人口等の統計情報の整理に当たっては、市町単位で整理を行った。



図 3.1-1 地域特性の調査対象とした地域

3.2 自然的状況

対象事業実施区域及びその周囲の主な自然的状況は表 3.2-1 に示すとおりである。

表 3.2-1 (1) 対象事業実施区域及びその周囲の主な自然的状況

項目	調査対象地域における概況
3.2.1 大気環境の状況	
気象の状況	対象事業実施区域の東約 6.5km に位置する一色雨量観測所における年間降水量の平年値は、1,459.2mm となっている。南約 8.5km に位置する南知多地域気象観測所における年平均気温の平年値は 15.7℃、年間降水量の平年値は 1,550mm、年間平均風速の平年値は 2.7m/s、最多風向は北西となっている。
大気質の状況	対象事業実施区域周辺の大気測定局での令和 6 年度の測定結果は、すべての測定局における光化学オキシダントの値は環境基準に適合していないが、その他の測定項目については環境基準に適合している。 令和 5 年度における大気汚染に係る苦情は、5 市町合計で 128 件となっている。
騒音の状況	対象事業実施区域周辺における環境騒音の測定は 11 地点で行われており、令和 6 年度の測定結果では昼間（6 時～22 時）はすべての地点で、夜間（22 時～翌 6 時）は 10 地点で環境基準を達成している。 道路交通騒音の測定は 9 地点で行われており、令和 6 年度の測定結果では対象事業実施区域に最も近い一般国道 247 号の測定区間における環境基準の達成率は昼間、夜間とも約 87%であり、すべての地点で昼間、夜間とも自動車騒音の要請限度値を下回っている。 令和 5 年度における騒音に係る苦情は、5 市町合計で 93 件となっている。
振動の状況	対象事業実施区域周辺における道路交通振動の測定は 2 地点で行われており、令和 6 年度の調査結果では、すべての地点で昼間、夜間とも道路交通振動の要請限度値を下回っている。 令和 5 年度における振動に係る苦情は、5 市町合計で 5 件となっている。
その他の大気に係る環境の状況	令和 5 年度における悪臭に係る苦情は、5 市町合計で 51 件となっている。
3.2.2 水環境の状況	
水象の状況	対象事業実施区域が位置する三河湾の潮流はほぼ高・低潮時頃に転流し、下げ潮は湾外に流出し、上げ潮は湾内に流入して高・低潮後 3 時間後に最強流速になる標準的な流況である。また、波浪は知多半島により外洋からの侵入波はほとんど遮られるため、湾内で発生する波が主である。 対象事業実施区域周辺の潮位について、対象事業実施区域の最寄りの潮位観測所として、北約 6km 先の衣浦港に検潮器が設置されており、朔望平均満潮位面は海図の基本水準面（D.L.）+2.396m、朔望平均干潮位面は D.L. +0.061m となっており、潮位差は 2.335m となっている。また、平均水位面は、D.L. +1.320m、既往最高潮位面は昭和 34 年 9 月 26 日に記録された D.L. +4.566m である。 対象事業実施区域付近の主要な流入河川として、一級河川では対象事業実施区域の東側約 1km の矢作川、二級河川では東側約 3km の北浜川、北側約 3km の蜷川、北西側約 4km の堀川、西北西側約 2km の新川及び北川、西南西約 3km の布土川がある。

表 3.2-1 (2) 対象事業実施区域及びその周囲の主な自然的状況

項目	調査対象地域における概況
水質の状況	【海域】 対象事業実施区域周辺の海域では、生活環境項目の測定が 5 地点で行われており、令和 6 年度の調査結果では、化学的酸素要求量 (COD) の日間平均値の 75% 値は、環境基準点 4 地点のうち 2 地点で環境基準を達成している。全窒素 (T-N) の年間平均値は環境基準点 3 地点のうち 2 地点で、全リン (T-P) の年間平均値は 3 地点のうち 1 地点で環境基準を達成している。 健康項目の測定は 2 地点で行われており、令和 6 年度の調査結果はすべての項目について環境基準を達成している。 ダイオキシン類の測定は 2 地点で行われており、令和 6 年度の調査結果では全地点で環境基準を達成している。 上層の水温の測定は、5 地点で行われており、令和元年度～令和 5 年度の月別水温は 8.7 から 31.8℃の範囲となっている。 【河川】 対象事業実施区域周辺の河川では、生活環境項目の測定が 3 地点で行われており、令和 6 年度における調査結果では、生物化学的酸素要求量 (BOD) の日間平均値の 75% 値は、環境基準点 2 地点のいずれも環境基準を達成している。 健康項目の測定は 3 地点で行われており、令和 6 年度における健康項目の調査結果は、すべての地点、項目について環境基準を達成している。 ダイオキシン類の調査は 1 地点で行われており、令和 5 年度の調査結果は、環境基準を達成している。 【地下水】 対象事業実施区域周辺では、令和 6 年度の調査結果によると概況調査及び継続監視調査が行われている。概況調査ではすべての測定点で環境基準値を下回り、継続監視調査ではふっ素が 1 地点 (1 測定点)、ほう素が 2 地点 (2 測定点)、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 2 地点 (3 測定点) で環境基準値を上回っている。 ダイオキシン類の調査は 1 地点で行われており、令和 6 年度の調査結果は、調査が行われた 1 地点において、環境基準を達成している。 【苦情の発生状況】 令和 5 年度において水質汚濁に係る苦情は、5 市町合計で 32 件となっている。
水底の底質の状況	対象事業実施区域周辺の海域では、PCB の調査は 1 地点で行われており、令和 6 年度の調査結果は暫定除去基準を下回っている。また、ダイオキシン類の調査は 2 地点で行われており、令和 6 年度の調査結果はいずれも環境基準を達成している。
3.2.3 土壌及び地盤の状況	
土壌の状況	対象事業実施区域周辺では、愛知県により 1 地点で土壌中ダイオキシン類の調査が行われており、令和 5 年度における調査結果は環境基準を達成している。 令和 5 年度における土壌汚染に係る苦情は、5 市町合計で 1 件となっている。
地盤の状況	対象事業実施区域周辺の各市町における最新の水準測量調査結果において、年間 1cm を超える変動が観測された地点は存在しない。 令和 5 年度において、5 市町で地盤沈下に係る苦情は発生していない。
3.2.4 地形及び地質の状況	
地形の状況	対象事業実施区域は衣浦ポートアイランド第 1 工区に隣接しており、対象事業実施区域の北東に位置する碧南市港南町沿岸の陸地は、盛土地や高い盛土地及び干拓地に分類されている。 対象事業実施区域付近の海域の水深は 5m から 10m となっている。
地質の状況	対象事業実施区域及びその周辺における表層地質は、埋立地や礫・砂・泥を主とする層に分類される。なお、同地区の表層土壌は粗粒灰色低地土壌や粗粒グライ土壌に分類される。
重要な地形及び地質	対象事業実施区域周辺における重要な地形及び地質として、河和背斜 (大褶曲)、矢作川三角州、野間海岸の 3 件が存在する。

表 3.2-1 (3) 対象事業実施区域及びその周囲の主な自然的状況

項目	調査対象地域における概況
3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	
動物の生息の状況	対象事業実施区域及びその周辺の海域において生息が確認された重要な種は、底生動物 101 種、海域魚類 20 種、遊泳動物 2 種である。 海域動物の注目すべき生息地として、4 ヶ所の海鳥の繁殖地が存在するほか、6 ヶ所の干潟や 4 ヶ所のアマモ場が確認されている。また、対象事業実施区域周辺の海域は「三河湾」として、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」及び「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されている。 陸域において生息が確認された重要な種は、哺乳類 8 種、鳥類 127 種、淡水魚類 45 種、両生類 4 種、爬虫類 4 種、昆虫類 102 種である。 陸域動物の注目すべき生息地として、5 ヶ所の湿地や 2 ヶ所の重要野鳥生息地が確認されているほか、鶺鴒ノ山鶺鴒繁殖地や壱町田湿地植物群落がそれぞれ国、県の天然記念物に指定されている。また尾張丘陵・知多半島地域湧水湿地群は「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されており、美浜町の里山は「生物多様性保全上重要な里地里山」に選定されている。
植物の生育の状況	対象事業実施区域及びその周辺の海域において生育が確認された重要な種は、2 種である。海域の重要な群落として、4 ヶ所のアマモ場が確認されている。 陸域において生育が確認された重要な種は 142 種である。また、陸域の重要な群落として 14 ヶ所で巨樹・巨木が確認されているほか、野間神社社叢は特定植物群落に選定されている。野間神社のスダジイ林、阿奈志神社のスダジイ林の 2 ヶ所は「植物群落レッドデータ・ブック」において特定群落として指定されている。なお、矢作川の河岸には植生自然度 9 に該当するヤナギ低木群落 (VI) や植生自然度 10 に該当するヨシクラスが成立しており、河口部左岸側においてもヨシクラスが確認されている。
生態系の状況	対象事業実施区域及びその周囲の生息基盤として、北東には埋立によってできた平地及び台地が広がっており、工場地帯、市街地、水田雑草群落、畑雑草群落が分布している。一方、西側に位置する知多半島では小起伏丘陵地や砂礫台地が分布し、内陸部にはシイ・カシ二次林やヤブツバキクラス域代償植生であるコナラ群落、水田雑草群落を基盤とする里地・里山の生態系が形成されており、当該地域にはオオタカやメダカ、ムラサキシキブ等の里地・里山に特徴的な動植物が生息・生育している。また、対象事業実施区域東側の沿岸には、主にアマモからなる藻場や干潟が形成されており、シギ・チドリ類の飛来が見られるとともに、豊富な底生動物が生息している。 対象事業実施区域周辺における重要な自然環境のまとまりの場として、陸域については、知多半島では三河湾国定公園及び南知多県立自然公園が広がっているほか、鳥獣保護区が指定されている。特に鶺鴒の山は鳥獣保護区や海鳥繁殖地としても、記録されており、鳥類を中心に動物・植物の重要な生息・生育環境となっている。 海域については、三河湾が「生物多様性の観点から重要度の高い海域」及び「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」に選定されている。また対象事業実施区域周辺の海域には、「知多湾三河湾内」及び「半田港」の海鳥繁殖地が存在する。湾内の東西の海岸線沿いには藻場及び干潟が存在しており、海域の動物・植物の重要な生息・生育環境となっている。
3.2.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	
景観の状況	対象事業実施区域は衣浦港外港地区に存在し、知多湾の海域や周辺に立地する港湾関連施設及び工場施設等が景観を特徴づけている。 対象事業実施区域の位置する碧南市の眺望点として、「権現崎灯台緑地」が存在する。また景観資源として、「堤の松並木」等が存在する。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、碧南市の「堤の松並木、旧堤防跡の松並木」や「権現崎灯台緑地」等が存在する。

3.3 社会的状況

対象事業実施区域及びその周囲の主な社会的状況は表 3.3-1 に示すとおりである。

表 3.3-1 (1) 対象事業実施区域及びその周囲の主な社会的状況

項目	調査対象地域における概況
3.3.1 人口及び産業の状況	
人口の状況	対象事業実施区域が位置する碧南市の人口は令和2年度において72,458人であり、平成12年から令和2年の5年ごとの推移をみると横ばいから微増傾向である。
産業の状況	対象事業実施区域が位置する碧南市における産業構造は、第一次産業は1,515人(3.7%)、第二次産業は19,797人(48.7%)、第三次産業は19,362人(47.6%)と第二次産業の就業者の割合が最も高く、他の市町と比べても第二次産業の就業者の割合が高くなっている。産業別の生産額についても、第二次産業の割合が高くなっている。
3.3.2 土地利用の状況	
土地利用の状況	対象事業実施区域が位置する碧南市における令和6年の行政面積は3,668haであり、利用されている地目として宅地が1,586ha(43.2%)と最も多く、次いで農地の895ha(24.4%)となっている。 対象事業実施区域の周辺における土地利用用途は、主に公共施設等用地となっており、発電所等が立地している。
土地利用規制の状況	対象事業実施区域周辺は「工業専用地域」に指定されている。
3.3.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	
河川、湖沼の利用状況	対象事業実施区域周辺は矢作川が農業用水、工業用水及び水道用水として利用されている。
海域の利用状況	対象事業実施区域の周辺海域において、海面共同漁業権が8件、区画漁業権が13件設定されている。
地下水の利用状況	対象事業実施区域の周辺では、主に生活用井戸や工業用井戸により地下水が利用されている。
3.3.4 交通の状況	
陸上交通	対象事業実施区域周辺における主要な道路としては、一般国道247号、半田常滑線、碧南半田常滑線等がある。 また、令和3年度の交通量調査では一般国道247号の平日の昼間(7時～19時)の12時間交通量は5,690～19,269台、全日(7時～翌7時)の24時間交通量は、7,169～26,399台となっている。 対象事業実施区域周辺では、東海旅客鉄道株式会社(JR東海)武豊線、名古屋鉄道株式会社三河線、河和線等が整備され、主要な都市間交通等として利用されている。
海上交通	対象事業実施区域周辺海域には名鉄海上観光船及び西尾市営渡船の航路が存在する。 令和5年の衣浦港の総入港船舶隻数は年間5,243隻となっている。
3.3.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況	
学校、病院等	対象事業実施区域に最寄りの学校及び病院等としては、北東約2.0kmに特別養護老人ホーム結いの家、西約3.1kmに武豊町立富貴小学校、北西約4.5kmに杉石病院がある。
住宅	対象事業実施区域周辺は、主に「工業専用地域」に指定されているが、対象事業実施区域から西約2.5kmに第一種住居地域及び第二種住居地域、北北東約3.0kmに第一種住居地域が存在する。 最寄り住居は、対象事業実施区域北東側約2.0kmの碧南市川口町の集落内に存在する。

表 3.3-1 (2) 対象事業実施区域及びその周囲の主な社会的状況

項目	調査対象地域における概況
3.3.6 下水道の整備状況	
下水道の整備状況	碧南市の下水道普及率は 92.8%と最も高く、次いで半田市、武豊町が高くなっている。
3.3.7 廃棄物の状況	
一般廃棄物	愛知県における令和 6 年度の一般廃棄物の総排出量は 2,219,636t であり、総資源化量は 490,446t、最終処分量は 133,461t となっている。 碧南市の一般廃棄物の総排出量は 25,652t であり、西尾市、半田市に次いで 3 番目に総排出量が多い。総資源化量は 3,334t であり、5 市町中 4 番目に総資源化量が多くなっている。
産業廃棄物	愛知県における令和 5 年度の産業廃棄物の発生量は約 20,019 千 t であり、このうち製造業が約 11,201 千 t で最も多く、次いで建設業が約 4,227 千 t となっている。
3.3.8 環境の保全を目的とする法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容	
公害関係法令等	対象事業実施区域は、水素イオン濃度等の一般項目については A 類型、全窒素及び全リンについてはⅢ類型、全亜鉛等については生物 A 類型、底層溶存酸素量 (D0) については、生物 2 に指定されている。 また、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号)に基づき放流水の排出基準が定められている。なお、放流水の排出基準は最終処分場の浸出液処理施設からの放流水に適用される。
その他、環境保全計画等	愛知県では、「愛知県環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和 12 (2030) 年度までの間に取り組むべき施策の方向を示す「第 5 次愛知県環境基本計画」を策定している。 また、廃棄物の処理について、その減量化や資源化を推進するとともに、最終的に残った廃棄物の適正な処理を確保するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物の再生利用率の減少の背景やプラスチックごみや食品ロス削減に向けた施策を含めた計画として 2022 年に「愛知県廃棄物処理計画 (2022 年度～2026 年度)」を策定しており、循環型社会の形成に向けて、リデュース (発生抑制)、リユース (再使用)、リサイクル (再生利用) の 3R (スリーアール) の促進や、適正処理と監視指導の徹底、廃棄物処理施設の整備、循環ビジネスの振興等に関する基本的な方向を定めている。 また、愛知県では「あいち地球温暖化防止戦略 2030 (改訂版)」、「あいち生物多様性戦略 2030」を策定しているほか、碧南市、半田市及び西尾市では環境基本計画において、美浜町、武豊町では総合計画の一部において環境の保全等を目的とした施策が定められている。
自然環境法令等	自然公園及び自然環境保全地域について、対象事業実施区域周辺に三河湾国定公園、南知多県立自然公園及び愛知県自然環境保全地域である壱町田湿地が存在する。なお、対象事業実施区域は自然公園及び自然環境保全地域には該当しない。 鳥獣保護区等について、対象事業実施区域周辺に 14 件の鳥獣保護区が存在する。なお、対象事業実施区域は矢作川河口部指定猟法禁止区域に該当し、鉛散弾を用いた猟法が規制されている。 文化財について、対象事業実施区域周辺には、国指定文化財が 3 件、国登録文化財が 9 件、県指定文化財が 6 件、市・町指定文化財が 20 件あり、合計 38 件存在している。なお、対象事業実施区域に文化財は存在しない。 景観計画区域等について、対象事業実施区域近辺の陸地は碧南市景色づくり計画により、臨海ゾーンに指定されている。 保安林等について、対象事業実施区域の位置する碧南市には保安林は存在していない。 海岸保全区域について、対象事業実施区域付近には、愛知県が管理する堤防が位置している。

第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

本章は、令和7年12月に公表した「計画段階環境配慮書」の第2章、第4章及び第5章の内容を基本的に抜粋したものである。

4.1 複数案等の設定に関する事項

本事業は、「公有水面の埋立て又は干拓の事業」及び「廃棄物最終処分場の設置事業」の両方の事業種別に該当することから、計画段階環境配慮書においては、「公有水面の埋立て又は干拓の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年農林水産省・運輸省・建設省令第1号、以下「公有水面埋立事業に係る主務省令」という。）及び「廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年厚生省令第61号、以下「廃棄物最終処分場事業に係る主務省令」という。）に基づき複数案の設定を検討し、評価を行うこととした。

なお、複数案の設定にあたっては「事業の目的が達成できる案であること」を基本とし、「公有水面の埋立事業」及び「廃棄物最終処分場の設置事業」について、それぞれ検討を行った。

(1) 「公有水面埋立事業」に係る複数案の検討

「公有水面埋立事業に係る主務省令」においては、位置又は規模に係る複数案を検討し、設定しない場合にはその理由を明らかにすることとされている。

本事業で実施する公有水面の埋立てについては、上位計画である衣浦港港湾計画における海面処分用地の指定や、廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場の必要容量等を考慮すると、以下に示すとおり位置・規模の複数案の設定は現実的ではないことから、事業実施想定区域である衣浦港外港地区（65ha）の単一案を設定した。

以下に、「公有水面埋立事業」に係る複数案を選定しなかった理由を示す。

1) 位置に係る検討

廃棄物最終処分場の位置は、環境保全及び安全性等に万全を期す観点から、県域における土地利用に関する法令規制・生活環境・自然環境・災害防止等に関する文献情報等を整理し、その候補地について総合的に分析・評価を行い、県内の陸域及び海域のうち最も妥当性を有する用地の抽出（適地調査）を行った上で衣浦港外港地区を選定している。

また、浚渫土砂処分場の位置は、港湾内の航路及び泊地の浚渫により発生した浚渫土砂を、同港内で用地造成などに有効活用することが港湾計画の基本方針となっていることから、衣浦港の用地造成の状況等を考慮し、衣浦港外港地区において廃棄物最終処分場と一体的に整備することとしている。

以上から、位置に係る複数案の設定は行わないこととした。

2) 規模に係る検討

廃棄物最終処分場の規模は、将来的に県域から発生する廃棄物量、既設の公共関与最終処分場の受入割合等を勘案し、安定した廃棄物処理を行うにあたって必要な規模を設定している。

また、浚渫土砂処分場の規模は、衣浦港での整備に伴う航路及び泊地の浚渫並びに毎年実施する維持浚渫により発生する土量等を踏まえ、港湾の機能維持及び整備を行うにあたって必要

な規模を設定している。

以上から、規模に係る複数案の設定は行わないこととした。

(2) 「廃棄物最終処分場の設置事業」に係る複数案の検討

「廃棄物最終処分場事業に係る主務省令」においては、位置、規模又は建造物等の構造もしくは配置に係る複数案を検討し、設定しない場合にはその理由を明らかにすることとされている。また、このうち特に位置、規模に係る複数案を優先的に検討することとされている。

「廃棄物最終処分場の設置事業」に係る複数案として、廃棄物最終処分場の位置、規模、建造物等の構造もしくは配置のうち、「建造物等の構造もしくは配置」について、以下のとおり複数案を設定した。

1) 位置に係る検討

廃棄物最終処分場の位置は、県内の陸域及び海域のうち最も妥当性を有する用地の抽出（適地調査）を行った上で、衣浦港外港地区を選定している。

このうち、事業実施想定区域内における廃棄物最終処分場の位置については、事業実施想定区域が北東から南西にかけて概ね長方形の形状を呈していることから、表 4.1-1 に示すとおり、複数の位置が想定され、環境保全の観点から位置の検討を行った。

なお、検討に当たっては、以下に示す底面遮水層（埋立地からの保有水等を遮断できる不透水性の地層）に係る条件を考慮した。

- ・ 廃棄物最終処分場の保有水等の漏洩を防止するため、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）において、底面遮水層の厚さ等の基準注が規定されている。

注）基準：地下の全面に厚さが5m以上であり、透水係数が毎秒100nm（1nm=10億分の1m）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層

- ・ 図 4.1-1 に示すとおり、地質調査の結果により、事業実施想定区域の一部に底面遮水層の厚みが不十分な箇所が確認されている。



図 4.1-1 底面遮水層の分布状況

第 1 案は廃棄物最終処分場を東側に整備することから底面遮水層の厚みが十分であり基準を満たす。一方で、第 2 案は底面遮水層の厚みが不十分な箇所が存在することから、基準を満たさないため、地盤改良の工事が必要となり、第 1 案に比べて環境影響が大きくなるといえる。

このため、本事業においては第 1 案に示すとおり、事業実施想定区域の東側に廃棄物最終処分場、西側に浚渫土砂処分場を整備する案を採用することとした。

表 4.1-1 廃棄物最終処分場の位置に係る検討

No.	第 1 案	第 2 案
複数案の概要		
特徴	- 事業実施想定区域の東側に廃棄物最終処分場、西側に浚渫土砂処分場を整備する。 - 廃棄物最終処分場下部の底面遮水層は、十分な厚みを有する。 - このため、地盤改良の工事が不要である。	- 事業実施想定区域の西側に廃棄物最終処分場、東側に浚渫土砂処分場を整備する。 - 廃棄物最終処分場の下部に、底面遮水層の厚みが薄い箇所が存在する。 - このため、地盤改良の工事が必要であり、環境影響が第 1 案より大きくなる。

2) 規模に係る検討

廃棄物最終処分場の規模は、既設の公共関与最終処分場の規模、将来的に県域から発生する廃棄物量等を勘案し、安定した廃棄物処理を行うにあたって必要な規模を設定している。

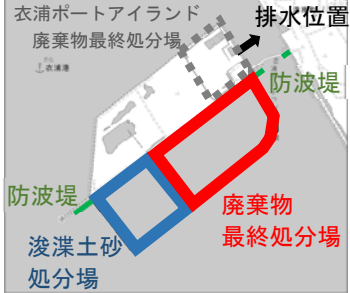
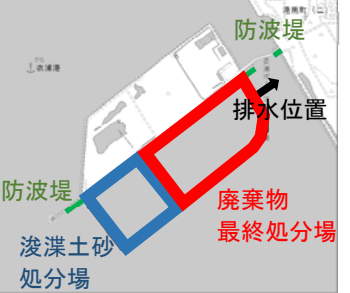
以上から、規模に係る複数案の設定は行わないこととした。

3) 建造物等の構造もしくは配置に係る検討

廃棄物最終処分場の保有水等は浸出液処理施設により処理した上で海域に放流するが、その排水位置により、処理水の滞留や拡散などによる周辺海域の水質及び生物の生息・生育空間への影響が変化すると想定される。

このため、「①位置に係る検討」において検討した廃棄物最終処分場を事業実施想定区域の東側に整備する第1案を対象とし、処理水の排水位置について、表 4.1-2 に示す A 案～C 案の 3 案を設定のうえ、環境影響の程度に関する予測・評価を行うこととした。

表 4.1-2 廃棄物最終処分場の建造物等の構造もしくは配置に係る検討

No.	A 案	B 案	C 案
複数案の概要	 衣浦ポートアイランド 廃棄物最終処分場 排水位置 防波堤 浚渫土砂処分場 廃棄物最終処分場	 排水位置 防波堤 浚渫土砂処分場 廃棄物最終処分場	 廃棄物最終処分場 排水位置 防波堤 浚渫土砂処分場
	・排水位置を、衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の東側に設ける。	・排水位置を、事業実施想定区域の東側に設ける。	・排水位置を、事業実施想定区域の南側に設ける。

(3) 事業を実施しないこととする案（ゼロ・オプション）の検討

本事業で整備を計画する廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場は、今後も引き続き県域から発生する廃棄物の安定的な処理や、衣浦港から発生する浚渫土砂を処分するために、事業の実施は不可欠と考えられる。

このため、事業を実施しないこととする案（ゼロ・オプション）の検討は行わないこととした。

4.2 計画段階配慮事項の選定

4.2.1 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項は、「4.1 複数案の設定に関する事項」を踏まえ、「公有水面埋立事業に係る主務省令」及び「廃棄物最終処分場事業に係る主務省令」に規定する別表第1の参考項目を勘案して選定した。

計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、第一種事業に関する環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が、当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した。

選定した計画段階配慮事項は、表 4.2-1 に示すとおりである。

表 4.2-1 計画段階配慮事項の選定

[illegible]

注1) 表中の「○」は、計画段階配慮事項として選定した項目であることを示す

注2) 表中の網掛けは「公有水面の埋立て又は干拓」及び「廃棄物の最終処分場事業」の主務省令に定める参考項目であることを示す。ただし、「放射線の量」は、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用されるため、本事業では参考項目としていない。

注3) 埋立地とは、廃棄物及び浚渫土砂の埋立てを行う事業実施想定区域の範囲を指す。

4.2.2 選定の理由

本事業は、衣浦ポートアイランド最終処分場の南側の海域に新たに廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場を設置する計画であり、事業の実施に伴い海水の流れが変化し、周辺海域の水質が変化する可能性がある。また、廃棄物最終処分場の保有水等は浸出液処理施設により処理した上で海域に放流する計画であるが、浸出液処理水によっても周辺海域の水質が変化する可能性がある。

一方、愛知県が実施している公共用水域（海域）における水質調査において、事業実施想定区域周辺では化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）及び全磷（T-P）の環境基準を上回る地点が確認されている。このことから、本事業の実施にあたり、水質（水の汚れ）に係る影響について計画段階から把握し、配慮事項を検討することが重要と考えられる。

また、事業実施想定区域及びその周辺は、環境省が定める「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（以下「重要海域」という。）のうち「三河湾」の区域に含まれているほか、矢作川河口等の塩性湿地、藻場及び干潟が「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」（以下「重要湿地」という。）に選定されている。このほか、重要な動物の生息、動物の注目すべき生息地、植物の重要な群落及び重要な自然環境のまとまりの場が確認されている。このことから、本事業の実施にあたり、埋立地の存在や水質（水の汚れ）の変化による海域の動物、植物及び生態系への影響について計画段階から把握し、配慮事項を検討することが重要と考えられる。

これらを踏まえて、以下の項目を計画段階配慮事項として選定した。

【公有水面埋立事業に係る計画段階配慮事項】

- ・「埋立地又は干拓地の存在」に伴う
「水質（水の汚れ）」、「動物」、「植物」、「生態系」

【廃棄物最終処分場の設置事業に係る計画段階配慮事項】

- ・「最終処分場の存在」及び「浸出液処理水の排出」に伴う
「水質（水の汚れ）」、「動物」、「植物」、「生態系」

計画段階配慮事項として選定した理由を整理した結果は、表 4.2-2 に示すとおりである。一方、主務省令における参考項目のうち、計画段階配慮事項として選定しなかった項目について、選定しない理由を整理した結果は、表 4.2-3 に示すとおりである。

なお、計画段階では、護岸の構造や地盤改良の程度等の工事計画は決まっておらず、今後、詳細な地質調査、設計等を行い工事計画を検討していくことから、工事の実施に係る項目は、計画段階配慮事項として選定しないこととした。

表 4.2-2 計画段階配慮事項として選定した理由

項目		計画段階配慮事項として選定した理由
環境要素の区分	影響要因の区分	
水質	水の汚れ	令和5年度に愛知県が実施した公共用水域における水質調査において、事業実施想定区域周辺において化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)及び全リン(T-P)の環境基準を上回る地点が確認されている。 埋立地の存在による海水の流れの変化に伴い事業実施想定区域周辺の水質が変化する可能性があること、廃棄物最終処分場からの浸出液処理水の排出によって区域周辺の水質が変化する可能性があることから、計画段階配慮事項として選定した。 事業実施想定区域及びその周辺は、環境省が定める重要海域のうち「三河湾」の区域に含まれているほか、矢作川河口等の塩性湿地、藻場及び干潟が重要湿地に選定されている。 このほか、国又は関係地方公共団体が有する入手可能な最新の文献その他資料を用いた情報の収集により、重要な動物の生息、動物の注目すべき生息地、植物の重要な群落及び重要な自然環境のまとまりの場が確認されている。 埋立地の存在による生息・生育地の消失並びに埋立地の存在及び浸出液処理水の排出による水質(水の汚れ)の変化により海域の動物、植物及び生態系に影響が生じる可能性があることから、計画段階配慮事項として選定した。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	
植物	重要な種及び群落	
生態系	地域を特徴づける生態系	

表 4.2-3(1) 計画段階配慮事項として選定しない理由

項目			計画段階配慮事項として選定しない理由
環境要素の区分		影響要因の区分	
大気質	窒素酸化物	【廃棄物最終処分場】 ・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行 ・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航	令和5年度の事業実施想定区域周辺における大気汚染常時監視の結果、二酸化窒素濃度及び二酸化硫黄濃度が環境基準を超過している地点は存在していない。 また、廃棄物等の運搬に用いる車両は碧南市内の幹線道路である市道港南1号線(産業道路)を通行する計画とすることで、市街地への影響の低減を図るなど、方法書以降の手続において実行可能な環境保全措置を検討することで、環境影響の回避又は低減が可能である。 このため、計画段階配慮事項として選定しない。
	硫黄酸化物	【廃棄物最終処分場】 ・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航	
	粉じん等	【廃棄物最終処分場】 ・埋立・覆土用機械の稼働 ・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行 ・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航	令和5年度の事業実施想定区域周辺における降下ばいじんの観測の結果、降下ばいじん量に係る参考値を上回る地点は存在していない。このほか、浮遊粒子状物質濃度の観測の結果、環境基準の短期的濃度に係る基準を超過した地点が存在するが、その超過した日数及び時間帯は限定的であるとともに、長期的濃度に係る環境基準はすべての地点で満足している。 また、廃棄物等の運搬に用いる車両は碧南市内の幹線道路である市道港南1号線(産業道路)を通行する計画とするほか、廃棄物の運搬にあたっては、関連車両にシートによる覆いを施す等の対策により、事業実施想定区域や車両走行ルート周辺への粉じん等の影響の低減を図るなど、方法書以降の手続において実行可能な環境保全措置を検討することで、環境影響の回避又は低減が可能である。 このため、計画段階配慮事項として選定しない。
騒音	騒音	【廃棄物最終処分場】 ・埋立・覆土用機械の稼働 ・浸出液処理施設の稼働 ・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	事業実施想定区域と最寄り住居（碧南市川口町）の間には約2kmの離隔があり、事業実施想定区域において発生する騒音及び振動が生活環境に重大な影響を及ぼす可能性は小さい。 また、廃棄物等の運搬に用いる車両は碧南市内の幹線道路である市道港南1号線(産業道路)を通行する計画とすることで、市街地への影響の低減を図るなど、方法書以降の手続において実行可能な環境保全措置を検討することで、環境影響の回避又は低減が可能である。 このため、計画段階配慮事項として選定しない。
振動	振動	【廃棄物最終処分場】 ・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	

表 4.2-3(2) 計画段階配慮事項として選定しない理由

項目			計画段階配慮事項として選定しない理由
環境要素の区分		影響要因の区分	
悪臭	悪臭	【廃棄物最終処分場】 ・ 廃棄物の存在・分解	本事業で整備する最終処分場では、可燃性の廃棄物は焼却したものを受け入れ、腐敗性の廃棄物は受け入れない。 また、事業実施想定区域と最寄り住居（碧南市川口町）の間には約 2km の離隔があり、事業実施想定区域において発生する悪臭が生活環境に重大な影響を及ぼす可能性は小さい。 このため、計画段階配慮事項として選定しない。
水質	水の濁り	【廃棄物最終処分場】 ・ 浸出液処理水の排出	浸出液処理水の排出にあたっては、水の濁りの指標である浮遊物質量（SS）や有害物質等について法基準以下の自主管理基準値を設けて管理するほか、廃棄物等の受入基準を設定することにより環境影響の低減を図るなど、方法書以降の手続において実行可能な環境保全措置を検討することで、環境影響の回避又は低減が可能である。 このため、計画段階配慮事項として選定しない。
	有害物質等	【廃棄物最終処分場】 ・ 浸出液処理水の排出	
地形及び地質	重要な地形及び地質	【公有水面の埋立て】 ・ 埋立地又は干拓地の存在 【廃棄物最終処分場】 ・ 最終処分場の存在	既往文献による調査の結果、事業実施想定区域には重要な地形及び地質は存在していない。 このため、計画段階配慮事項として選定しない。
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	【公有水面の埋立て】 ・ 埋立地又は干拓地の存在 【廃棄物最終処分場】 ・ 最終処分場の存在	本事業の実施により、主要な眺望点や景観資源の改変は生じない。 また、本事業で整備する廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場は、既設の衣浦ポートアイランド最終処分場に隣接する形で整備する計画であり、本事業に伴う処分場の水平見込み角の大規模な変化は生じないことや、設置する構造物は小規模なものを想定している ^注 ことから、周辺からの眺望景観に重大な影響を及ぼす可能性は小さい。 このため、計画段階配慮事項として選定しない。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	【公有水面の埋立て】 ・ 埋立地又は干拓地の存在 【廃棄物最終処分場】 ・ 最終処分場の存在	本事業の実施により、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の改変は生じない。 また、事業実施想定区域周辺の主要な人と自然との触れ合いの活動の場については、事業実施想定区域から十分な離隔があることや「景観」の項目で示したように眺望景観の重大な影響は想定されないこと、さらに工事用車両及び廃棄物運搬車両の走行ルートを経南 1 号線（産業道路）に限定することから、環境の場やアクセス特性について重大な影響を及ぼす可能性は小さい。 このため、計画段階配慮事項として選定しない。

注) 既設の衣浦ポートアイランド最終処分場に整備されている管理施設は2階建てであり、本事業で整備する管理施設も同程度の規模を想定している。

表 4.2-3(3) 計画段階配慮事項として選定しない理由

項目		計画段階配慮事項として選定しない理由
環境要素の区分	影響要因の区分	
温室効果 ガス等	メタン	本事業で整備する廃棄物最終処分場において、可燃性の廃棄物は焼却したものを受入れ、腐敗性廃棄物は受入れない計画とすることで、メタンの発生量の抑制を図る。 このため、計画段階配慮事項として選定しない。
	二酸化炭素	本事業においては、省エネルギー型の建設機械の導入、高負荷運転の抑制等により、二酸化炭素の排出量の抑制を図るなど、方法書以降の手續において実行可能な環境保全措置を検討することで、環境影響の回避又は低減が可能である。 このため、計画段階配慮事項として選定しない。

4.3 調査、予測及び評価手法の選定

計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法は、「公有水面埋立事業に係る主務省令」及び「廃棄物最終処分場事業に係る主務省令」に定められている手法を参考にし、本事業による事業特性及び地域特性を踏まえ選定した。

計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法は、表 4.3-1 に示すとおりである。

表 4.3-1(1) 選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法

項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分			
水質	水の汚れ	【調査項目】 - 海水の流れの状況 - 水質の状況 (化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)、全リン(T-P)の濃度) 【調査方法】 - 文献その他の資料調査	【予測項目】 - 海水の流れの変化 - 水質の変化 【予測方法】 - 多層レベルモデル - 多層保存系モデル 【予測対象時期】 - 埋立地の存在及び最終処分場の供用時^注	事業前後の海水の流れ及び水質の変化について、複数案ごとの環境影響の程度を整理し、これらにより評価する。
動物	重要な種及び注目すべき生息地	【調査項目】 - 底生生物、魚類、海生哺乳類、海生爬虫類、注目すべき生息地 【調査方法】 - 文献その他の資料調査	【予測項目】 - 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響 【予測方法】 - 出現位置が確認できた動物の重要な種及び注目すべき生息地と事業実施想定区域の重ね合わせによる影響の定性予測 - 水質(水の汚れ)の変化を踏まえた重要な種及び注目すべき生息地に与える影響の定性予測 【予測対象時期】 - 埋立地の存在及び最終処分場の供用時^注	埋立地の存在及び水質の変化に伴う重要な種及び注目すべき生息地への影響について、環境影響の程度を整理することにより評価する。また、このうち水質の変化に伴う影響については、複数案ごとの環境影響の程度を比較することにより評価する。

注) 予測対象時期は、廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場が存在するとともに、廃棄物最終処分場からの浸出液処理水の排出が定常状態にある時期とした。

表 4.3-1(2) 選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法

項目		調査の手法	予測の手法	評価の手法
環境要素の区分	影響要因の区分			
植物	重要な種及び群落	【調査項目】 ・海藻草類、群落 【調査方法】 ・文献その他の資料調査	【予測項目】 ・植物の重要な種及び群落への影響 【予測方法】 ・出現位置が確認できた植物の重要な種及び群落と事業実施想定区域の重ね合わせによる影響の定性予測 ・水質（水の汚れ）の変化を踏まえた重要な種及び群落に与える影響の定性予測 【予測対象時期】 ・埋立地の存在及び最終処分場の供用時^注	・埋立地の存在及び水質の変化に伴う重要な種及び群落への影響について、環境影響の程度を整理することにより評価する。また、このうち水質の変化に伴う影響については、複数案ごとの環境影響の程度を比較することにより評価する。
生態系	地域を特徴づける生態系	【調査項目】 ・重要な自然環境のまとまりの場 【調査方法】 ・文献その他の資料調査	【予測項目】 ・重要な自然環境のまとまりの場への影響 【予測方法】 ・重要な自然環境のまとまりの場と事業実施想定区域の重ね合わせによる影響の定性予測 ・水質（水の汚れ）の変化を踏まえた重要な自然環境のまとまりの場に与える影響の定性予測 【予測対象時期】 ・埋立地の存在及び最終処分場の供用時^注	・埋立地の存在及び水質の変化に伴う重要な自然環境のまとまりの場への影響について、環境影響の程度を整理することにより評価する。また、このうち水質の変化に伴う影響については、複数案ごとの環境影響の程度を比較することにより評価する。

注) 予測対象時期は、廃棄物最終処分場及び浚渫土砂処分場が存在するとともに、廃棄物最終処分場からの浸出液処理水の排出が定常状態にある時期とした。

4.4 調査、予測及び評価の結果

4.4.1 水質（水の汚れ）

(1) 調査

1) 調査の手法

国又は関係地方公共団体が有する入手可能な最新の文献その他資料を用いた情報の収集により、事業実施想定区域周辺における海水の流れの状況、水質（化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）及び全リン（T-P））の状況を整理した。

2) 調査の結果

国又は関係地方公共団体が有する入手可能な最新の文献その他資料を用いた情報の収集により、令和5年度の化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）及び全リン（T-P）の調査結果を整理した。

その結果、化学的酸素要求量（COD）については、調査が行われた5地点のうち4地点が環境基準点に設定されており、日間平均値の75%値は、このうち2地点で環境基準を達成していた。全窒素（T-N）及び全リン（T-P）については、調査が行われた5地点のうち3地点が環境基準点に設定されており、全窒素（T-N）の年間平均値はこのうち2地点で、全リン（T-P）の年間平均値はこのうち1地点で環境基準を達成していた。

(2) 予測

埋立地の存在及び浸出液処理水の排出に伴う周辺海域の海水の流れ及び水質（水の汚れ）に及ぼす影響について、排水位置が異なる 3 案の比較を行うため、数値シミュレーションにより定量的に予測した。

1) 予測の手法

本事業による影響を予測するため、海水の流れ及び水質（化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）、全燐（T-P））について、将来（埋立地の存在及び最終処分場の供用時の浸出液処理水の排出）と現況（埋立地なし）との差流速と濃度差を予測した。

予測の概要は表 4.4-1 に示すとおりであり、海水の流れの変化は多層レベルモデル、水質の変化は多層保存系モデルを用いて予測を行った。予測対象範囲は、図 4.4-1 に示すとおりである。

なお、流動場^{注1}は、恒流及び当該海域で最も卓越する M₂ 分潮（主太陰半日周潮）^{注2}とした。

注1) 流動場とは、流速の空間分布を示す。

注2) M₂分潮（主太陰半日周潮）とは、月による起潮力を調和分解して展開したときの最大の振幅をもつ分潮を示し、周期は12.42時間である。

表 4.4-1 予測の概要

項 目	海水の流れの変化	水質の変化
環境要因	埋立地の存在 最終処分場の供用（浸出液処理水の排出）	
予測項目	潮流、平均流	化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)、全燐(T-P)
予測対象範囲	大領域：三河湾全域 中領域1：知多湾（海田鼻～生田鼻を結ぶ線の北側） 中領域2：衣浦港中央ふ頭付近～衣浦港港湾区域南端境界付近 小領域：事業実施想定区域付近	
格子間隔	大領域：800m 格子 中領域1：400m 格子 中領域2：200m 格子 小領域：100m 格子	
層区分	5層（第1層：平均水面～平均水面下2m、第2層：平均水面下2m～4m、第3層：平均水面下4m～8m、第4層：平均水面下8m～12m、第5層：平均水面下12m以深）	
現況年度	令和2年度 ^注	
予測対象時期	埋立地の存在及び最終処分場の供用時（事業活動が定常状態となる時期）、年平均	
予測モデル	多層レベルモデル	多層保存系モデル
対象潮汐	M ₂ 分潮	M ₂ 分潮
備考	本事業による影響を予測するため、将来（埋立地の存在及び最終処分場の供用時の浸出液処理水の排出）と現況（埋立地なし）との流速予測結果の差流速を予測した。	本事業による影響を予測するため、将来（埋立地の存在及び最終処分場の供用時の浸出液処理水の排出）と現況（埋立地なし）との水質予測結果の濃度差を予測した。

注) 既存資料調査で得られた淡水流入量や流入負荷量等の情報が令和2年度であったため、現況年度を令和2年度とした。

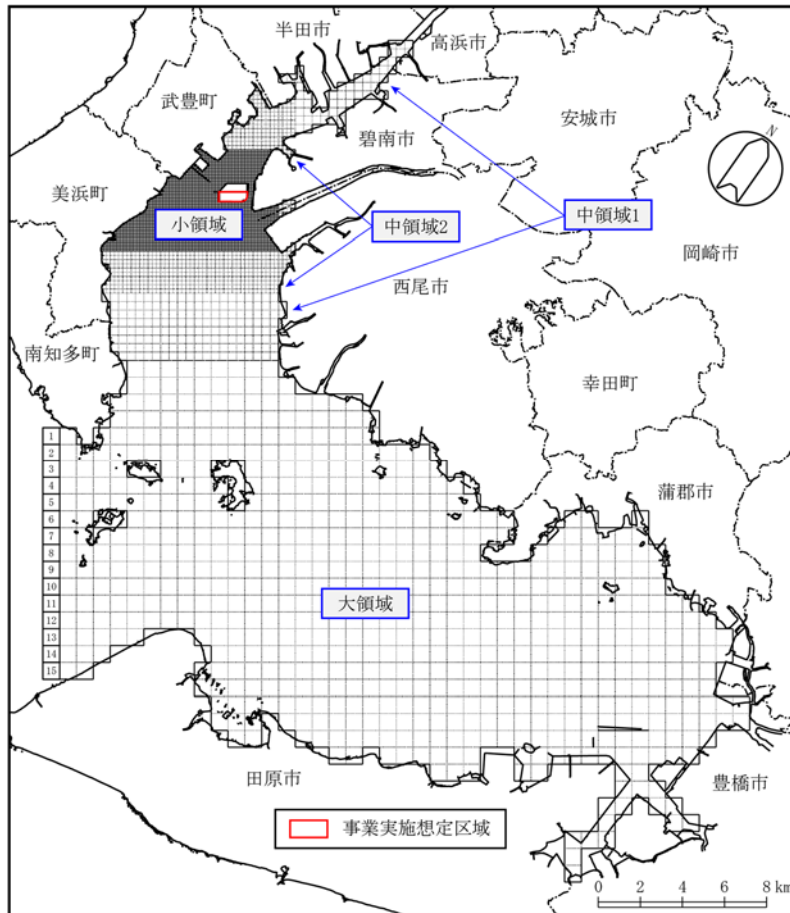


図 4.4-1(1) 予測対象範囲と格子分割 (全域)

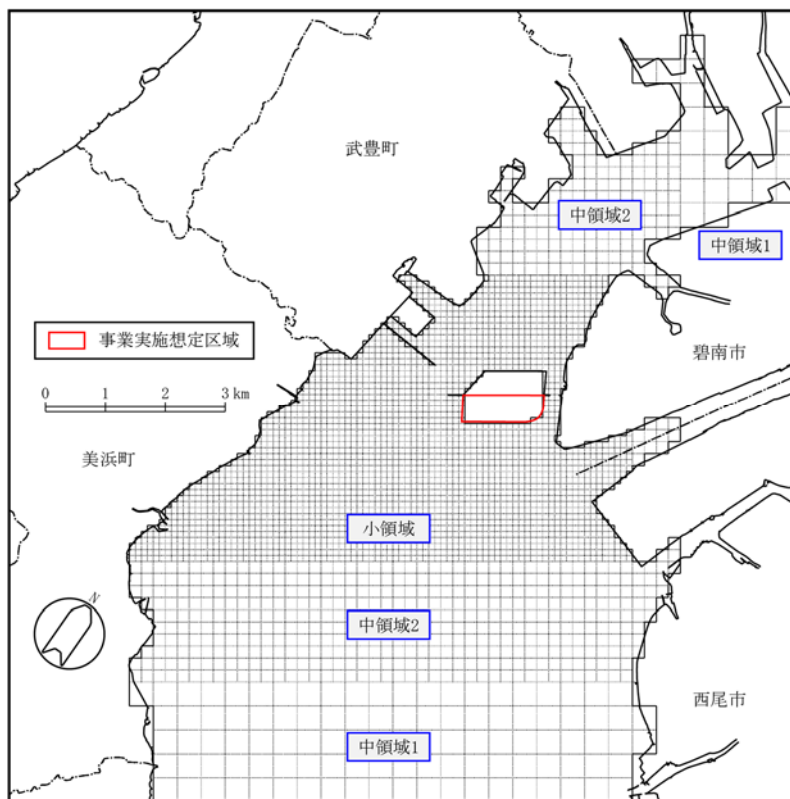


図 4.4-1(2) 予測対象範囲と格子分割 (事業実施想定区域付近)

2) 予測の諸元

海水の流れの変化及び水質の変化の予測に係る予測ケース及び各ケースでの予測条件は表 4.4-2 に、排水位置は表 4.4-3 に示すとおりとした。

浸出液処理施設の計画（浸出液処理水の排出水量及び排出濃度等）は今後検討していくことから、計画段階環境配慮書の予測における排出水量及び排出濃度については以下の考え方により設定した。

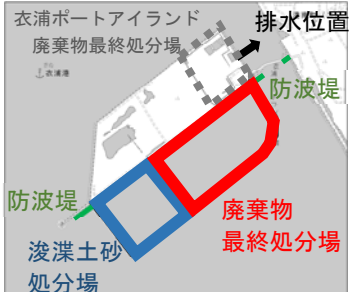
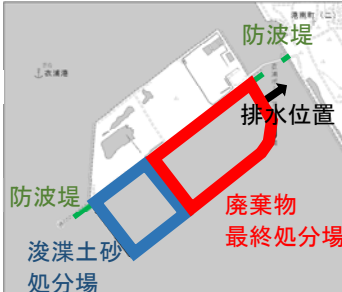
排出水量：廃棄物の受入により排除される海水の水量及び雨水に由来する排出水量を基に設定

排出濃度：「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」の排水基準を設定

表 4.4-2 予測ケース及び各ケースでの予測条件

ケース	予測条件		
	排水位置	排出口の深さ	排出量
A 案	衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場処理水と同一の位置	第 1 層 (平均水面～平均水面下 2m)	排出水量：2,700m ³ /日 化学的酸素要求量 (COD) : 243kg/日 (90mg/L) 全窒素 (T-N) : 162kg/日 (60mg/L) 全磷 (T-P) : 21.6kg/日 (8mg/L)
B 案	事業実施想定区域の東側	第 1 層 (平均水面～平均水面下 2m)	
C 案	事業実施想定区域の南側	第 1 層 (平均水面～平均水面下 2m)	

表 4.4-3 排水位置

No.	A 案	B 案	C 案
複数案の概要	 排水位置 防波堤 廃棄物最終処分場 浚渫土砂処分場	 排水位置 防波堤 廃棄物最終処分場 浚渫土砂処分場	 排水位置 防波堤 廃棄物最終処分場 浚渫土砂処分場
	排水位置を、衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の処理水の排水位置と同様の位置に設ける。	排水位置を、事業実施想定区域の東側に設ける。	排水位置を、事業実施想定区域の南側に設ける。

3) 予測の結果

複数案ごとの流況及び水質への影響の比較結果は、表 4.4-4 に示すとおりである。また、海水の流れの変化及び水質の変化の予測の結果は、以下に示すとおりである。

【海水の流れの変化】

排水位置が異なる 3 案について、将来（埋立地の存在及び浸出液処理水の排出）と現況（埋立地なし）の流速予測結果の差値より整理した差流速は、表 4.4-5 に示すとおりである。

なお、差流速は、上げ潮最強時（衣浦港の低潮後 3 時）及び下げ潮最強時（衣浦港の高潮後 3 時）の分布を、後述する化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）及び全リン（T-P）の図示層に合わせて第 1 層及び第 3 層について示した。

埋立地の南側、東側、西側などにおいて、上げ潮最強時には $-2\sim+4\text{cm/s}$ 程度、下げ潮最強時には $-6\sim+4\text{cm/s}$ 程度の差流速が生じているが、排水位置の違いによる差はほとんど見られない。

【水質の変化】

排水位置が異なる 3 案について、将来（埋立地の存在及び浸出液処理水の排出）と現況（埋立地なし）の水質予測結果の差値より整理した化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）及び全リン（T-P）の濃度上昇の範囲は、表 4.4-6～表 4.4-8 に示すとおりである。

なお、化学的酸素要求量（COD）は、事業実施想定区域付近の環境基準点の採水水深（上層：0m、中層：5m）に対応する第 1 層（平均水面～平均水面下 2m）及び第 3 層（平均水面下 4m～8m）、全窒素（T-N）及び全リン（T-P）は環境基準の評価層である表層を含む第 1 層について示した。

化学的酸素要求量（COD）は、第 1 層では排水位置の近傍に 0.1mg/L 程度の濃度上昇が見られる。第 3 層では 3 案とも埋立地の北東側の水路部に 0.1mg/L 程度の濃度上昇が見られるが、排水位置の違いによる差はほとんど見られない。

全窒素（T-N）は、排水位置の近傍において $0.04\sim0.08\text{mg/L}$ の濃度上昇の範囲に違いが見られるが、 0.01mg/L 以上の濃度上昇の範囲は 3 案で大きな違いはない。

全リン（T-P）は、排水位置の近傍において $0.006\sim0.010\text{mg/L}$ の濃度上昇の範囲に違いが見られるが、 0.001mg/L 以上の濃度上昇の範囲は 3 案で大きな違いはない。

表 4.4-4 流況及び水質への影響の比較結果

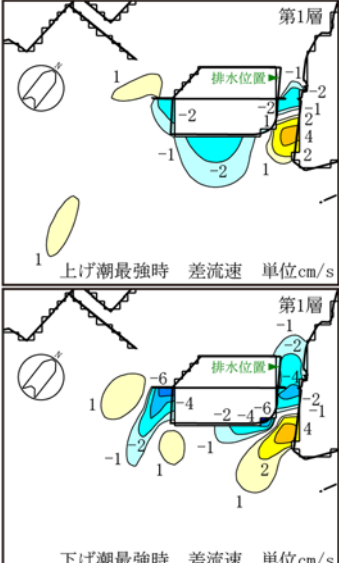
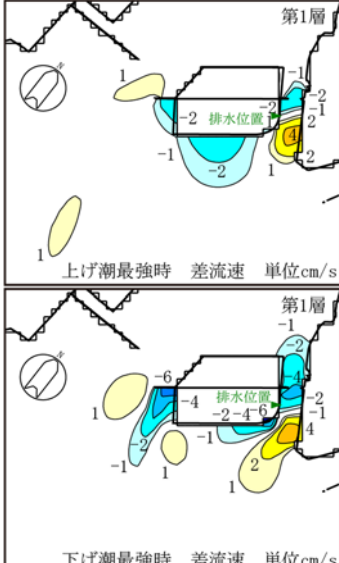
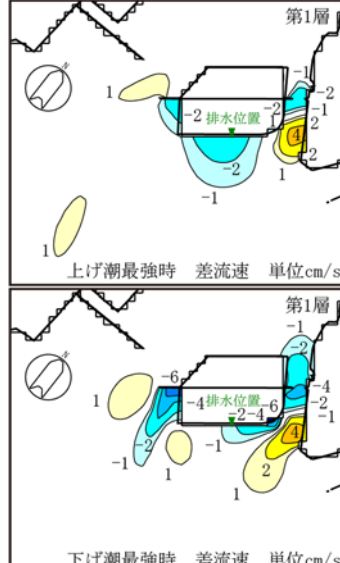
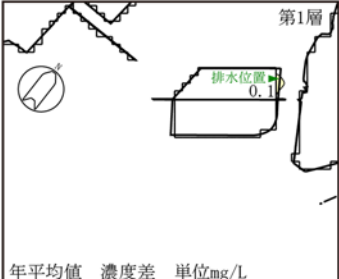
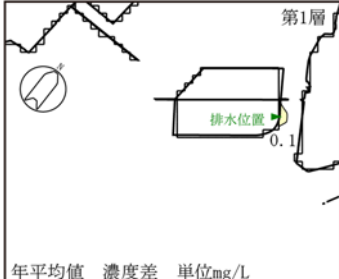
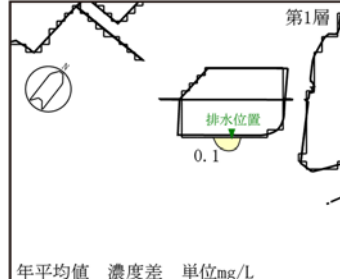
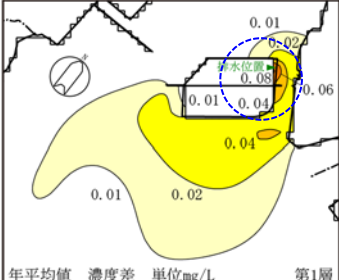
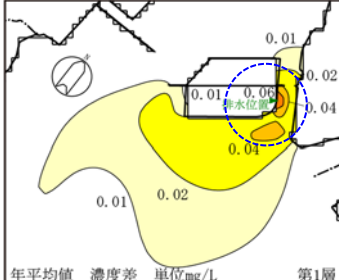
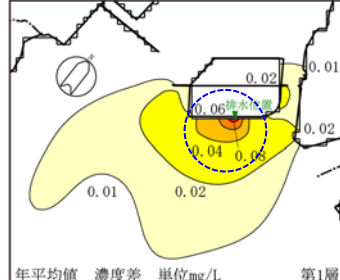
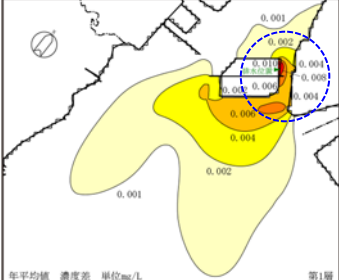
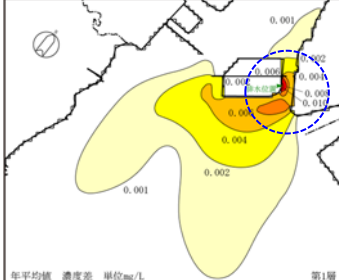
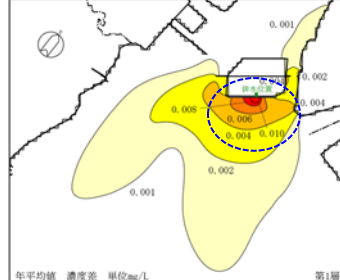
評価要素	A 案	B 案	C 案
流況の変化	 第1層 上げ潮最強時 差流速 単位cm/s 下げ潮最強時 差流速 単位cm/s	 第1層 上げ潮最強時 差流速 単位cm/s 下げ潮最強時 差流速 単位cm/s	 第1層 上げ潮最強時 差流速 単位cm/s 下げ潮最強時 差流速 単位cm/s
埋立地の南側、東側、西側などにおいて、上げ潮最強時には-2～+4cm/s 程度、下げ潮最強時には-6～+4cm/s 程度の差流速が生じているが、排水位置の違いによる差はほとんど見られない。			
化学的酸素要求量 (COD)	 第1層 年平均値 濃度差 単位mg/L	 第1層 年平均値 濃度差 単位mg/L	 第1層 年平均値 濃度差 単位mg/L
第1層では排水位置の近傍に 0.1mg/L 程度の濃度上昇が見られる。第3層では3案とも埋立地の北東側の水路部に 0.1mg/L 程度の濃度上昇が見られるが、排水位置の違いによる差はほとんど見られない。			
全窒素 (T-N)	 第1層 年平均値 濃度差 単位mg/L	 第1層 年平均値 濃度差 単位mg/L	 第1層 年平均値 濃度差 単位mg/L
排水位置の近傍において 0.04～0.08mg/L の濃度上昇の範囲に違いが見られるが、0.01mg/L 以上の濃度上昇の範囲は3案で大きな違いはない。			
全燐 (T-P)	 第1層 年平均値 濃度差 単位mg/L	 第1層 年平均値 濃度差 単位mg/L	 第1層 年平均値 濃度差 単位mg/L
排水位置の近傍において 0.006～0.010mg/L の濃度上昇の範囲に違いが見られるが、0.001mg/L 以上の濃度上昇の範囲は3案で大きな違いはない。			

表 4.4-5(1) 流況シミュレーションの結果（上げ潮最強時：第1層）

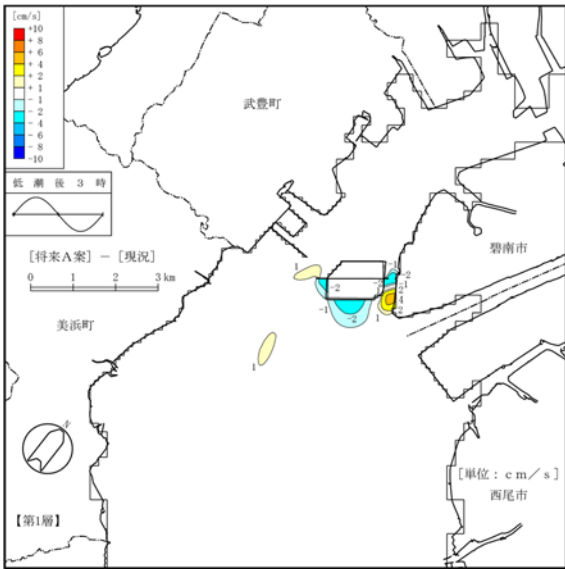
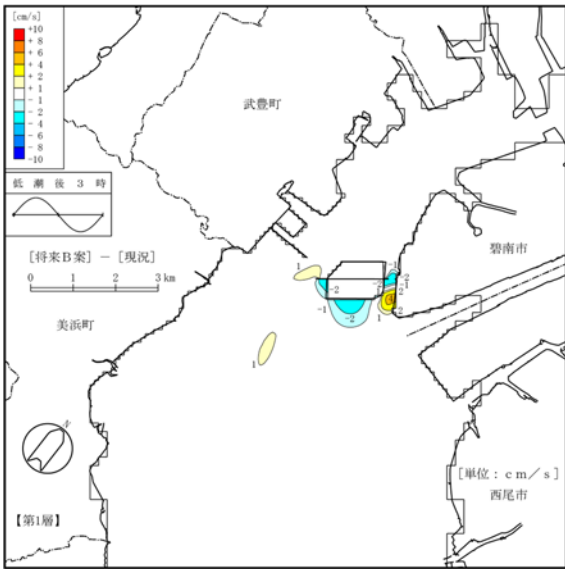
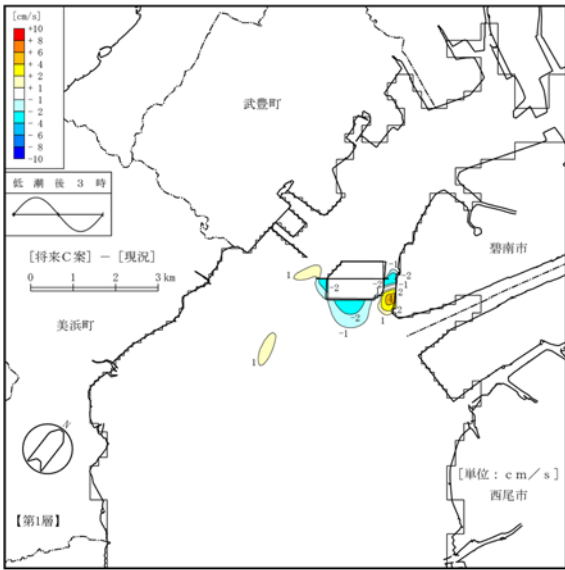
	予測結果 (将来（埋立地あり＋浸出液処理水）－現況（埋立地なし）)	結果の概要
A 案	 【第1層】	埋立地の南側、東側、西側などにおいて、 $-2 \sim +4 \text{ cm/s}$ 程度の差流速が生じている。
B 案	 【第1層】	埋立地の南側、東側、西側などにおいて、 $-2 \sim +4 \text{ cm/s}$ 程度の差流速が生じている。
C 案	 【第1層】	埋立地の南側、東側、西側などにおいて、 $-2 \sim +4 \text{ cm/s}$ 程度の差流速が生じている。

表 4.4-5(2) 流況シミュレーションの結果（上げ潮最強時：第3層）

	予測結果 (将来（埋立地あり＋浸出液処理水）－現況（埋立地なし）)	結果の概要
A 案		埋立地の南側、東側、西側などにおいて、 $-2 \sim +4 \text{ cm/s}$ 程度の差流速が生じている。
B 案		埋立地の南側、東側、西側などにおいて、 $-2 \sim +4 \text{ cm/s}$ 程度の差流速が生じている。
C 案		埋立地の南側、東側、西側などにおいて、 $-2 \sim +4 \text{ cm/s}$ 程度の差流速が生じている。

表 4.4-5(3) 流況シミュレーションの結果（下げ潮最強時：第1層）

	予測結果 (将来（埋立地あり＋浸出液処理水）－現況（埋立地なし）)	結果の概要
A 案		埋立地の南側、東側、西側などにおいて、 $-6 \sim +4 \text{ cm/s}$ 程度の差流速が生じている。
B 案		埋立地の南側、東側、西側などにおいて、 $-6 \sim +4 \text{ cm/s}$ 程度の差流速が生じている。
C 案		埋立地の南側、東側、西側などにおいて、 $-6 \sim +4 \text{ cm/s}$ 程度の差流速が生じている。

表 4.4-5(4) 流況シミュレーションの結果（下げ潮最強時：第3層）

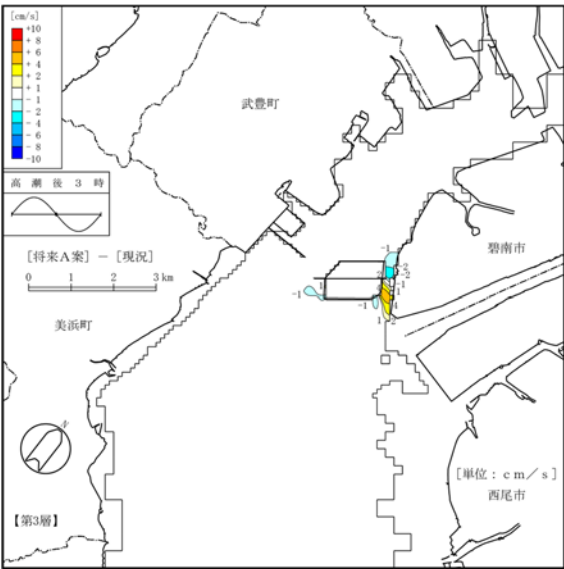
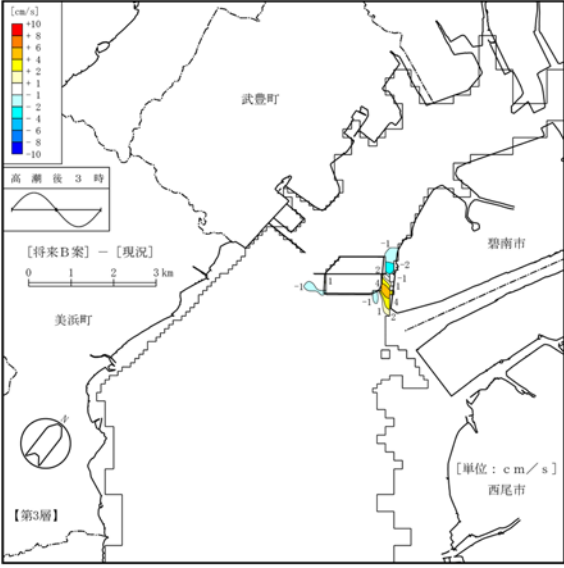
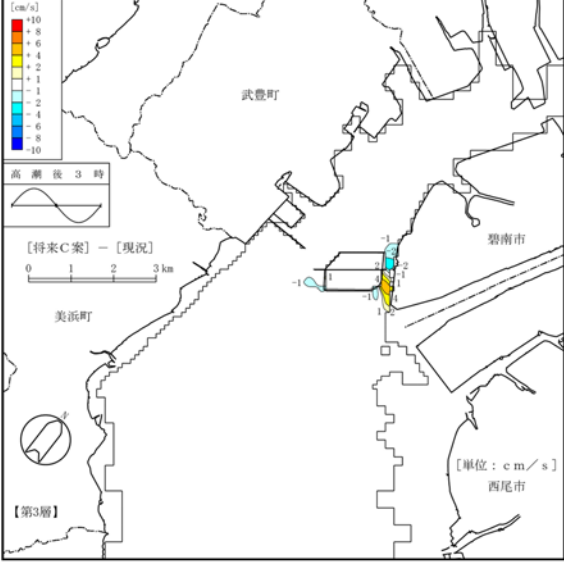
	予測結果 (将来（埋立地あり＋浸出液処理水）－現況（埋立地なし）)	結果の概要
A 案		埋立地の南側、東側、西側などにおいて、 $-2 \sim +4 \text{ cm/s}$ 程度の差流速が生じている。
B 案		埋立地の南側、東側、西側などにおいて、 $-2 \sim +4 \text{ cm/s}$ 程度の差流速が生じている。
C 案		埋立地の南側、東側、西側などにおいて、 $-2 \sim +4 \text{ cm/s}$ 程度の差流速が生じている。

表 4.4-6(1) 水質シミュレーションの結果（化学的酸素要求量（COD）：第1層）

	予測結果 （将来（埋立地あり＋浸出液処理水）－現況（埋立地なし））	結果の概要
A 案		排水位置の近傍において最大で 0.1mg/L 程度の濃度上昇が見られる。
B 案		排水位置の近傍において最大で 0.1mg/L 程度の濃度上昇が見られる。
C 案		排水位置の近傍において最大で 0.1mg/L 程度の濃度上昇が見られる。

表 4.4-6(2) 水質シミュレーションの結果（化学的酸素要求量（COD）：第3層）

	予測結果 （将来（埋立地あり＋浸出液処理水）－現況（埋立地なし））	結果の概要
A 案		埋立地の北東側水路部において最大で 0.1mg/L 程度の濃度上昇が見られる。
B 案		埋立地の北東側水路部において最大で 0.1mg/L 程度の濃度上昇が見られる。
C 案		埋立地の北東側水路部において最大で 0.1mg/L 程度の濃度上昇が見られる。

表 4.4-7 水質シミュレーションの結果（全窒素（T-N）：第1層）

	予測結果 （将来（埋立地あり＋浸出液処理水）－現況（埋立地なし））	結果の概要
A 案		排水位置の近傍において最大で0.08mg/L程度の濃度上昇が見られる。 0.01mg/L以上の濃度上昇が見られるのは、埋立地の北東側水路部や南側沖約3kmの範囲内である。
B 案		排水位置の近傍において最大で0.06mg/L程度の濃度上昇が見られる。 0.01mg/L以上の濃度上昇が見られるのは、埋立地の北東側水路部や南側沖約3kmの範囲内である。
C 案		排水位置の近傍において最大で0.08mg/L程度の濃度上昇が見られる。 0.01mg/L以上の濃度上昇が見られるのは、埋立地の北東側水路部や南側沖約3kmの範囲内である。

表 4.4-8 水質シミュレーションの結果（全燐（T-P）：第1層）

	予測結果 (将来（埋立地あり＋浸出液処理水）－現況（埋立地なし）)	結果の概要
A 案		排水位置の近傍において最大で 0.010mg/L 程度の濃度上昇が見られる。 0.001mg/L 以上の濃度上昇が見られるのは、埋立地の北東側水路部、南側沖約 4km、北側沖約 2km の範囲内である。
B 案		排水位置の近傍において最大で 0.010mg/L 程度の濃度上昇が見られる。 0.001mg/L 以上の濃度上昇が見られるのは、埋立地の北東側水路部、南側沖約 4km、北側沖約 2km の範囲内である。
C 案		排水位置の近傍において最大で 0.010mg/L 程度の濃度上昇が見られる。 0.001mg/L 以上の濃度上昇が見られるのは、埋立地の北東側水路部、南側沖約 4km、北側沖約 2km の範囲内である。

(3) 評価

1) 評価の手法

事業前後の海水の流れの変化及び水質の変化について、複数案ごとの環境影響の程度を整理し、これらを比較することにより評価した。

2) 評価の結果

海水の流れの変化及び水質の変化に係る予測の整理結果は、以下のとおりである。

【海水の流れの変化】

流況シミュレーション結果によれば、事業実施想定区域付近における現況の流速は、上げ潮最強時に第1層で21cm/s、第3層で30cm/s、下げ潮最強時に第1層で42cm/s、第3層で26cm/sとなっている。一方、事業前後の差流速（表 4.4-5）は3案とも事業実施想定区域のごく近傍を除けば±1cm/s 程度又はそれ以下であり、現況の流速に対し約 5%以下の変化にとどまっている。

【水質の変化】

環境基準点における水質予測結果と環境基準との比較を、事業実施想定区域周辺の環境基準点のうち直近の2地点（図 4.4-2）において行った。比較の結果は表 4.4-9 に示すとおりである。

化学的酸素要求量（COD）については、3案のいずれにおいても環境基準点 K-3 及び K-4 における濃度上昇は 0.1mg/L 未満とわずかである。

全窒素（T-N）、全リン（T-P）については、環境基準点 K-3 では将来濃度は3案とも環境基準に適合しており、濃度上昇もわずかである。環境基準点 K-4 では将来濃度は3案とも環境基準に適合していないが、バックグラウンド濃度が既に環境基準値を超過しており、環境基準点 K-4 における濃度上昇は全窒素（T-N）が 0.0107～0.0114mg/L、全リン（T-P）が 0.00160～0.00170mg/L と 3案ともわずかであることから、環境基準の達成に支障を及ぼすものではないと考えられる。また、排水位置の違いによる水質（水の汚れ）への影響（水質シミュレーションの結果：表 4.4-7～表 4.4-8）を比較すると、全窒素（T-N）、全リン（T-P）とも排水位置の近傍を除けば大きな違いは認められず、3案とも概ね同様の状況となっている。

以上より、3案とも海水の流れ及び水質に係る影響は小さいと予測される。

ただし、今回は計画段階環境配慮書の予測であるため、浸出液処理水の諸元が現段階で決定していないこと、水質の数値シミュレーションは現時点で入手可能な既存資料データを用いて予測を行っていること等から、予測の不確実性を有する。このため、今後の環境影響評価手続において、「3)環境影響評価方法書以降の手続で留意する事項」に示す調査、予測及び環境保全措置の検討等を行うことから、重大な影響の回避又は低減が図られると評価する。

3) 環境影響評価方法書以降の手続で留意する事項

今後、保有水等の処理を行う浸出液処理施設の具体的な計画や自主管理基準値を検討するとともに、環境影響評価方法書以降の手続における現地調査の実施により、数値シミュレーションに必要なデータを取得した上で影響予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、環境影響の低減を図っていく。

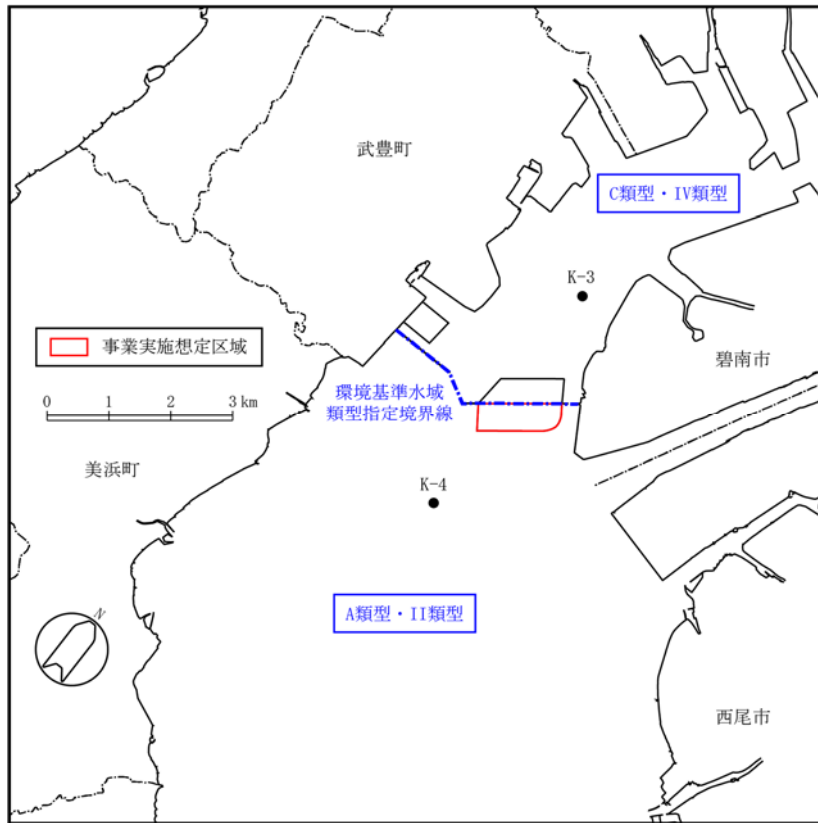


図 4.4-2 環境基準点

表 4.4-9 環境基準点における水質予測結果と環境基準との比較

【化学的酸素要求量 (COD)】(全層平均(第1層及び第3層の平均))

環境基準点	類型	寄与濃度 (年間75%値) [mg/L] (a)			バック グラウンド 濃度 (年間75%値) [mg/L] (b)	寄与濃度＋ バックグラウンド濃度 [mg/L] (c)=(a)+(b)			環境基準	バックグラウンド濃 度に対する寄与割合 [%] (a)/(b)×100		
		A 案	B 案	C 案		A 案	B 案	C 案		A 案	B 案	C 案
K-3	C	0.014	0.014	0.014	3.9	3.914	3.914	3.914	8mg/L 以下	0.36	0.36	0.36
K-4	A	0.016	0.017	0.017	3.4	3.416	3.417	3.417	2mg/L 以下	0.47	0.50	0.50

注1) 寄与濃度は、水質予測結果(年平均値)を年間75%値に換算して算出した。なお、換算式は、公共用水域水質測定結果(愛知県)より各環境基準点の水質の年平均値に対する年間75%値の比として作成した。

注2) 寄与濃度の全層平均の算出には、両環境基準点の採水層(上層:水面下0m、中層:水面下5m)に対応する第1層及び第3層の濃度計算値を用いた。

注3) バックグラウンド濃度は、各環境基準点における公共用水域水質測定結果(愛知県)である。

注4) 公共用水域水質測定結果は、水質予測の現況年度に合わせて、令和2年度の測定結果を用いた。

【全窒素 (T-N)】(第1層)

環境基準点	類型	寄与濃度 (年平均値) [mg/L] (a)			バック グラウンド 濃度 (年平均値) [mg/L] (b)	寄与濃度＋ バックグラウンド濃度 [mg/L] (c)=(a)+(b)			環境基準	バックグラウンド濃 度に対する寄与割合 [%] (a)/(b)×100		
		A 案	B 案	C 案		A 案	B 案	C 案		A 案	B 案	C 案
K-3	IV	0.0058	0.0056	0.0057	0.47	0.4758	0.4756	0.4757	1mg/L 以下	1.2	1.2	1.2
K-4	II	0.0107	0.0112	0.0114	0.33	0.3407	0.3412	0.3414	0.3mg/L 以下	3.2	3.4	3.5

注1) バックグラウンド濃度は、各環境基準点における公共用水域水質測定結果(愛知県)である。

注2) 公共用水域水質測定結果は、水質予測の現況年度に合わせて、令和2年度の測定結果を用いた。

注3) 環境基準点における水質予測結果と環境基準との比較にあたっては、令和7年12月時点(計画段階環境配慮書作成時点)における生活環境の保全に関する水質環境基準を用いた。

【全燐 (T-P)】(第1層)

環境基準点	類型	寄与濃度 (年平均値) [mg/L] (a)			バック グラウンド 濃度 (年平均値) [mg/L] (b)	寄与濃度＋ バックグラウンド濃度 [mg/L] (c)=(a)+(b)			環境基準	バックグラウンド濃 度に対する寄与割合 [%] (a)/(b)×100		
		A 案	B 案	C 案		A 案	B 案	C 案		A 案	B 案	C 案
K-3	IV	0.00093	0.00091	0.00092	0.053	0.05393	0.05391	0.05392	0.09mg/L 以下	1.8	1.7	1.7
K-4	II	0.00160	0.00168	0.00170	0.032	0.03360	0.03368	0.03370	0.03mg/L 以下	5.0	5.3	5.3

注1) バックグラウンド濃度は、各環境基準点における公共用水域水質測定結果(愛知県)である。

注2) 公共用水域水質測定結果は、水質予測の現況年度に合わせて、令和2年度の測定結果を用いた。

注3) 環境基準点における水質予測結果と環境基準との比較にあたっては、令和7年12月時点(計画段階環境配慮書作成時点)における生活環境の保全に関する水質環境基準を用いた。

4.4.2 動物、植物及び生態系

(1) 調査

1) 調査の手法

国又は関係地方公共団体が有する入手可能な最新の文献その他資料を用いた情報の収集により、事業実施想定区域周辺における動物、植物及び生態系の状況を整理した。

2) 調査の結果

① 動物

国又は関係地方公共団体が有する入手可能な最新の文献その他資料を用いた情報の収集により整理した海生動物の重要な種として、底生生物はゴマフホラダマシ、ウモレベンケイガニ等の 101 種、海域魚類はシロザメ、アオギス等の 20 種、海生哺乳類はスナメリ、海生爬虫類はアカウミガメがそれぞれ 1 種確認された。このうち、文献から出現位置の情報が得られたものは浅海域を遊泳するスナメリ、アカウミガメの 2 種であった。

また、注目すべき生息地として、三河湾が重要海域に、矢作川河口等の塩性湿地・藻場・干潟が重要湿地に、矢作川河口が重要野鳥生息地（IBA）に選定されているほか、沿岸部に藻場・干潟及び湿地が存在している。また、「海鳥繁殖地（2022 年）：海鳥コロニーデータベース」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）によると「知多湾三河湾内」がコアジサシの繁殖地とされている。

② 植物

国又は関係地方公共団体が有する入手可能な最新の文献その他資料を用いた情報の収集により整理した植物の重要な種の調査結果は、前述の「第 3 章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.2 自然的状況 3.2.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」の表 3.2-69 に示すとおりである。植物の重要な種として、イトゲノマユハキ、アサクサノリの 2 種が確認されたが、出現位置の情報は得られなかった。

また、重要な群落は前述の図 3.2-23、図 3.2-25 に示すとおりであり、沿岸部の 4 ヶ所に藻場（アマモ場）が確認されているほか、矢作川に植生自然度 10 の植生（ヨシクラス）が存在している。

③ 生態系

国又は関係地方公共団体が有する入手可能な最新の文献その他資料を用いた情報の収集により整理した重要な自然環境のまとまりの場として、前述の「注目すべき生息地」で示したとおり、三河湾が重要海域に、矢作川河口等の塩性湿地・藻場・干潟が重要湿地に、矢作川河口が重要野鳥生息地（IBA）に選定されているほか、沿岸部に藻場・干潟及び湿地が存在しており、動物及び植物の重要な生息・生育環境となっている。また、「海鳥繁殖地（2022年）：海鳥コロニーデータベース」（環境省自然環境局生物多様性センターホームページ）によると「知多湾三河湾内」がコアジサシの繁殖地とされている。

(2) 予測

1) 予測の手法

【埋立地の存在】

埋立地の存在による生息・生育地の消失の影響は、重要な種（動物・植物）、注目すべき生息地、重要な群落及び重要な自然環境のまとまりの場の分布と、事業実施想定区域の範囲の重ね合わせにより、埋立地の存在による消滅や縮小などの影響の程度を定性的に予測した。なお、重要な種は出現位置が確認できた種を対象とした。

【水質の変化】

埋立地の存在及び浸出液処理水の排出による水質の変化に伴う影響は、周辺海域の重要な種（動物・植物）の出現位置、注目すべき生息地、重要な群落及び重要な自然環境のまとまりの場の分布と、「4.3.1 水質（水の汚れ） (2) 予測 3) 予測の結果」で示した化学的酸素要求量（COD、第1層及び第3層）、全窒素（T-N、第1層）及び全リン（T-P、第1層）の濃度上昇の範囲を踏まえ、海域の動物、植物及び生態系への影響の程度を定性的に予測した。なお、重要な種は出現位置が確認できた種を対象とした。

注目すべき生息地、重要な群落及び重要な自然環境のまとまりの場の分布と、水質（水の汚れ）の化学的酸素要求量（COD、第1層及び第3層）の予測を重ね合わせた結果は図 4.4-3～図 4.4-4、全窒素（T-N、第1層）の予測を重ね合わせた結果は図 4.4-5、全リン（T-P、第1層）の予測を重ね合わせた結果は図 4.4-6 に示すとおりである。

2) 予測の結果

① 動物

(7) 重要な種

事業実施想定区域の周辺海域において、国又は関係地方公共団体が有する入手可能な最新の文献その他資料により出現位置が確認できた重要な種は2種であった。これらの種は表 4.4-10 に示すとおり、浅海域を主な生息環境としている種である。

表 4.4-10 海域の動物の重要な種

No.	分類	種名	主な生息環境			
			浅海域	河口汽水域	藻場	干潟
1	海生爬虫類	アカウミガメ	●			
2	海生哺乳類	スナメリ	●			

【埋立地の存在】

事業実施想定区域の周辺海域において、出現位置が確認できた動物の重要な種の生息環境である浅海域のうち、事業実施想定区域の面積（65ha）が失われるが、浅海域は三河湾の区域に広く残り、重要な種の生息環境は十分に残ると考えられることから、埋立地の存在に伴う生息環境の消滅や縮小による影響は小さいと予測される。

【水質の変化】

「4.3.1 水質（水の汚れ） (2) 予測 (3) 予測の結果」で示したとおり、化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）及び全リン（T-P）の濃度上昇の範囲は3案（A案、B案、C案）とも限定的であり、水質に係る影響はいずれも小さいと予測される。

このため、出現位置が確認できた動物の重要な種の生息環境に与える影響は、小さいと予測される。

(4) 注目すべき生息地

事業実施想定区域の周辺海域において干潟6ヶ所及び藻場（アマモ場）4ヶ所が確認されている。また、三河湾全体が重要海域に、矢作川河口等の塩性湿地、藻場及び干潟が重要湿地に、矢作川河口が重要野鳥生息地（IBA）に選定されているほか、沿岸部に藻場・干潟及び湿地が存在しており、注目すべき生息地となっている。

【埋立地の存在】

事業実施想定区域には、干潟、藻場（アマモ場）、重要野鳥生息地（IBA）及び重要湿地は存在しない。ただし、重要海域のうち事業実施想定区域の面積（65ha）が失われることから、埋立地の存在に伴う重要海域の消滅や縮小による影響が生じる可能性があるとして予測される。

【水質の変化】

注目すべき生息地と水質の予測を重ね合わせた結果は図 4.4-3～図 4.4-6 に示すとおりであり、重要海域に対する範囲は限定的であるほか、干潟、藻場（アマモ場）及び重要野鳥生息地（IBA）には化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）及び全リン（T-P）の濃度上昇の影響が及ばず、重要湿地についても濃度上昇は小さいことから、水質の変化に伴う影響は小さいと予測される。

② 植物

(7) 重要な種

【埋立地の存在・水質の変化】

事業実施想定区域及びその周辺において、国又は関係地方公共団体が有する入手可能な最新の文献その他資料から出現位置が確認できた植物の重要な種は存在しないことから、埋立地の存在による重要な種の生育地の消滅や縮小などの影響や水質の変化による影響は想定されないと予測される。

(4) 重要な群落

事業実施想定区域の周辺海域において、重要な群落として藻場（アマモ場）4ヶ所及び矢作川に植生自然度10の植生（ヨシクラス）が存在している。

【埋立地の存在】

事業実施想定区域には藻場（アマモ場）及び植生自然度が高い植生は存在しないことから、埋立地の存在による生育環境の消滅や縮小などの影響は想定されないと予測される。

【水質の変化】

藻場（アマモ場）及び植生自然度が高い植生と水質の予測を重ね合わせた結果は図4.3-3～図4.4-6に示すとおりであり、藻場（アマモ場）及び植生自然度が高い植生には化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）及び全リン（T-P）の濃度上昇の影響が及ばないと予測される。

③ 生態系

事業実施想定区域の周辺海域においては、干潟6ヶ所、藻場（アマモ場）4ヶ所が確認されている。また、三河湾全体が重要海域に、矢作川河口等の塩性湿地、藻場・干潟が重要湿地に、矢作川河口が重要野鳥生息地（IBA）に選定されているほか、沿岸部に藻場・干潟及び湿地が存在しており、重要な自然環境のまとまりの場となっている。

【埋立地の存在】

事業実施想定区域には、干潟、藻場（アマモ場）、重要湿地及び重要野鳥生息地（IBA）は存在しない。ただし、重要海域のうち事業実施想定区域の面積（65ha）が失われることから、埋立地の存在に伴う重要海域の消滅や縮小による影響が生じる可能性があるとして予測される。

【水質の変化】

重要な自然環境のまとまりの場と水質の予測を重ね合わせた結果は図4.4-3～図4.4-6に示すとおりであり、重要海域に対する範囲は限定的であるほか、干潟、藻場（アマモ場）及び重要野鳥生息地（IBA）には化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）及び全リン（T-P）の濃度上昇の影響が及ばず、重要湿地についても濃度上昇は小さいことから、水質の変化に伴う影響は小さいと予測される。

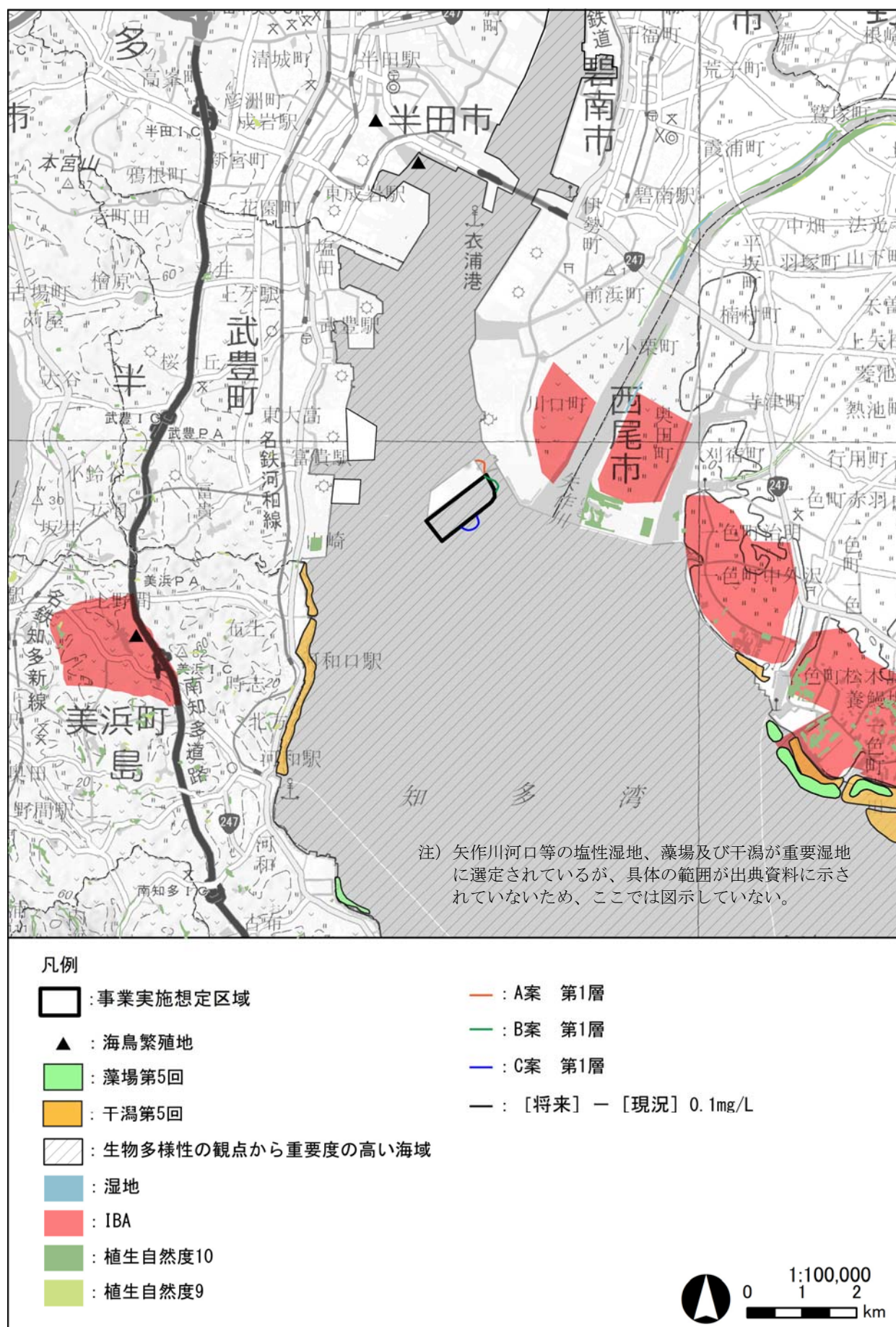


図 4.4-3 注目すべき生息地等の分布と化学的酸素要求量（COD）第1層の濃度上昇の範囲

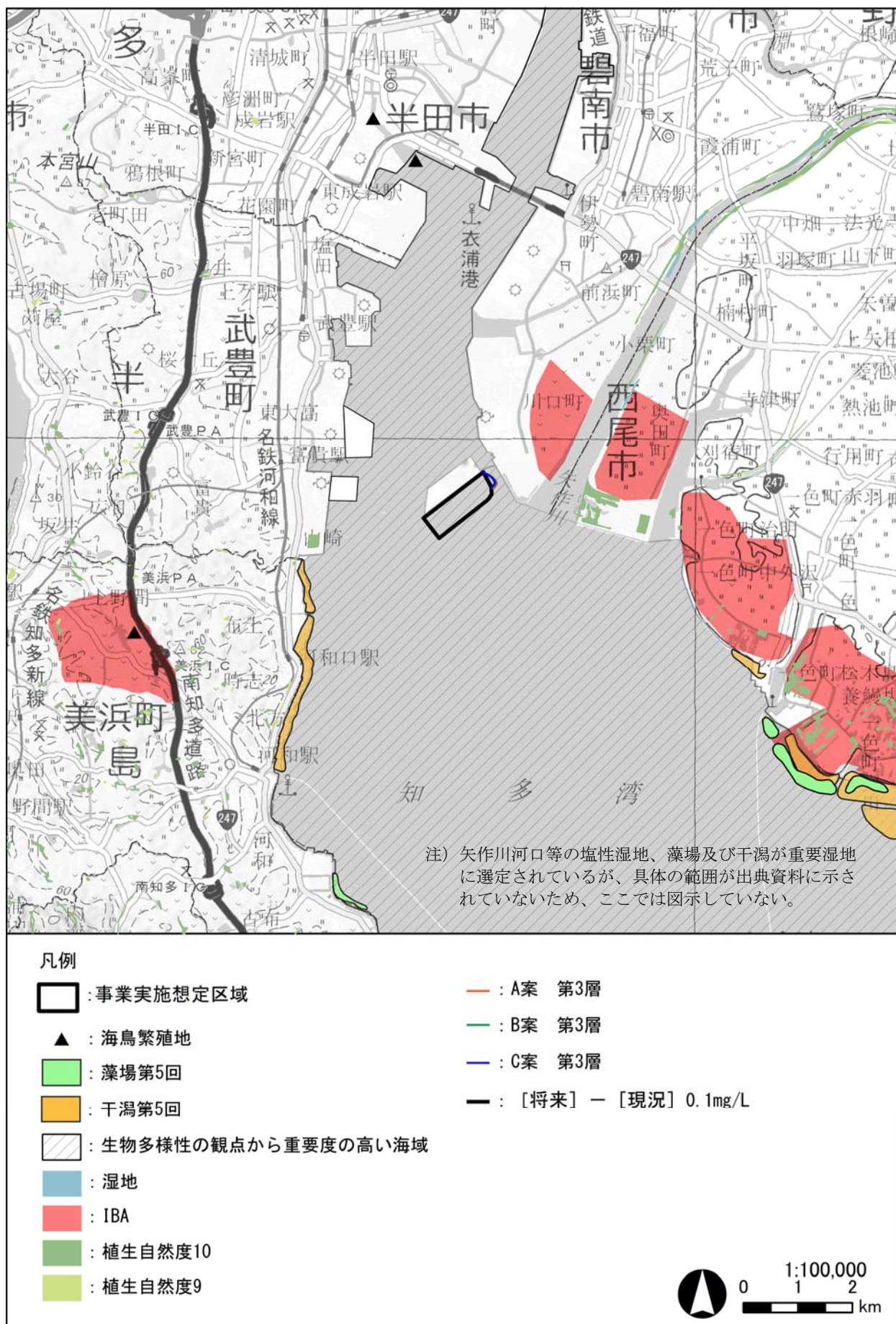


図 4.4-4 注目すべき生息地等の分布と化学的酸素要求量（COD）第3層の濃度上昇の範囲

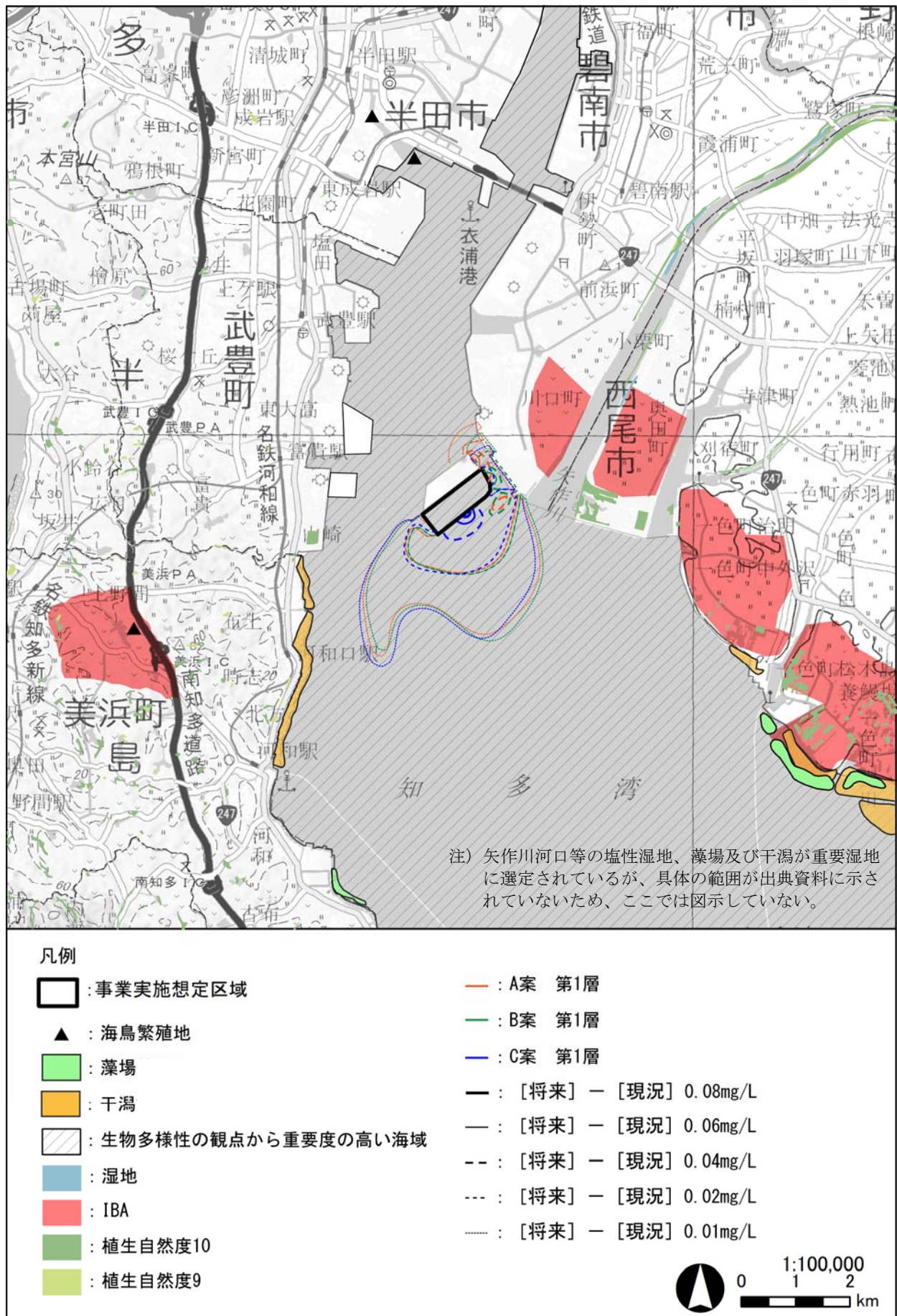


図 4.4-5 注目すべき生息地等の分布と全窒素（T-N）第1層の濃度上昇の範囲

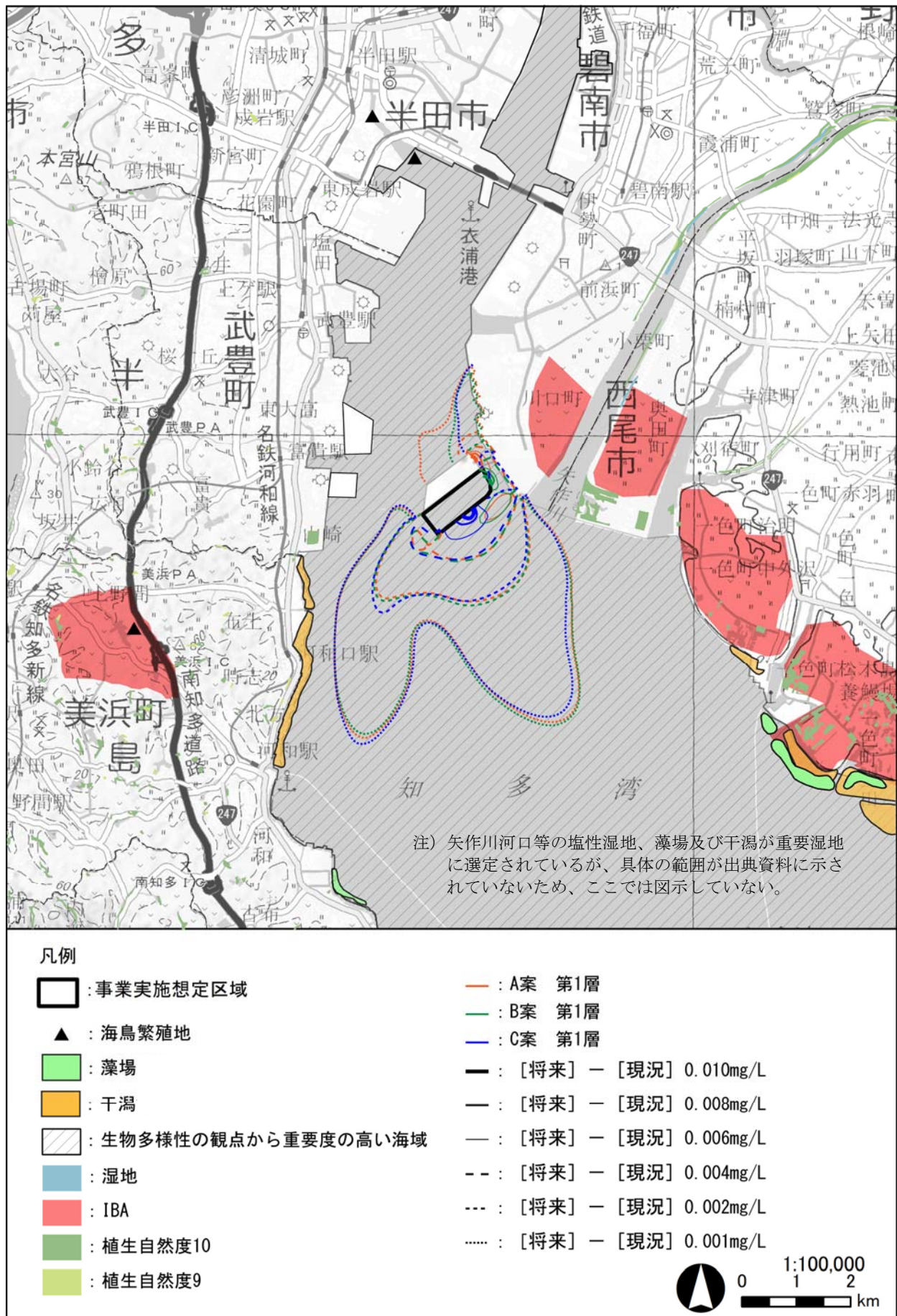


図 4.4-6 注目すべき生息地等の分布と全燐（T-P）の第1層の濃度上昇の範囲

(3) 評価

1) 評価の手法

埋立地の存在及び水質の変化に伴う重要な種及び注目すべき生息地、重要な群落及び重要な自然環境のままとりの場への影響について、環境影響の程度を整理し、これらを比較することにより評価した。また、このうち、水質の変化に伴う影響については、複数案ごとの環境影響の程度を比較することにより評価した。

2) 評価の結果

埋立地の存在及び水質の変化に係る予測の整理結果は、以下のとおりである。

【埋立地の存在】

事業実施想定区域には、重要な自然環境のままとりの場である干潟、藻場（アマモ場）、植生自然度が高い植生、重要湿地及び重要野鳥生息地（IBA）は存在しない。また、出現位置が確認できた動物の重要な種への影響は小さいと考えられる。

ただし、重要海域のうち事業実施想定区域の面積（65ha）が失われることから、重要海域の消滅や縮小による影響が生じる可能性があるとして予測される。

【水質の変化】

水質（水の汚れ）の予測結果によると、水質（化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）及び全リン（T-P））に係る影響は3案（A案、B案、C案）とも小さいと予測され、出現位置が確認できた動物の重要な種への影響は小さいほか、重要海域に対する影響は限定的であると予測される。また、事業実施想定区域の周辺に存在する干潟、藻場（アマモ場）、植生自然度が高い植生及び重要野鳥生息地（IBA）には濃度上昇の影響が及ばないほか、重要湿地に対しても濃度上昇の影響は小さいと予測される。

以上より、動物、植物及び生態系に対する水質の変化に係る影響は3案とも小さいと予測されるが、動物及び生態系に対する埋立地の存在に係る影響が生じる可能性があるとして予測される。

ただし、今回は計画段階環境配慮書の予測であるため、動物、植物及び生態系は既存資料より収集した情報を利用して予測及び評価を行っていること、浸出液処理水の諸元が現段階で決定していないこと、水質の数値シミュレーションは現時点で入手可能な既存資料データを用いて予測を行っていること等から、予測の不確実性を有する。このため、今後の環境影響評価手続において、「3)環境影響評価方法書以降の手続で留意する事項」に示す調査、予測及び環境保全措置の検討等を行うことから、重大な影響の回避又は低減が図られると評価する。

3) 環境影響評価方法書以降の手続で留意する事項

今後、保有水等の処理を行う浸出液処理施設の具体的な計画や自主管理基準値を検討するとともに、環境影響評価方法書以降の手続における現地調査の実施により、数値シミュレーションに必要なデータの取得や、海域の動物、植物及び生態系の詳細な状況の確認を行った上で影響予測を行い、適切な環境保全措置を検討することにより、環境影響の低減を図っていく。

4.5 総合評価

事業実施想定区域周辺海域での環境の現状を勘案し、本事業の実施により重大な影響を受けるおそれのある「水質（水の汚れ）」、「動物、植物及び生態系」を計画段階配慮事項として選定し、調査、予測及び評価を行った。

その結果の総括は表 4.5-1 に示すとおりであり、今後の環境影響評価手続において、「4.3.1 水質（水の汚れ）（3）評価」及び「4.3.2 動物、植物及び生態系（3）評価」の「3）環境影響評価方法書以降の手続で留意する事項」に示す調査、予測及び環境保全措置の検討等を実施することにより、重大な影響の回避又は低減が図られると評価する。

表 4.5-1 計画段階配慮事項についての現況、予測及び評価の結果等のまとめ

計画段階配慮事項	環境の現況	環境配慮の内容	予測及び評価の結果
水質 (水の汚れ)	公共用水域水質測定結果：化学的酸素要求量 (COD)、全窒素 (T-N)、全リン (T-P) は一部の環境基準点で環境基準値を上回っている。	自主管理基準値を設定したうえで、浸出液処理施設により、適切な排水処理を行う。	【予測の結果】 <海水の流れの変化> - 事業前後の差流速は、3 案とも事業実施想定区域のごく近傍を除けば±1cm/s 程度又はそれ以下であり、現況の流速に対し約 5%以下の変化にとどまっていることから、海水の流れに与える影響は小さいと予測される。 <水質の変化> - 直近の環境基準点における化学的酸素要求量 (COD)、全窒素 (T-N)、全リン (T-P) の濃度上昇はわずかであって環境基準達成に支障を及ぼすものではないことから、3 案とも周辺環境に与える影響は小さいと予測される。 【評価の結果】 今後の環境影響評価手続において、「4.4.1(3)3」の「環境影響評価方法書以降の手続で留意する事項」に示す調査、予測及び環境保全措置の検討等を実施することにより、重大な影響の回避又は低減が図られると評価する。
動物、植物及び生態系	- 既往文献を用いた調査により、出現位置が確認できた動物の重要な種が2種存在する。一方、出現位置が確認できた植物の重要な種はなかった。 - 注目すべき生息地、重要な群落及び重要な自然環境のまとまりの場：三河湾が重要海域に、矢作川河口等の塩性湿地・藻場・干潟が重要湿地に、矢作川河口が重要野鳥生息地 (IBA) に選定されているほか、沿岸部に干潟・藻場、矢作川に植生自然度 10 の植生 (ヨシクラス) 及び湿地が存在する。		【予測の結果】 <埋立地の存在> - 事業実施想定区域には、重要な自然環境のまとまりの場である干潟、藻場 (アマモ場)、植生自然度の高い植生、重要湿地及び重要野鳥生息地 (IBA) は存在しない。また、出現位置が確認できた動物の重要な種への影響は小さいと考えられる。 - ただし、埋立地の存在により、重要海域のうち事業実施想定区域の面積 (65ha) が失われることから、埋立地の存在に伴う影響が生じる可能性があるとして予測される。 <水質の変化> - 事業実施想定区域周辺における水質の変化の影響は3 案 (A 案、B 案、C 案) とともに小さいと予測され、出現位置が確認できた動物の重要な種への影響は小さいほか、重要海域に対する影響は限定的であると予測される。また、事業実施想定区域の周辺に存在する干潟、藻場、植生自然度の高い植生及び重要野鳥生息地 (IBA) には濃度上昇の影響が及ばないほか、重要湿地に対しても濃度上昇の影響は小さいと予測される。 【評価の結果】 今後の環境影響評価手続において、「4.4.2(3)3」の「環境影響評価方法書以降の手続で留意する事項」に示す調査、予測及び環境保全措置の検討等を実施することにより、重大な影響の回避又は低減が図られると評価する。

4.6 計画段階環境配慮書についての専門家等からの助言

計画段階配慮事項の選定、計画段階配慮事項の検討に係る調査・予測・評価の手法の選定、計画段階環境配慮書の作成に関する専門家等から受けた助言の内容及び助言を踏まえた対応方針は、表 4.6-1 に示すとおりである。

表 4.6-1 専門家等から受けた助言の内容

専門分野	専門家等の 所属機関	項目	技術的助言の内容	助言を踏まえた対応方針
海岸工学	教育機関	水質（水の汚れ） 動物・植物・ 生態系	過去の文献から整理した動物及び植物の生息・生育状況は、現在の生息・生育状況と異なる可能性があるため留意が必要である。	環境影響評価方法書以降の手續において、現地調査を行い、動物及び植物の生息・生育状況の把握を行う。
海洋生物学	同上	同上	- 本予測結果を踏まえると、事業による影響は小さいと考えられる。 - 文献調査で整理した動植物の生息・生育情報の年次を明らかにされたい。	文献調査で整理した動物・植物の生息・生育情報の年次を追記した（計画段階環境配慮書「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」）。
沿岸生態学	同上	同上	- 生態系の考慮にあたり、プランクトンも重要であり、現況調査により把握すべきである。 - 水質の予測に多層保存系モデルが使用されているが、溶存酸素量（DO）の予測が出来ない。また、事業実施想定区域周辺の既設の発電所からの排水を予測モデルに組み込むことが妥当と考えられる。環境影響評価方法書以降の予測の段階で、対応を検討されたい。	- 環境影響評価方法書以降の手續において、現地調査を行い、プランクトンの状況の把握を行う。 - 環境影響評価方法書以降の手續において、溶存酸素量（DO）の評価が可能なモデルの採用や、事業実施想定区域周辺の既設の発電所からの排水を考慮した予測について検討する。

第5章 計画段階環境配慮書に対する主務大臣の意見、関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要並びに事業者の見解

5.1 国土交通大臣の意見及び事業者の見解

令和7年12月10日に国土交通大臣に計画段階環境配慮書を送付し、令和8年3月10日に国土交通大臣より計画段階環境配慮書における公有水面の埋立事業に対する意見が提出された。

計画段階環境配慮書に対する国土交通大臣の意見及び事業者の見解は、表 5.1-1 に示すとおりである。

表 5.1-1(1) 国土交通大臣の意見及び事業者の見解

No.	国土交通大臣の意見	事業者の見解
1. 総論		
1	(1) 累積的な影響 想定区域の周辺海域の衣浦港では、昭和40年度以降現在までに約2,000haが埋め立てられているほか、中央南地区、港口部に位置する武豊地区等に海面処分用地が計画されていることから、港内の潮流の変化及びそれに伴う水質の変化等の水環境、動植物及び生態系に係る累積的な影響が懸念される。 このため、港湾管理者でもある事業者は、衣浦港港湾計画における他の公有水面の埋立事業計画の熟度を踏まえ、これらの環境影響評価図書等の公開情報を収集し、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、2.各論に記載する環境保全措置等を検討すること。	事業実施想定区域周辺の他の公有水面埋立事業計画の熟度を踏まえ、これらの環境影響評価図書等の公開情報を収集し、本事業と他の埋立事業との累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行います。また、その結果を踏まえ、環境保全措置の検討を行い、環境影響の回避又は低減に努めます。
2	(2) 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。	環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合において、代償措置を検討します。
3	(3) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明 本事業の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。	本事業の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施してまいります。また、地域住民等の皆様に対しては、住民説明会等により、丁寧かつ十分な説明を実施してまいります。

注) 国土交通大臣の意見において、「想定区域」は「事業実施想定区域」を示す。

表 5.1-1(2) 国土交通大臣の意見及び事業者の見解

No.	国土交通大臣の意見	事業者の見解
2. 各論		
4	(1) 水環境に対する影響 想定区域周辺において海水中の化学的酸素要求量(COD)、全窒素(T-N)及び全リン(T-P)が現時点での環境基準を上回る地点が確認されており、約65haの埋立地の存在に伴う潮流の変化及びそれに伴う想定区域周辺の水質の変化が生じる可能性がある。また、本事業の工事や浚渫に伴い、水の濁りが発生する可能性があり、水環境への影響が懸念される。 このため、本事業の検討に当たっては、貧酸素水塊の状況把握を含め、水環境に関する調査を行い、詳細な潮流及び水質シミュレーションにより影響を定量的に把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて傾斜護岸等の採用等を検討するとともに、本事業の工事や浚渫の際には汚濁防止膜設置等の汚濁防止策を実施し、水環境に対する影響を回避・低減し、適切に環境保全措置を講ずるよう努めること。	公共用水域水質調査結果による貧酸素水塊の発生状況の把握を行うとともに、専門家の指導、助言を得ながら、水環境の調査を行い、詳細な潮流及び水質のシミュレーションにより水環境への影響を定量的に把握した上で、予測及び評価を行います。 また、その結果を踏まえて、護岸の構造や本事業の工事における汚濁防止策に係る環境保全措置を検討し、水環境に対する影響の回避・低減に努めます。
5	(2) 動物、植物及び生態系に対する影響 想定区域の周辺には、スナメリ等が生息し、重要海域及び重要湿地に選定されている「三河湾」が存在しており、埋立地の存在に伴う潮流等の水環境の変化、埋立に伴う想定区域の直接改変、工事の騒音、濁水等の影響による動物、植物及び生態系への影響が懸念される。 このため、本事業の検討に当たっては、想定区域及びその周辺における動物及び生態系に関する調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、本事業の実施に伴う改変区域を必要最小限とするともに、工事の際には汚濁防止膜設置等の濁水防止策を実施する等、動物及び生態系に対する影響を回避・低減するための環境保全措置を講ずるよう努めること。 加えて、水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、施工性、経済性等も考慮しつつ、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用等により、環境影響を極力低減するよう努めること。	専門家の指導、助言を得ながら、事業実施想定区域周辺における動物及び生態系に係る調査を実施の上、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、本事業の実施に伴う改変区域や工事等における汚濁防止策に係る環境保全措置を検討し、動物及び生態系に対する影響の回避・低減に努めます。 併せて、施工性、経済性等も考慮しつつ、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用についても検討します。
6	(3) 浚渫土砂の有効活用等による埋立処分抑制 衣浦港における航路や泊地の維持のためには継続的に浚渫が必要となることから、将来的に更に海面の埋立てが検討されることも予想される。これにより海面の埋立てが進めば、浅場の消失等が懸念される。 このため、今後将来的に発生する土砂量を把握した上で、干潟・浅場の再生、貧酸素水塊の原因となる過去の浚渫等で生じた現在不要となっている海底窪地(深掘跡)の埋戻し等の環境再生事業等といった海面埋立て以外の浚渫土砂の有効活用方策を検討し、埋立処分量を可能な限り削減すること。	新たな海面の埋立てを可能な限り回避することができるよう、将来的に発生する土砂量を把握した上で、海底窪地の埋戻し等の環境再生事業といった浚渫土砂の有効活用方策を検討してまいります。

注) 国土交通大臣の意見において、「想定区域」は「事業実施想定区域」を示す。

5.2 環境大臣の意見及び事業者の見解

令和7年12月10日に環境大臣に計画段階環境配慮書を送付し、令和8年3月10日に環境大臣より計画段階環境配慮書における廃棄物最終処分場の設置事業に対する意見が提出された。

計画段階環境配慮書に対する環境大臣の意見及び事業者の見解は、表 5.2-1 に示すとおりである。

表 5.2-1 (1) 環境大臣の意見及び事業者の見解

No.	環境大臣の意見	事業者の見解
1. 総論		
1	(1) 累積的な影響 想定区域周辺の廃棄物最終処分場として、想定区域の西側に位置する衣浦港3号地廃棄物最終処分場及び想定区域に隣接する衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場が存在する。これらの廃棄物最終処分場からの排水、本事業の工事に伴う濁水及び本事業の廃棄物最終処分場からの排水が同時期に発生することが想定されるため、想定区域周辺の海域における水の濁りや水の汚れの発生等の水環境への累積的な影響が懸念される。 このため、想定区域周辺の廃棄物最終処分場からの排水状況を踏まえ、水環境への累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、本事業における2. 各論(1)に記載する環境保全措置等を検討すること。	本事業と、衣浦港3号地廃棄物最終処分場及び衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の排水等を考慮した累積的な影響について、適切に調査、予測及び評価を行います。また、その結果を踏まえ、環境保全措置の検討を行い、環境影響の回避又は低減に努めます。
2	(2) 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。	環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合において、代償措置を検討します。
3	(3) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明 本事業の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。	本事業の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法書以降の環境影響評価手続を実施してまいります。また、地域住民等の皆様に対しては、住民説明会等により、丁寧かつ十分な説明を実施してまいります。

注) 環境大臣の意見において、「想定区域」は「事業実施想定区域」を示す。

表 5.2-1(2) 環境大臣の意見及び事業者の見解

No.	環境大臣の意見	事業者の見解
2. 各論		
4	(1) 水環境に対する影響 本事業の実施に伴い、廃棄物最終処分場からの有害物質、SS、栄養塩類等を含む浸出液処理水の排出による水質の変化、貧酸素水塊の発生等、水環境への影響が懸念される。これを踏まえ、本配慮書においては、本事業に伴う浸出液処理水について3案の排水位置を検討の上、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）の排水基準を排出濃度の予測条件とし、本事業の実施に伴う想定区域周辺の海域における化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）及び全リン（りん）（T-P）の濃度変化について水質シミュレーションにより予測している。その結果、3案ともに現状からの濃度上昇はわずかであり、水質に係る影響は小さいと評価している。 一方で、想定区域周辺においては、現時点での環境基準と比較した場合、海水中のCOD、T-N、T-P及び水素イオン濃度（pH）が環境基準に適合していない地点が確認されていることに加え、貧酸素水塊が発生している。 このため、本事業の検討に当たっては、方法書以降の手续における現地調査の結果を踏まえて、詳細な水質シミュレーションにより影響を定量的に把握した上で、水環境への環境影響の予測及び評価を行い、その結果を踏まえた適切な排水に係る管理目標値の設定及び適切な排水処理の実施により、水環境に対する影響を回避又は低減すること。	専門家の指導、助言を得ながら、水環境の調査を行い、詳細な流況及び水質のシミュレーションにより水環境への影響を定量的に把握した上で、予測及び評価を行います。 また、その結果を踏まえ、浸出液処理施設の排水に係る自主管理基準値の設定や適切な排水処理の方法を検討し、水環境に対する影響の回避又は低減に努めます。
5	(2) 大気環境に対する影響 本事業の実施に伴い、廃棄物運搬車両の走行に伴う大気汚染物質の排出、騒音等による走行ルート周辺の地域住民の生活環境への影響が懸念される。このため、方法書以降の手续において、廃棄物運搬車両の走行に伴う大気環境への影響を調査、予測及び評価し、その結果を踏まえて、走行台数の管理等の環境保全措置を実施することにより、大気環境への影響を回避又は極力低減すること。	廃棄物運搬車両の走行ルート沿道における大気環境に係る調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要な環境保全措置を検討し、沿道の大気環境に対する影響の回避又は低減に努めます。

注）環境大臣の意見において、「想定区域」は「事業実施想定区域」を示す。

5.3 関係地方公共団体の長の意見及び事業者の見解

5.3.1 愛知県知事の意見及び事業者の見解

令和7年12月10日に愛知県知事に計画段階環境配慮書を送付し、令和8年3月10日に愛知県知事より計画段階環境配慮書についての意見が提出された。

計画段階環境配慮書に対する愛知県知事の意見及び事業者の見解は、表 5.3-1 に示すとおりである。

表 5.3-1(1) 愛知県知事の意見及び事業者の見解

No.	愛知県知事の意見	事業者の見解
1 全般的事項		
1	(1) 配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。	配慮書において設定した複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書第2章に示しました。
2	(2) 事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。	事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避又は低減できるよう努めます。
2 大気質、騒音、振動		
3	資材、廃棄物等の運搬に用いる車両の主要な走行ルートである市道港南1号線（産業道路）には住宅地等が近接しており、これらの車両の走行に伴う大気質、騒音及び振動により生活環境への影響が懸念される。 このため、生活環境に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	資材及び廃棄物等の運搬については、市道港南1号線（産業道路）沿道の生活環境に配慮した事業計画を検討します。 また、大気質、騒音及び振動について、市道港南1号線（産業道路）沿道の住宅地等の位置を考慮した調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を第6章に記載しました。
3 水質		
4	事業の実施により流況及び水質への影響が懸念されることから、水環境に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	浸出液処理施設の排水に係る適切な自主管理基準値の設定、護岸の工事時の汚濁防止膜の設置等、水環境に配慮した事業計画を検討します。 また、水質について、専門家の指導・助言を得ながら、適切な調査、予測及び評価を行う手法を検討し、その結果を第6章に記載しました。
4 動物、植物、生態系		
5	事業実施想定区域の周辺の矢作川河口域は、シギ・チドリ類などの渡りの中継地であるとともに多種多様な生物が生息・生育していることから、事業の実施により動物、植物及び生態系への影響が懸念される。 このため、専門家等の指導・助言を得ながら、動物、植物及び生態系に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。	動物、植物及び生態系の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、動物、植物及び生態系に配慮した事業計画を検討します。 また、矢作川河口域におけるシギ・チドリ類、事業実施想定区域周辺において生息・生育している動物、植物及び生態系について、専門家の指導・助言を得ながら、適切な調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を第6章に記載しました。

表 5.3-1(2) 愛知県知事の意見及び事業者の見解

No.	愛知県知事の意見	事業者の見解
5	その他	
6	方法書以降の図書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。	方法書以降の手続において、住民の皆様からの御意見に配慮するとともに、分かりやすい図書となるよう努めます。

5.3.2 碧南市長の意見及び事業者の見解

令和7年12月10日に碧南市長に計画段階環境配慮書を送付し、令和8年1月16日に碧南市長より計画段階環境配慮書についての意見が提出された。

計画段階環境配慮書に対する碧南市長の意見及び事業者の見解は、表 5.3-2 に示すとおりである。

表 5.3-2 碧南市長の意見及び事業者の見解

No.	碧南市長の意見	事業者の見解
1 全般的事項について		
1	事業計画の具体化にあたっては、周囲の環境保全に留意し、環境負荷低減に努めるとともに、市民又は関係機関に十分な理解を得るように努めていただきたい。	事業計画の具体化に当たっては、周囲の環境保全及び環境負荷の低減に努めます。 また、住民説明会等を通じ地域住民の皆様へ丁寧な説明を行うとともに、関係機関と適切に調整を行い、十分な理解を得るように努めます。
2 個別事項について		
2	(1)水質に関すること 事業実施想定区域北側の「衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場」は、供用開始から26年が経過しており、浸出液処理施設が老朽化している。 また、海面処分場の特性から、処分場廃止後も内水の水位管理が必要となることが考えられる。 このため、本地区における総合的な環境負荷の低減を図る観点から、第Ⅰ期及び第Ⅱ期の共同の浸出液処理施設を整備すること等により、内水の水位管理を含めた安定的な排水処理を継続し、処理に必要なエネルギー使用量の削減を図るよう事業計画を検討していただきたい。	処分場廃止後の内水の水位管理の観点、本地区における総合的な環境負荷の低減を図る観点から、内水の水位管理を含めた安定的な排水処理の継続や排水処理のエネルギー使用量の削減を図る事業計画が可能か、検討いたします。
3	(2)騒音及び振動に関すること 廃棄物の主要搬入ルートである港本町交差点から市道港南1号線（産業道路）の東側地域は、住居地域が隣接することから周辺の環境保全に配慮し、円滑な交通対策に配慮した事業計画の検討をしていただきたい。	廃棄物運搬車両の走行の影響について、市道港南1号線（産業道路）の東側地域の住居地域の位置を考慮した調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要な環境保全措置を検討します。 また、現況の交通状況を把握した上で、円滑な交通の確保に配慮した事業計画の検討を行います。

5.4 一般の意見の概要及び事業者の見解

令和7年12月10日から、愛知県のホームページで計画段階環境配慮書を公表したほか、令和7年12月10日から令和8年1月23日の間、表5.4-1に示す場所で縦覧を行った。

また、縦覧と同じ期間に、計画段階環境配慮書についての環境保全の見地からの意見の募集を行った。意見書の提出は1通あり、意見の総数は延べ27件であった。

一般の意見の概要及び事業者の見解は、表5.4-2に示すとおりである。

表 5.4-1 計画段階環境配慮書の縦覧の場所、期間及び時間

縦覧場所	所在地	期間	時間	縦覧者数
愛知県環境局 資源循環推進課	愛知県名古屋市中区 三の丸三丁目1番2号	令和7年12月10日(水) ～ 令和8年1月23日(金)	8時45分～ 17時30分	0名
愛知県都市・交通局 港湾課				6名
碧南市経済環境部 環境課	愛知県碧南市 松本町28番地		8時30分～ 17時15分	1名
碧南市多目的ホール 行政情報コーナー				0名
碧南市農業者 コミュニティセンター	愛知県碧南市 神田町二丁目6番地		9時00分～ 21時00分	0名
碧南市南部市民プラザ	愛知県碧南市 塩浜町七丁目135番地			0名

表 5.4-2(1) 一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	●公共関与の産業廃棄物最終処分場は、今必要なのか 「民間事業者のみによる最終処分場の確保が極めて困難な状況であり、既設の公共関与の最終処分場の埋立てが終了した場合、県内の廃棄物の最終処分が極めて困難な状況となることから、新たな公共関与の最終処分場の確保が必要である。」p2-1 とありますが、上位計画の愛知県廃棄物処理計画（愛知県食品ロス削減推進計画）（2022 年度～2026 年度）では、「①広域的な最終処分場の整備に対する基本的考え方は～（略）～・産業廃棄物の最終処分場については、愛知県が持続的に発展していくため、安定的に確保する必要があるものの、民間事業者のみによる施設の確保が極めて困難な状況にあることなどを踏まえ、排出事業者処理責任の原則のもと、必要に応じて第三セクター方式により、信頼性の高い広域的な最終処分場の整備に公共関与を行う。②広域的な最終処分場の今後の方向は～（略）～・衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場の次の最終処分場については、事業着手から供用開始まで長期にわたることを踏まえ、早期に調査検討に着手することが重要である。このため、廃棄物の最終処分場が減少傾向にあることを念頭におきながら、広域的な市町村圏での取組や民間事業者による施設整備状況等を見極め、その在り方について検討する。」（県廃棄物処理計画 p56）と、公共関与を行なう事だけが定められており、今すぐこの配慮書のように慌てて最終処分場建設に取り掛かる必要はありません。	廃棄物最終処分場の供用開始までには、各種法手続、建設期間等により長期間を要します。 衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場等の既設の公共関与最終処分場の埋立計画期間を見据え、本事業を検討することとしました。

表 5.4-2(2) 一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
2	●残余率 31%でも次期最終処分場が必要か 「現在供用中の衣浦港3号地廃棄物最終処分場及び御船産業廃棄物最終処分場は埋立期間の終了年度まで計画的に廃棄物の受入れが出来るよう搬入抑制策を講じている状況であり、残余率（令和6年度末時点）はそれぞれ31%、15%と少なくなってきた。」p2-1とありますが、衣浦3号地廃棄物最終処分場HPの廃棄物等処分量に基づく残余率は、安定型区画が5.4%、管理型区画が31%、合計で27%（1,338,082/4,958,625）というもので、残余率が多い管理型区画の残存容量1,298,560m³だけを強調していますが、計画している最終処分場の容量370万m³（p2-12）の3割以上が残っています。 御船産業廃棄物最終処分場HPは、令和17年3月（予定）までを埋立期間としていますが、「現在は新規申込を受け付けておりません。」と受入制限を行っています。令和6年度末の残余容量は325,964m³で、埋立容量2,191,000m³の15%の残余率で、まだまだ、次期処分場を検討する必要はないと思われます。	廃棄物最終処分場の供用開始までには、各種法手続、建設期間等により長期間を要します。 衣浦港3号地廃棄物最終処分場等の既設の公共関与最終処分場の埋立計画期間を見据え、本事業を検討することとしました。
3	●最新2年間の埋立処分量は増加している 「産業廃棄物の～（略）～最終処分量は直近の令和4年度は前年度より増加しているものの、長期的に見て緩やかな減少傾向にある。」p2-2とありますが、6年版県環境白書では「2022年度の産業廃棄物の発生量、中間処理による減量化量は前年度に比べ増加しています（図8-1-5）。」p89としていたのに、7年版県環境白書では「2023年度の産業廃棄物の発生量（略）は前年度に比べ増加、埋立処分量は減少しています」（p91）と増加傾向は変わらないのに、前年度比較しかしていません。2019～2021年度の産業廃棄物最終処分量が、746千トン、721千トン、722千トンとほぼ減少傾向なのに、2022年度は997千トン（7年版では996千トンと修正）と増加しています。 いずれにしても、最終処分量で2021年722千トンから2022年度は274千トンの増加で996千トン、2023年度は862千トンと増加している理由を県として分析してください。 なお、配慮書の産業廃棄物排出量と、県白書の発生量の違いを明記してください。 2022年度の排出量15,111千トンや発生量19,018千トンは、いずれも前年度より減少しているのに、最終処分量（県白書では埋立処分量）が増加したということですか。	2022年度及び2023年度の最終処分量の増加は、国際情勢が変動する中、輸入燃料の品質の変化により、燃え殻、ばいじん等が増加した事業者があったこと等が一因と考えられます。 配慮書の産業廃棄物の排出量は県環境白書の「産業廃棄物の発生量」から有償物量を除いたものとなり、その旨、方法書「2.1.2（1）廃棄物の処理状況等」に記載しました。 また、2022年度の産業廃棄物の排出量及び発生量は、前年度より減少しておりますが、最終処分量（県環境白書では埋立処分量）は増加しております。

表 5.4-2(3) 一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
4	●このままで、県廃棄物処理計画〈2022～2026〉は達成できない 「愛知県廃棄物処理計画～（略）～広域的な最終処分場の確保は今後とも大きな課題である」p2-5とありますが、愛知県廃棄物処理計画〈2022～2026〉の産業廃棄物について、最終処分量は2019年度実績の74.6万トンを2026年度には75.8万トンを目指していますが、2021年版白書では2019～2021年度は746千トン、721千トン、722千トンとほぼ減少傾向なのに、2022年度は996千トン(6年版では997千トンと誤記)、2023年度は862千トンと増加しています。2026年度最終処分量目標の75.8万トン達成はほとんど見込みがないため、安易な方法として処分場を増加することにしたのですか。 「残存容量約733万m^3について、このままの埋立状況が続くと、残余年数は約16.3年と試算される(産業廃棄物の1m^3当たりの重量を1トンと仮定)。」(県廃棄物処理計画p29)をそのまま適用すると、$733\text{万} \div 86.2\text{万} = 8.5$と、残余年数は約半分に減少することになります。	「愛知県廃棄物処理計画(愛知県食品ロス削減推進計画(2022年度～2026年度))」(以下「愛知県廃棄物処理計画」という。)の広域的な廃棄物最終処分場に関する課題及び施策の考え方等を踏まえたうえで、衣浦港3号地廃棄物最終処分場等の既設の公共関与最終処分場の埋立計画期間を見据え、本事業を計画しています。 最終処分量の削減については、愛知県廃棄物処理計画を基に、循環型社会の形成を目指し、廃棄物の発生抑制や循環的な利用を行うなどの基本認識のもと、引き続き取組を進めてまいります。
5	●安易に公共関与の最終処分場を計画? 「既設の公共関与最終処分場の埋立てが終了した場合、県内の廃棄物の最終処分が極めて困難な状況となることから、県域における安定的な廃棄物処理の確保を目的として、新たな公共関与の最終処分場を計画するものである。」p2-6と結論づけていますが、最終処分量が計画どおりに削減できないのに、安易に最終処分場をしかも、公共関与で実施するというのは論理が逆転しています。最終処分量の削減をもっと追求すべきです。	産業廃棄物及び一般廃棄物の最終処分量は3Rの取組により減少傾向にありますが、ゼロにすることは困難であること等から、県域における安定的な廃棄物処理の確保を目的として本事業を計画しております。 最終処分量の削減については、愛知県廃棄物処理計画を基に、循環型社会の形成を目指し、廃棄物の発生抑制や循環的な利用を行うなどの基本認識のもと、引き続き取組を進めてまいります。
6	●浚渫土砂の処分場の必要性の説明がない 「また、県内の港湾では、港湾機能の強化や維持のための航路及び泊地浚渫が継続的に求められており、発生する浚渫土砂を安定的に受け入れるための処分場の確保が必要である。」p2-1とあるだけですが、「2.1.3 浚渫土砂処分場背景」p2-7でも、言葉だけの説明で、航路及び泊地浚渫がどれだけ必要で、発生する浚渫土砂はいつ、どれだけなのかの定量的説明がありません。これでは埋め立て処分場の必要性は説明できません	衣浦港は、エネルギー産業をはじめ、この地域の物流・生産活動を支える重要な港湾です。 一方で、衣浦港は大小さまざまな河川が港内へ流入するという地形的特性から土砂が堆積しやすく、その港湾機能を維持するためには、毎年約4万m^3の維持浚渫を継続的に実施する必要があります。また、輸送効率の向上を目的とした船舶の大型化に対応するための航路及び泊地の増深も求められています。 このように、港湾機能の維持及び強化のための航路及び泊地の浚渫を今後も継続的に行う予定であるため、浚渫土砂の処分場を整備する必要があります。 また、御意見を踏まえ、方法書「2.1.3 浚渫土砂処分場の背景、経緯及び必要性」に追記しました。

表 5.4-2(4) 一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
7	●埋立容量（廃棄物最終処分場）が港湾計画と異なる 廃棄物最終処分場の処分する廃棄物の量は約 370 万 m³、浚渫土砂処分場約 230 万 m³、合計約 600 万 m³ (p2-12) となっていますが、衣浦港港湾計画書では「一般廃棄物、産業廃棄物及び浚渫土砂 650 万 m³ を廃棄物埋め立て護岸により埋め立て処分するため、次の通り海面処分用地を計画する。: 65ha」(衣浦港港湾計画書 p19) とあるので、港湾計画 650 万 m³ より少なめの埋立容量 600 万 m³ にするのですか。	配慮書「2.2.9 (2) 第一種事業の規模の考え方」の最終処分場及び浚渫土砂処分場の必要容量、事業実施想定区域の水深、面積等から実際に確保できる容量等を総合的に勘案し、処分する廃棄物・浚渫土砂の量として約 600 万 m³ を設定しました。 なお、方法書「2.2.9 環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容」のとおり、管理施設を衣浦ポートアイランド第 I 期側に設置することにより、周辺環境に与える影響を低減するとともに、廃棄物の埋立量を増やすことができることから、処分する廃棄物・浚渫土砂の量を約 610 万 m³ (廃棄物の量: 約 380 万 m³) としました。
8	●埋め立て高さはどれだけになるのか。 廃棄物最終処分場の処分する廃棄物の量は約 370 万 m³ (p2-12) となっていますが、廃棄物最終処分場の面積は「約 36 万 m²」p2-12 となっているため、その高さは平均 10m を超えます。370 万 m³/36 万 m²≒10.2m となり、景観・安全上、異常な高さが計画されています。 海底の地形及び地質で「事業実施想定区域付近の海域の水深は 5m～10m となっている。」(p3-49)、衣浦港の海図(p3-51)では、事業実施想定区域の南側の水深は緑色の 5m と薄空色の 10m の間になり、とても 10m を超える水深は確保できません。 最終処分場の標準断面図を示してください。	廃棄物最終処分場の埋立高さ(覆土含む)は既存埋立地と同等の K.P. +6.0m 程度を想定しております。 最終処分場の断面図については、事業計画の熟度に応じて準備書以降で断面図を掲載するよう検討します。
9	●搬出入方法は 「資材等運搬車両の主要な走行ルートは図 2.2-3 に示すとおりであり、基本的に、碧南市道江南 1 号線(産業道路)を経由する計画である。」p2-13、廃棄物運搬方法 p2-15 も同様になっていますが、ポートアイランドという陸の孤島には東側の 1 本の橋しかなく、常識的にはここを使わざるを得ないし、市道江南 1 号線(産業道路)を経由せざるを得ないのですが、この産業道路は海に至る直前で切れており、そのさきは「管理地につき一般車両進入禁止」環境事業センターや「これより搬入路安全速度 30km 以下」などの看板の際に、守衛詰め所があり、今でも一般車両は通行できません。 この先から 1 車線で、ポートアイランドに到達することはできるのか、この細い道ですれ違いはできるのか、この道路の管理主体、運営方法を含め、搬出入方法をどうするかを明記してください。	既設の衣浦ポートアイランド廃棄物最終処分場の廃棄物運搬車両の走行ルートは、配慮書第 2 章の図 2.2-3 の赤線の走行ルートと同様のルートとなります。 市道港南 1 号線(産業道路)の南端より南のルートの廃棄物車両等の走行に係る運営方法等については、関係者と調整してまいります。

表 5.4-2(5) 一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
10	●廃棄物最終処分場の位置に係る選定は抽象的 「廃棄物最終処分場の位置は、～（略）～県内の陸域及び海域のうち最も妥当性を有する用地の抽出（適地調査）を行った上で衣浦港外港地区を選定している。～（略）～以上から、位置に係る複数案の設定は行わないこととした。」p2-17 とありますが、廃棄物最終処分場の位置は、最も妥当性を有する用地の抽出（適地調査）を行ったとある「適地調査」の内容を示してください。適地調査の手法 p2-16 の第 1～3 次選定では具体的な地名もなく不十分です。 また、現在（財）愛知臨海環境整備センターが、衣浦港 3 号地で廃棄物最終処分を行なっていますが、この位置を決めた時は、①廃棄物を 10 年以上安定的に受け入れ必要な規模、②県内の廃棄物の約 6 割を排出する尾張・三河地域に近い、③港湾計画に位置付けられている。（衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業にかかる環境影響評価書 p2-5）と、適地調査なんかは行っていません。 なお、衣浦港港湾計画（2014 年 3 月）は、「港湾及びその周辺地域において発生の見込まれる一般廃棄物及び産業廃棄物及び浚渫土砂 650 万 m³ を～（略）～埋立処分する」としていますが、「外港地区の廃棄物処理用地 99ha（740 万 m³）を大幅に縮小したことで話題になったものです。ただし、石炭灰の最終処分場を 24ha 新規追加したのであまり変わりませんが。	廃棄物最終処分場は、環境保全及び安全性等に万全を期す観点から、配慮書「2.2.9 (1)位置の選定経緯」に示す方法により適地調査を実施しました。 適地調査の過程における具体的な地名については、社会的混乱を生じさせるおそれがあるため、記載しておりません。
11	●浚渫土砂処分場の位置に係る選定根拠はない 「浚渫土砂処分場の位置は、～（略）～浚渫土砂を、同港内で用地造成などに有効活用することが港湾計画の基本方針となっていることから、～（略）～衣浦港外港地区において廃棄物最終処分場と一体的に整備することとしている。～（略）～以上から、位置に係る複数案の設定は行わないこととした。」p2-17 とありますが、衣浦港港湾計画（2014 年 3 月）に定めてあるから、3 号地が満杯になるころに、外港地区にしたというだけで、廃棄物最終処分場と一体的に整備するというだけで、選定根拠はありません。 逆に、この時の衣浦港港湾計画では、中央南地区の新規に 43ha の海面処分場を定めています。また、武豊地区には石炭灰海面処分のため、新規に 24ha を計画し、既定の 27ha を 29ha に増加させています。こうした場所を含めて計画すればいいのではないのですか。	衣浦港港湾計画（平成 26 年 3 月改訂）における廃棄物処理計画では、海域利用の状況や環境への影響などを複数案の中から検討した上で、外港地区、中央南地区、武豊地区の 3 箇所を、海面処分用地として位置付けています。なお、武豊地区においては、浚渫土砂ではなく、石炭灰を受入れる計画となっています。 本事業における浚渫土砂処分場の位置については、港湾計画における上記の位置付けを踏まえた上で、隣接する第 I 期側に新たな岸壁整備が計画されており、港湾活動での土地利用が期待できること等を考慮し、外港地区において廃棄物最終処分場と一体的に整備することとしました。 また、御意見を踏まえ、方法書「2.2.8 (1)位置の選定経緯」に追記しました。

表 5.4-2(6) 一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
12	●廃棄物処分場の規模（受入期間）は大きすぎる 「廃棄物処分場の容量は、概ね 20 年程度の受入期間を想定し、～（略）～約 370 万 m³を設定した。」p2-16、「廃棄物処分場の規模は、～（略）～安定した廃棄物処理を行うにあたって必要な規模を設定している。」p2-20 とありますが、概ね 20 年程度の受入期間は、港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令第3条（港湾計画の方針）「港湾計画の目標年次は、通常 10 年から 15 年程度将来の年次とし、港湾の利用状況の変化の見込み、関連する他の計画の計画期間等を考慮して定めるものとする。」とあるのに、概ね 20 年程度の受入期間を想定するのは、あまりにも拡大解釈で省令違反です。また、20 年程度の受入といいながら、最近の 75 万～90 万 m³とすると 4～5 年しか受け入れられず、とても安定した処理を行なう事はできません。愛知県廃棄物処理計画のとおり、最終処分量を削減する施策を強力に進めてください。	港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令第 3 条は、港湾計画の目標年次の目安を示したもので、廃棄物の埋立期間について示されたものではありません。港湾計画における海面処分用地については、廃棄物の発生状況等を考慮して、当該廃棄物の処理のため、港湾において廃棄物を受け入れる空間を確保することを主たる目的としており、港湾計画の目標年次を超えて、廃棄物を受け入れることを想定しております。 最終処分量の削減については、愛知県廃棄物処理計画を基に、循環型社会の形成を目指し、廃棄物の発生抑制や循環的な利用を行うなどの基本認識のもと、引き続き取組を進めてまいります。
13	●底面遮水層の調査結果がない 「地質調査の結果により、事業実施想定区域の一部に底面遮水層の厚みが不十分な箇所が確認されている。」p2-18 とありますが、地質調査の結果（ボーリング調査年月日、位置図、透水係数など）を示さなければ、この文章は信ずることができません。 1 案と 2 案を比較し、底面遮水層の厚みが不十分な箇所のある西側を浚渫土砂処分場 p2-19 にするという重要な判断をする基本となる調査なので、その概要を示してください。	衣浦ポートアイランド第 I 期のボーリング結果（平成 3 年度実施）及び令和 6 年度に実施したボーリング調査において、底面遮水層の状況を計 19 地点において確認しました。 調査結果の概要は、以下のとおりです。 ・事業実施想定区域の北西部に、底面から 20m 以上の深さにわたり砂質土や礫質土が続き、不透水層が確認できなかった箇所がある。 ・事業実施想定区域東側において、透水係数 $3.18 \times 10^{-6} \text{cm/s}$ (31.8nm/s) 以下の粘性土が 5m 以上の厚みで確認された。

表 5.4-2(7) 一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
14	●ゼロオプションの検討はすべき 「今後も引き続き県域から発生する廃棄物の安定的な処理や、衣浦港から発生する浚渫土砂を処分するために、事業の実施は不可欠と考えられる。このため、事業を実施しないこととする案〈ゼロ・オプション〉の検討はおこなわないこととした。」p2-20とありますが、廃棄物の安定的な処理のためには、埋立処分量を減らすことを一義的に検討すべきです。また、衣浦港から発生する浚渫土砂を処分するため、既に衣浦港港湾計画では、中央南地区の新規に43haもの海面処分場を定めています。こうした代替案でしばらくは6号地の衣浦ポートアイランドⅡ期整備事業は、今実施しなくても大丈夫のはずです。	愛知県廃棄物処理計画に記載があるように、「最終処分量は減少傾向にあるものの、最終処分量をゼロにすることは困難」であることから、県域から発生する廃棄物の安定的な処理を行うために、本事業は必要と考えており、ゼロ・オプションの検討を行わないこととしました。 最終処分量の削減については、同計画を基に、循環型社会の形成を目指し、廃棄物の発生抑制や循環的な利用を行うなどの基本認識のもと、引き続き取組を進めてまいります。
15	●重要な種（海域）は多種多様 「海域動物について、～（略）～重要な種は、底生生物はゴマフホラダマシ、ウモレベンケイガニ等の101種、海域魚類はシロザメ、アオギス等の20種、遊泳動物はスナメリ、アカウミガメの2種が確認された。」p3-58とありますが、特に底生生物が101種もあり、海面埋立てに当たっては十分な事前調査、環境保全対策の検討などの配慮が必要です。	専門家の指導、助言を踏まえ、海生生物の調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を方法書第6章に記載しました。 また、調査、予測及び評価の結果を踏まえ、必要な環境保全措置を検討してまいります。
16	●流況の状況はもっと緻密に 水象の状況の3)流況の状況は「事業実施想定区域付近の流速は北西流最強時、の南東流最強時ともに0.1～0.4ノット(約0.05～0.2m/s)となっている。」p3-25ですが、問題となるのは、ポートアイランド東側の狭い水路(約300m)の流況がどうなるかです。A案、B案ともに、この狭い水路に廃棄物最終処分場の排水位置を設けるため、碧南石炭火力の碧南火力の187m³/sという膨大な温排水によって、矢作川(2019年度平均37.71m³/s)に侵入した形で広がるのではないですか。配慮書らしく、その結果が判断できるようにしてください。	配慮書第4章の表4.3-4及び表4.3-5にお示ししたとおり、流況のシミュレーションの結果、事業実施想定区域東側における現況からの流速の変化は上げ潮最強時で最大4cm/s程度、下げ潮最強時で最大6cm/s程度と想定しております。 矢作川河口部へは現在においても潮汐の影響により海水の流入は想定されますが、流況のシミュレーションの結果、流況の変化は事業実施想定区域の近傍に留まっており、本事業の影響により矢作川河口部の流速の差が大きく変化する可能性は小さいと考えております。

表 5.4-2(8) 一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
17	●海上交通はポートアイランド東側の水路の通行船舶を 3.3.4 交通の状況の(2)海上交通は、愛知県港湾統計の衣浦港の入港船舶数だけを調査していますが p3-119、ポートアイランド東側の狭い水路(約 300m)を通過する小型船舶・漁船への影響・安全性を判断するために、この水路の通行船舶を調べてください。	配慮書第 4 章の表 4.3-4 及び表 4.3-5 にお示ししたとおり、流況のシミュレーションの結果、事業実施想定区域東側における現況からの流速の変化は上げ潮最強時で最大 4cm/s 程度、下げ潮最強時で最大 6cm/s 程度と想定しており、現況の流況を勘案すると、本事業の実施が事業実施想定区域周辺の流況に与える影響は小さいものと考えております。 このため、水路を通過する船舶への影響も小さいものと考えられます。
18	●予測の結果が、差はほとんど見られない、大きな違いはないでは配慮書とは言えない 海水の流れの変化は「排水位置の違いによる差はほとんど見られない。」p4-14、水質の変化は「化学的酸素要求量(COD)は、～(略)～排水位置の違いによる差はほとんど見られない。全窒素(T-N)は、排水位置の近傍において 0.04～0.08mg/l の濃度上昇の範囲に違いが見られるが、0.01mg/l 以上の濃度上昇の範囲は 3 案で大きな違いはない。全リン(T-P)は、排水位置の近傍において 0.006～0.010mg/l の濃度上昇の範囲に違いが見られるが、0.001mg/l 以上の濃度上昇の範囲は 3 案で大きな違いはない。」p4-14ではなく、濃度上昇の範囲の違いはどの案が大きいのか、3 案で大きな違いはないという内容を定量的に示してください。3 案でどちらがどう違うかを示すのが配慮書です。	各案の潮流及び水質の濃度上昇の値及び範囲は、配慮書第 4 章の表 4.3-4～表 4.3-8 の各案の図のとおりとなります。 また、事業実施想定区域周辺の環境基準点における現況の水質からの変化は、配慮書第 4 章の表 4.3-9 のとおり各案とも同程度と考えられることから、排水位置に係る複数案間で大きな違いはないものと考えております。

表 5.4-2(9) 一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
19	●処理水の排水位置の複数案を検討しただけの配慮書 評価の結果は「以上より、3案とも海水の流れ及び水質に係る影響は小さいと予測される。」p4-24、「以上より、動物、植物及び生態系に対する水質の変化に係る影響は3案とも小さいと予測されるが、動物及び生態系に対する埋立地の存在に係る影響が生じる可能性がある」と予測される。」p4-35と、何のために3案を比較した配慮書か不明です。 そもそも、配慮書というのなら、位置、規模の複数案を検討してください。 「その排水位置により、処理水の滞留や拡散などによる周辺海域の水質及び生物の生息・生育空間への影響が変化すると想定される。」p2-20とあり、A案～C案の3案を設定のうえ予測・評価を行なっているはずですが。	事業実施想定区域の位置については、廃棄物最終処分場は県域における土地利用に関する法令規制・生活環境・自然環境・災害防止等を踏まえて総合的に分析・評価を行い、適地調査を行った上で衣浦港外港地区を選定していること、浚渫土砂処分場は衣浦港港湾計画の基本方針に準じ、衣浦港外港地区において廃棄物最終処分場と一体的に整備することとしていることから、配慮書においては、埋立地の位置の複数案の設定は行っておりません。 また、事業の規模についても、廃棄物最終処分場は、将来的に県域から発生する廃棄物量、既設の公共関与最終処分場の受入割合等を勘案し、安定した廃棄物処理を行うにあたって必要な規模を設定していること、浚渫土砂処分場の規模は、衣浦港での整備に伴う航路及び泊地の浚渫並びに毎年実施する維持浚渫により発生する土量等を踏まえ、港湾の機能維持及び整備を行うにあたって必要な規模を設定していることから、規模の複数案の設定は行っておりません。 本配慮書においては、廃棄物最終処分場の位置を底面遮水層の状況から検討するとともに、建造物等の構造もしくは配置に係る複数案として排水位置の複数案（A案～C案）を設定の上、予測及び評価を実施しました。
20	●予定地の海底底質はどうなっているのか 「その周辺海域における海底の底質は、図3.2-16に示すとおりである。周辺海域の底質は、主に泥となっている。」p3-52とありますが、東隣の碧南火力発電所の石炭灰埋立地の地盤を強化するため、膨大な量の砂杭を打ち込んでいます。それと同じことがこの計画地でも起こるのではないですか。 廃棄物最終処分場の保有水等の漏洩を防止するため、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年総理府・厚生省令第1号）において、底面遮水層の厚さ等の基準^注が規定されている。^注 基準：地下の全面に厚さが5cm以上であり、透水係数が毎秒100nm（1nm=10億分の1m）以下である地層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層」p2-18であり、海底が泥ではこの基準を達成できません。相当大がかりな追加工事が必要なはずですが。地質の状況を調査するなら、海底の透水係数の実例を追加してください。	砂杭等の地盤改良については、現段階は計画段階であり詳細な設計を実施していないことから、内容や程度は決まっておりません。今後、詳細な事業計画を検討する際には、詳細な地質調査を実施し、最新の技術基準に基づき地盤改良等を検討します。 なお、底面遮水層の状況については、概略の地質調査により、廃棄物最終処分場の下部（事業実施想定区域東側）は、透水係数 $3.18 \times 10^{-6} \text{cm/s}$（31.8nm/s）以下の粘性土が5m以上の厚みで確認されており、基準省令で規定する不透水性地層が存在していると考えています。

表 5.4-2(10) 一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
21	●景観の臨海ゾーンとは 「事業実施想定区域近辺の陸地は碧南市景色づくり計画により、臨海ゾーンに指定されている。」p3-182 とありますが、「市全域に広がる様々な景色資源と調和した景色づくりが必要」(碧南市景色づくり計画 p14)とされ、この臨海ゾーンは、旧堤防基本軸、旧衣ケ浦海岸より海側に全体的に指定されてますが、どのような景色を作ることが求められているのか、どのような対象にどのような制限があるのか、景観重要公共施設に当たるのか、などを記載してください。指定されているだけでは全く内容が分かりません。	御指摘を踏まえ、「碧南市景色づくり計画」において定められる「臨海ゾーン」において求められる景色づくりの方針等について、方法書「3.3.8(2)5) 景観計画区域等」に記載しました。
22	●配慮書段階で選定しなかった項目は方法書以降に対象とすると明記を 「主務省令における参考項目のうち、計画段階配慮事項として選定しなかった項目について、選定しない理由を整理した結果は、表 4.1-3 に示すとおりである。」p4-3 とありますが、各項目について「方法書以降の手続きにおいて実行可能な環境保全措置を検討することで、環境影響の回避又は低減が可能である。このため、計画配慮事項として選定しない。」p4-5 等とあり、方法書以降の手続きで、調査・予測・評価の手続きをするらしいことはわかりますが、そのことを、この部分で明記してください。	計画段階配慮事項として選定しなかった項目を含め、本事業の事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を方法書第 6 章に記載しました。
23	●工事に係る項目は方法書以降で予測を 「計画段階では、護岸の構造や地盤改良の程度等の工事計画は決まっておらず、今後、詳細な地質調査、設計等を行い工事計画を検討していくことから、工事の実施に係る項目は、計画段階配慮事項として選定しないこととした。」p4-3 とありますが、方法書以降の手続きで確実に実行することを明記し、実行してください。	工事の実施に係る各項目の調査、予測及び評価を実施していく旨、また、その手法を、方法書第 6 章に記載しました。
24	●重大な影響を及ぼす可能性が小さい項目は方法書以降で予測を 方法書以降の手続きに触れていない「悪臭、景観、触れ合い活動の場」については「重大な影響を及ぼす可能性は小さい。このため、計画配慮事項として選定しない。」p4-6、4-7 という理由で、方法書以降でも調査項目に選定しないつもりのようなのだが、重大な影響を及ぼさないとしても、それなりの影響を及ぼす可能性があるため、調査項目に選定することを明記してください。	計画段階配慮事項として選定しなかった項目を含め、本事業の事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法を検討し、その結果を方法書第 6 章に記載しました。 人と自然との触れ合いの活動の場は、周辺の人と自然との触れ合いの活動の場から対象事業実施区域が視認できないこと、景観は、周辺の主な眺望点から対象事業実施区域が視認できないこと、悪臭は、本事業で整備する廃棄物最終処分場には腐敗性の廃棄物は受け入れず、悪臭による影響は想定されないことから、環境影響評価項目の対象とはしておりません。

表 5.4-2(11) 一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
25	●調査項目に選定しない水質（水の濁り、有害物質等）、温室効果ガスは事業計画明示を 水質（水の濁り、有害物質等）は「法基準以下の自主管理基準値を設け、廃棄物等の受入基準を設定する～（略）～環境影響の回避又は低減が可能である。このため、計画配慮事項として選定しない。」及び、温室効果ガス等（メタン、二酸化炭素）は「メタン：廃棄物最終処分場において、可燃性の廃棄物は焼却したものを受入れ、腐敗性廃棄物は受け入れない計画とすることで、メタンの発生量の抑制を図る。このため、計画配慮事項として選定しない。」p4-7、「二酸化炭素：方法書以降の手続きにおいて実行可能な環境保全措置を検討することで、環境影響の回避又は低減が可能である。このため、計画配慮事項として選定しない。」p4-7とありますが、予測しないというなら、自主管理基準値、受入基準（水質 腐敗性廃棄物は受入禁止など）を事業計画に明示してください。 また、二酸化炭素は、2022 年 11 月の港湾法改正による港湾法第 50 条の 2 に基づき港湾管理者が作成した衣浦港港湾脱炭素推進計画（2024 年 3 月愛知県）で、その対象は「立地する事業者（発電、鉄鋼、化学工業等）の活動に係る取組や、緑地等の整備による吸収源対策の取組等とする。」（推進計画 p12）とされ、衣浦港港湾地域内のターミナル外では、緑地等の整備を愛知県（港湾管理者）が行なうとしています。このため、堤防の南側の新たな埋立処分場で緑地等の整備を計画するのはもちろん、施策を拡充し、廃棄物最終処分場の受入基準に「脱炭素化計画を策定し、実施している企業」を追加するなど、県として脱炭素化に向け積極的な姿勢を示してください。このため方法書以降の手続きには、温室効果ガス等を入れることを明記してください。	御指摘の水質（水の濁り）、水質（有害物質等）及び温室効果ガス等（二酸化炭素）は計画段階環境配慮事項として選定しませんでした。方法書以降では環境影響評価として選定し、調査、予測及び評価を実施していく旨、また、その手法を、方法書第 6 章に記載しました。 なお、温室効果ガス等（メタン）については、本事業で整備する廃棄物最終処分場では腐敗性の廃棄物は受け入れず、メタンの発生量はわずかであると想定されるため、環境影響評価項目の対象とはしておりません。 具体的な浸出液処理水の自主管理基準値や廃棄物の受入基準については、環境影響評価の結果や、今後の関係機関との協議等を踏まえて設定してまいります。 御指摘の温室効果ガス等の環境保全の取組については、必要な環境保全措置の検討を行い、脱炭素社会の実現に資する取り組みを進めてまいります。
26	●水質予測条件（排水量）が大きすぎる 「排水量：廃棄物の受入れにより排除される海水の水量及び雨水に由来する排水量を基に設定」として、排水量は 2,700m³/日としていますが p4-13、公共関与して現在埋立中の衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場（面積 42.8ha）では、安定型区画が 300m³/日、管理型区画が 1,460m³/日で、計 1,760m³/日（衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場環境影響評価書 2007 年 11 月 p10, 33）と比べ、面積が 0.8 倍（36/42.8）にもかかわらず、排水量が 1.53 倍（2700/1760）と大きすぎます。この理由は何か。	近年増加している短期間の集中豪雨等にも安定的に対応できるよう、過去 20 年間の気象データから算出した浸出水発生量の 3 ヶ月合計のうち最も多い量を基に、浸出液処理施設の排水量（処理能力）を 2,700m³/日に設定しました。

表 5.4-2(12) 一般の意見の概要及び事業者の見解

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
27	●総合評価が個別評価と異なる 総合評価として「結果の総括は表 4.4-1 に示すとおりであり、～（略）～今後の環境影響評価手続きにおいて、～（略）～調査、予測及び環境保全措置の検討等を実施することにより、重大な影響の回避又は低減が図られると評価する。」4-36 とありますが水質の変化は「全窒素(T-N)は、排水位置の近傍において 0.04～0.08mg/l の濃度上昇の範囲に違いが見られる～（略）～全リン(T-P)は、排水位置の近傍において 0.006～0.010mg/l の濃度上昇の範囲に違いが見られる。」p4-14 とあるので、排水位置についての違いを明確にしてください。配慮書で期待されるのは 3 案の比較です。 調査、予測及び環境保全措置の検討等を実施することにより、重大な影響の回避又は低減が図られることは、環境影響評価の基本であり、何もこのような配慮書がなくてもわかっていることです。	配慮書 P4-14 は水質の予測結果のまとめ、P4-36 及び P4-37 は水質、動物、植物及び生態系の予測及び評価結果のまとめを記載しております。 排水位置の違いによる 3 案の水質の予測及び結果の詳細は、P4-26 の「表 4.3-9 環境基準点における水質予測結果と環境基準との比較」となります。

第6章 調査、予測及び評価の手法

6.1 環境影響評価項目の選定

環境影響評価項目は、「公有水面埋立事業に係る主務省令」及び「廃棄物最終処分場事業に係る主務省令」に規定する別表第1の参考項目を勘案して選定した。

環境影響評価項目の選定に当たっては、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、本事業に関する環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が、当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響について客観的かつ科学的に検討した。

選定した環境影響評価項目は表 6.1-1 に、環境影響評価項目として選定した理由を整理した結果は表 6.1-2 に示すとおりである。一方、主務省令における参考項目のうち、環境影響評価項目として選定しなかった項目について、選定しない理由を整理した結果は表 6.1-3 に示すとおりである。

表 6.1-1 環境影響評価項目の選定

影響要因の区分 環境要素の区分				公有水面の埋立て			廃棄物最終処分場											
				工事の実施		土地又は工作物の存在	工事の実施				土地又は工作物の存在及び供用							
				堤防及び護岸の工事	埋立の工事	埋立地又は干拓地の存在	建設機械及び作業船の稼働	副産物の運搬に用いる車両の運行	資材、機械及び建設工事に伴う	護岸等の施工	最終処分場の存在	埋立・覆土用機械の稼働	浸出液処理施設の稼働	車両の運行	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航	廃棄物の存在・分解	浸出液処理水の排出
水面埋立	水面埋立	水面埋立	水面埋立															
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○			○	○						○				
			硫黄酸化物	○				○										
			粉じん等	○				○	○			○		○				
		騒音	騒音	○				○					○					
		振動	振動	○				○					○					
		悪臭	悪臭															
	水環境	水質	水の汚れ			○				○								○
			水の濁り	○					○									○
			有害物質等															○
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質															
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地	○		○				○	○							
	植物		重要な種及び群落	○		○				○	○							
	生態系		地域を特徴づける生態系	○		○					○	○						
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観															
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場															
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物	○						○								
	温室効果ガス等		メタン															
			二酸化炭素	○				○	○			○		○				
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量		放射線の量															

注1) 表中の「○」は、環境影響評価項目として選定した項目であることを示す。

注2) 表中の網掛けは「公有水面の埋立て又は干拓の事業」及び「廃棄物の最終処分場事業」の主務省令に定める参考項目であることを示す。ただし、「放射線の量」は、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがある場合に適用されるため、本事業では参考項目としていない。

注3) 埋立地とは、廃棄物及び浚渫土砂の埋立てを行う対象事業実施区域の範囲を指す。

表 6.1-2(1) 環境影響評価項目として選定した理由

項目					環境影響評価項目として 選定した理由
環境要素の区分		影響要因の区分			
大気質	窒素酸化物 硫黄酸化物	公有水面 の埋立て	工事の実施	・堤防及び護岸の工事	護岸等の工事に伴って発生する窒素酸化物、硫黄酸化物により、対象事業実施区域周辺の環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定した。
		廃棄物 最終 処分場	工事の実施	・建設機械及び作業船の稼働	
	粉じん等	公有水面 の埋立て	工事の実施	・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事	護岸等の工事、埋立の工事に伴って発生する粉じん等により、対象事業実施区域周辺の環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定した。
		廃棄物 最終 処分場	工事の実施	・建設機械及び作業船の稼働	
			土地又は 工作物の存在 及び供用	・埋立・覆土用機械の稼働	
	窒素酸化物	公有水面 の埋立て	工事の実施	・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の運行に伴って発生する窒素酸化物により、道路沿道の環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定した。
		廃棄物 最終 処分場	工事の実施	・資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	
			土地又は 工作物の存在 及び供用	・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	
	粉じん等	公有水面 の埋立て	工事の実施	・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の運行に伴って発生する粉じん等により、道路沿道の環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定した。
		廃棄物 最終 処分場	工事の実施	・資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	
			土地又は 工作物の存在 及び供用	・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	
	騒音	騒音	公有水面 の埋立て	工事の実施	・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事
廃棄物 最終 処分場			工事の実施	・資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	
			土地又は 工作物の存在 及び供用	・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	
振動	振動	公有水面 の埋立て	工事の実施	・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事	工事用車両及び廃棄物運搬車両等の運行に伴って発生する振動により、道路沿道の環境に影響を及ぼすことが考えられるため選定した。
		廃棄物 最終 処分場	工事の実施	・資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	
			土地又は 工作物の存在 及び供用	・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	

表 6.1-2(2) 環境影響評価項目として選定した理由

項目					環境影響評価項目として 選定した理由
環境要素の区分		影響要因の区分			
水質	水の汚れ	公有水面 の埋立て	土地又は 工作物の存在	・埋立地又は干拓地の存在	埋立地の存在や、廃棄物最終処分場からの浸出液処理水の排出により、対象事業実施区域周辺の水質（化学的酸素要求量（COD）、全窒素（T-N）、全磷（T-P）及び溶存酸素量（DO））や海水の流れに影響を及ぼすことが考えられるため選定した。
		廃棄物 最終 処分場	土地又は 工作物の存在 及び供用	・最終処分場の存在 ・浸出液処理水の排出	
	水の濁り	公有水面 の埋立て	工事の実施	・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事	護岸等の工事、埋立の工事及び廃棄物最終処分場からの浸出液処理水の排出により、対象事業実施区域周辺の水質（浮遊物質質量（SS））に影響を及ぼすことが考えられるため選定した。
		廃棄物 最終 処分場	工事の実施	・護岸等の施工	
			土地又は 工作物の存在 及び供用	・浸出液処理水の排出	
	有害物質等	廃棄物 最終 処分場	土地又は 工作物の存在 及び供用	・浸出液処理水の排出	廃棄物最終処分場からの浸出液処理水の排出により、対象事業実施区域周辺の水質（有害物質等）に影響を及ぼすことが考えられるため選定した。
	動物	重要な種及び注目すべき生息地	公有水面 の埋立て	工事の実施	・堤防及び護岸の工事
土地又は 工作物の存在				・埋立地又は干拓地の存在	
廃棄物 最終 処分場			工事の実施	・護岸等の施工	
			土地又は 工作物の存在 及び供用	・最終処分場の存在	
植物	重要な種及び群落	公有水面 の埋立て	工事の実施	・堤防及び護岸の工事	護岸等の工事や埋立地の存在に伴う水質の変化、埋立地の存在に伴う海水の流れの変化及び埋立地の存在や管理施設区域の改変に伴う生育場の消失により、対象事業実施区域及びその周辺の植物の重要な種及び群落に影響を及ぼすことが考えられるため選定した。
			土地又は 工作物の存在	・埋立地又は干拓地の存在	
		廃棄物 最終 処分場	工事の実施	・護岸等の施工	
			土地又は 工作物の存在 及び供用	・最終処分場の存在	

表 6.1-2(3) 環境影響評価項目として選定した理由

項目					環境影響評価項目として 選定した理由
環境要素の区分		影響要因の区分			
生態系	地域を特徴づける生態系	公有水面の埋立て	工事の実施	・堤防及び護岸の工事	護岸等の工事や埋立地の存在に伴う水質及び海底地形の変化、埋立地の存在に伴う海水の流れの変化及び埋立地の存在や管理施設区域の改変に伴う動物の生息場及び植物の生育場の消失により、対象事業実施区域及びその周辺の地域を特徴づける生態系に影響を及ぼすことが考えられるため選定した。
			土地又は工作物の存在	・埋立地又は干拓地の存在	
		廃棄物最終処分場	工事の実施	・護岸等の施工	
			土地又は工作物の存在及び供用	・最終処分場の存在	
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	公有水面の埋立て	工事の実施	・堤防及び護岸の工事	護岸等の工事に伴い、建設工事に伴う副産物の発生が考えられるため選定した。
		廃棄物最終処分場	工事の実施	・護岸等の施工	
温室効果ガス等	二酸化炭素	公有水面の埋立て	工事の実施	・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事	護岸等の工事、埋立の工事、工事用車両及び廃棄物運搬車両等の運行に伴い、温室効果ガス（二酸化炭素）の発生が考えられるため選定した。
		廃棄物最終処分場	工事の実施	・建設機械及び作業船の稼働 ・資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	
			土地又は工作物の存在及び供用	・埋立・覆土用機械の稼働 ・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	

表 6.1-3 環境影響評価項目として選定しない理由

		項目			環境影響評価項目として 選定しない理由
環境要素の区分		影響要因の区分			
大気質	窒素酸化物 硫黄酸化物 粉じん等	廃棄物 最終 処分場	土地又は 工作物の存在 及び供用	・廃棄物及び覆土材の 運搬に用いる 船舶 の運航	本事業では船舶を用いた廃棄物及び 覆土材の運搬は予定していないことか ら、選定しない。
温室効果 ガス等	二酸化炭素				
騒音	騒音	廃棄物 最終 処分場	工事の実施	・建設機械及び作業船 の稼働	対象事業実施区域とその周囲の住居 等の間には、建設機械及び作業船の騒 音パワーレベルを考慮して十分な離隔 が確保されていることから、選定しな い。
			土地又は 工作物の存在 及び供用	・埋立・覆土用機械の 稼働 ・浸出液処理施設の稼 働	対象事業実施区域とその周囲の住居 等の間には、埋立・覆土用機械、浸出 液処理施設及び機械棟の騒音パワーレ ベルを考慮して十分な離隔が確保され ていることから、選定しない。
悪臭	悪臭	廃棄物 最終 処分場	土地又は 工作物の存在 及び供用	・廃棄物の存在・分解	本事業では、腐敗性の廃棄物や著し い臭気を持つ廃棄物の受入れは予定し ておらず、同様の受入基準を定めてい る既設の最終処分場で悪臭が発生して いないことから、選定しない。
地形及び 地質	重要な地形 及び地質	公有水面 の埋立	土地又は 工作物の存在	・埋立地又は干拓地の 存在	「第 3 章 対象事業実施区域及びそ の周囲の概況」に示したとおり、対象 事業実施区域には文化財保護に係る法 令等による指定又は文献その他の資料 に記載のある重要な地形及び地質は存 在しておらず、埋立地及び最終処分場 の存在、護岸等の施工による地形及び 地質への影響は生じないことから、選 定しない。
		廃棄物 最終 処分場	工事の実施	・護岸等の施工	
			土地又は 工作物の存在 及び供用	・最終処分場の存在	
動物	重要な種及び注 目すべき生息地	公有水面 の埋立て	工事の実施	・埋立の工事	埋立の工事は、周辺海域と埋立用地 を区分する外周護岸の完成後に行う計 画であることから、選定しない。
植物	重要な種及び 群落				
生態系	地域を特徴づけ る生態系				
景観	主要な眺望点 及び景観資源 並びに主要な 眺望景観	公有水面 の埋立て	土地又は 工作物の存在	・埋立地又は干拓地の 存在	対象事業実施区域周辺の主要な眺望 点から対象事業実施区域を視認するこ とができず、本事業による景観の影響 は極めて小さいことから、選定しな い。
		廃棄物 最終 処分場	土地又は 工作物の存在 及び供用	・最終処分場の存在	
人と自然と の触れ合い の活動の場	主要な人と自然 との触れ合いの 活動の場	公有水面 の埋立て	工事の実施	・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事	対象事業実施区域周辺の主要な人と 自然との触れ合いの活動の場である JERA パークから対象事業実施区域を 視認することができない。また、平日 のみの工事を予定しており、人と自然 との触れ合い活動への影響は極めて小 さいことから、選定しない。
			土地又は 工作物の存在	・埋立地又は干拓地の 存在	
		廃棄物 最終 処分場	工事の実施	・護岸等の施工	
			土地又は 工作物の存在 及び供用	・最終処分場の存在	
温室効果 ガス等	メタン	廃棄物 最終 処分場	土地又は 工作物の存在 及び供用	・廃棄物の存在・分解	本事業では腐敗性の廃棄物の受入れ は予定していないことから、選定しな い。

6.2 調査、予測及び評価手法の選定

環境影響評価項目に関する調査、予測及び評価の手法は、「公有水面埋立事業に係る主務省令」及び「廃棄物最終処分場事業に係る主務省令」に定められている手法を参考にし、本事業による事業特性及び地域特性を踏まえ選定した。

環境影響評価項目に関する調査、予測及び評価の手法は、表 6.2-1～表 6.2-10 に示すとおりである。

表 6.2-1(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
大気質 (窒素酸化物、硫黄酸化物)	■公有水面の埋立て【工事の実施】 ・堤防及び護岸の工事 ■廃棄物最終処分場【工事の実施】 ・建設機械及び作業船の稼働	調査すべき情報	①窒素酸化物及び硫黄酸化物の濃度の状況 ②気象の状況（風向・風速、日射量、放射収支量）
		調査の基本的な手法	①窒素酸化物及び硫黄酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「大気汚染調査結果」（愛知県環境局環境政策部水大気環境課）等 ②気象の状況（風向・風速、日射量、放射収支量） 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「過去の気象データ検索」（気象庁）等 【現地調査】 「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）及び「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」（昭和 52 年、原子力委員会）に基づいた現地調査による風向・風速、日射量、放射収支量に係る情報の収集及び当該情報の整理及び解析
		調査地域	対象事業実施区域及びその周辺とする。
		調査地点	①窒素酸化物及び硫黄酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 図 6.2-1 に示す一般局 6 地点とする。 ②気象の状況（風向・風速、日射量、放射収支量） 【文献その他の資料調査】 図 6.2-1 に示す気象観測所 1 地点とする。 【現地調査】 図 6.2-1 に示す対象事業実施区域の 1 地点とする。
		調査期間等	①窒素酸化物及び硫黄酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 直近の 5 年間とする。 ②気象の状況（風向・風速、日射量、放射収支量） 【文献その他の資料調査】 ①と同様とする。 なお、風向・風速については、現地調査結果について異常年検定を行うため、現地調査を実施する期間及びそれ以前の 10 年間の情報を合わせて収集する（合計 11 年間）。 【現地調査】 1 年間とする。
		予測の基本的な手法	窒素酸化物及び硫黄酸化物の拡散を踏まえ、プルーム式及びパフ式に基づく計算を行う。
		予測地域	対象事業実施区域周辺とする。
		予測地点	予測地域のうち、最大着地濃度地点及び対象事業実施区域付近において住居等が存在する地点（碧南市川口町）とする。
		予測対象時期等	工事の実施に伴う影響が最大となる時期とする。
		評価の手法	窒素酸化物及び硫黄酸化物に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 また、「大気の汚染に係る環境基準について」及び「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める環境基準との整合が図られているかどうかを評価する。

表 6.2-1(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
大気質 (窒素酸化物)	■公有水面の埋立て 【工事の実施】 - 堤防及び護岸の工事 - 埋立の工事 ■廃棄物最終処分場 【工事の実施】 - 資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 【土地又は工作物の存在及び供用】 - 廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	調査すべき情報	①窒素酸化物の濃度の状況 ②道路の交通量及び走行速度の状況 ③気象の状況（風向・風速）
		調査の基本的な手法	①窒素酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「大気汚染調査結果」（愛知県環境局環境政策部水大気環境課）等 【現地調査】 「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）等に基づく現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ②道路の交通量及び走行速度の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省）等 【現地調査】 交通量観測及び走行速度観測による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ③気象の状況（風向・風速） 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「過去の気象データ検索」（気象庁）等 【現地調査】 「地上気象観測指針」（平成14年、気象庁）に基づいた現地調査による風向・風速に係る情報の収集及び当該情報の整理及び解析
		調査地域	工事用車両及び廃棄物運搬車両等が走行する、市道港南1号線（産業道路）沿道とする。
		調査地点	①窒素酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 図6.2-1に示す一般局6地点とする。 【現地調査】 図6.2-1に示す市道港南1号線（産業道路）沿道の1地点（碧南市権現町）とする。 ②道路の交通量及び走行速度の状況 【文献その他の資料調査】 前述の表3.3-15に示す交通量調査地点62地点とする。 【現地調査】 図6.2-1に示す市道港南1号線（産業道路）沿道の1地点（碧南市権現町）とする。 ③気象の状況（風向・風速） 【文献その他の資料調査】 図6.2-1に示す気象観測所1地点とする。 【現地調査】 図6.2-1に示す市道港南1号線（産業道路）沿道の1地点（碧南市権現町）とする。 ただし、予測に当たっては、本調査結果と対象事業実施区域で行う現地調査結果を比較し、十分な相関が認められる場合には、対象事業実施区域の1年間の現地調査結果を補正して用いることとする。

表 6.2-1(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
大気質 (窒素酸化物)	■公有水面の埋立て 【工事の実施】 ・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事 ■廃棄物最終処分場 【工事の実施】 ・資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	調査の手法	調査期間等	①窒素酸化物の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 直近の5年間とする。 【現地調査】 1週間連続測定×4季とする。 ②道路の交通量及び走行速度の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 平日及び休日の各1日間（24時間連続測定）×4季とする。 ③気象の状況（風向・風速） 【文献その他の資料調査】 現地調査結果について異常年検定を行うため、現地調査を実施する期間及びそれ以前の10年間の情報を合わせて収集する（合計11年間）。 【現地調査】 1週間連続測定×4季とする。
			予測の基本的な手法	窒素酸化物の拡散を踏まえ、プルーム式及びパフ式に基づく計算を行う。
		予測の手法	予測地域	調査地域と同様とする。
			予測地点	予測地域のうち、市道港南1号線（産業道路）沿道の1地点（碧南市権現町）とする。
			予測対象時期等	工事用車両の運行に伴う影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期とする。
		評価の手法		窒素酸化物に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 また、「大気の汚染に係る環境基準について」及び「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める環境基準との整合が図られているかどうかを評価する。

表 6.2-1(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
大気質 (粉じん等)	■公有水面の埋立て 【工事の実施】 ・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事 ■廃棄物最終処分場 【工事の実施】 ・建設機械及び作業船の稼働 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・埋立・覆土用機械の稼働	調査すべき情報	①粉じん等（降下ばいじん）の状況 ②気象の状況（風向・風速）
		調査の基本的な手法	①粉じん等（降下ばいじん）の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「大気汚染調査結果」（愛知県環境局環境政策部水大気環境課）等 【現地調査】 ダストジャーを用いた方法等に基づく現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ②気象の状況（風向・風速） 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「過去の気象データ検索」（気象庁）等 【現地調査】 「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）に基づいた現地調査による風向・風速に係る情報の収集及び当該情報の整理及び解析
		調査地域	対象事業実施区域及びその周辺とする。
		調査の手法	①粉じん等（降下ばいじん）の状況 【文献その他の資料調査】 図 6.2-1 に示す粉じん等の測定地点 3 地点とする。 【現地調査】 図 6.2-1 に示す対象事業実施区域の 1 地点とする。 ②気象の状況（風向・風速） 【文献その他の資料調査】 図 6.2-1 に示す気象観測所 1 地点とする。 【現地調査】 図 6.2-1 に示す対象事業実施区域の 1 地点とする。
			①粉じん等（降下ばいじん）の状況 【文献その他の資料調査】 直近の 5 年間とする。 【現地調査】 1 か月×4 季とする。 ②気象の状況（風向・風速） 【文献その他の資料調査】 現地調査結果について異常年検定を行うため、現地調査を実施する期間及びそれ以前の 10 年間の情報を合わせて収集する（合計 11 年間）。 【現地調査】 1 年間とする。
			予測の基本的な手法
		予測の手法	降下ばいじん量の算出式に基づく計算を行う。
			予測地域
			予測地点
			予測対象時期等

表 6.2-1(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
大気質 (粉じん等)	■公有水面の埋立て 【工事の実施】 ・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事 ■廃棄物最終処分場 【工事の実施】 ・建設機械及び作業船の稼働 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・埋立・覆土用機械の稼働	評価の手法	粉じん等に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 また、粉じん等について環境基準は定められていないが、予測結果を「スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律の施行について」（平成2年7月3日環大自84号）により定められた降下ばいじん量の参考値と比較する。

表 6.2-1(6) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
大気質 (粉じん等)	■公有水面の埋立て 【工事の実施】 ・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事 ■廃棄物最終処分場 【工事の実施】 ・資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	調査すべき情報	①粉じん等（降下ばいじん）の状況 ②気象の状況（風向・風速）
		調査の基本的な手法	①粉じん等（降下ばいじん）の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「大気汚染調査報告」（愛知県環境局環境政策部水大気環境課）等 ②気象の状況（風向・風速） 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「過去の気象データ検索」（気象庁）等 【現地調査】 「地上気象観測指針」（平成 14 年、気象庁）に基づいた現地調査による風向・風速に係る情報の収集及び当該情報の整理及び解析
		調査地域	工事用車両及び廃棄物運搬車両等が走行する、市道港南 1 号線（産業道路）沿道とする。
		調査地点	①粉じん等（降下ばいじん）の状況 【文献その他の資料調査】 図 6.2-1 に示す粉じん等の測定地点 3 地点とする。 ②気象の状況（風向・風速） 【文献その他の資料調査】 図 6.2-1 に示す気象観測所 1 地点とする。 【現地調査】 図 6.2-1 に示す市道港南 1 号線（産業道路）沿道の 1 地点（碧南市権現町）とする。 ただし、予測に当たっては、本調査結果と対象事業実施区域で行う現地調査結果を比較し、十分な相関が認められる場合には、対象事業実施区域の 1 年間の現地調査結果を補正して用いることとする。
		調査期間等	①粉じん等（降下ばいじん）の状況 【文献その他の資料調査】 直近の 5 年間とする。 ②気象の状況（風向・風速） 【文献その他の資料調査】 現地調査結果について異常年検定を行うため、現地調査を実施する期間及びそれ以前の 10 年間の情報を合わせて収集する（合計 11 年間）。 【現地調査】 1 週間連続測定×4 季とする。
		予測の基本的な手法	降下ばいじん量の算出式に基づく計算を行う。
		予測地域	調査地域と同様とする。
		予測地点	予測地域のうち、市道港南 1 号線（産業道路）沿道の 1 地点（碧南市権現町）とする。
		予測対象時期等	工事の実施に伴う影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期とする。

表 6.2-1(7) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
大気質 (粉じん等)	■公有水面の埋立て 【工事の実施】 ・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事 ■廃棄物最終処分場 【工事の実施】 ・資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	評価の手法	粉じん等に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内で行える限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 また、粉じん等について環境基準は定められていないが、予測結果を「スパイクタイヤ粉じんの発生防止に関する法律の施行について」（平成2年7月3日環大自84号）により定められた降下ばいじん量の参考値と比較する。

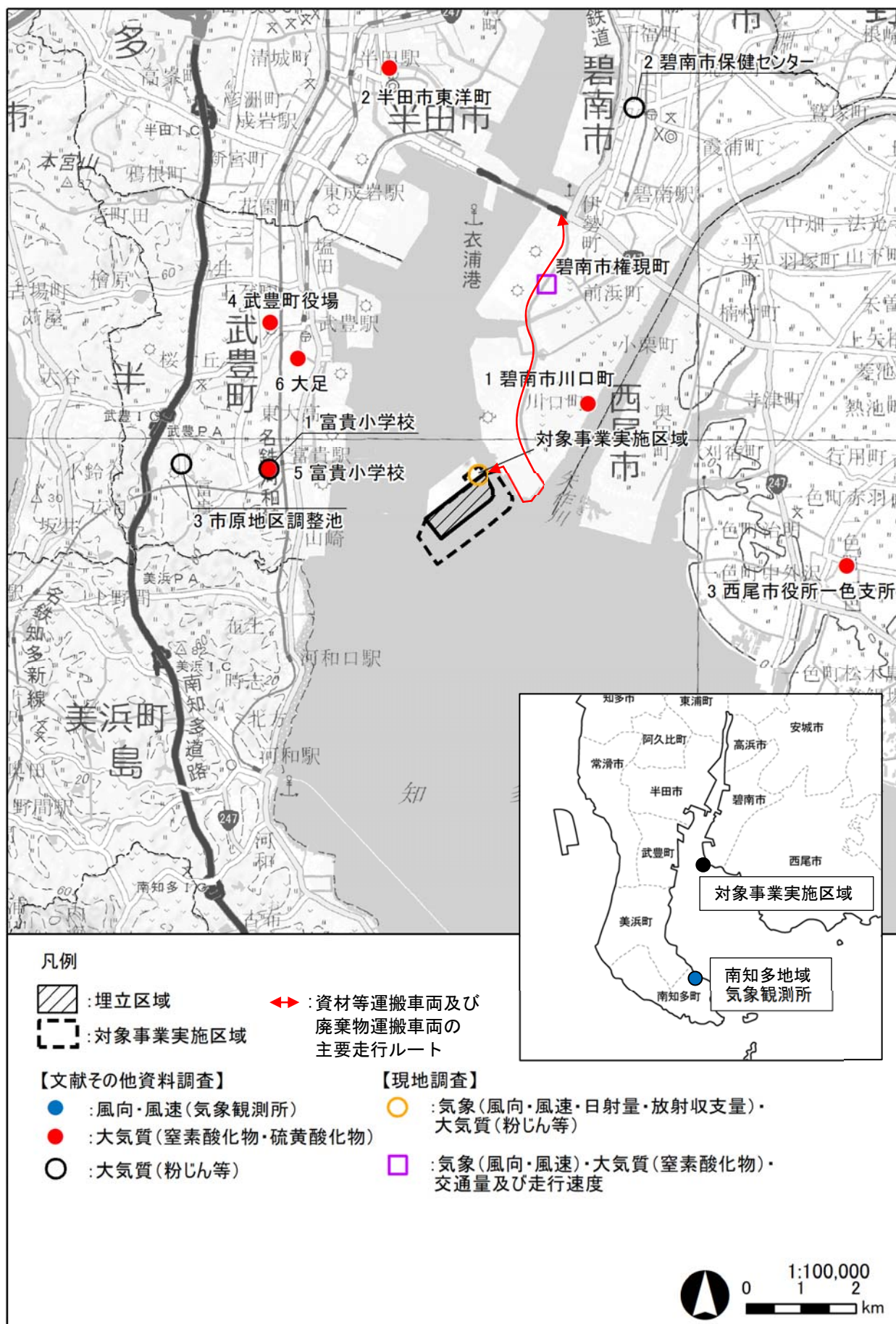


図 6.2-1 調査地点位置図 (大気質)

表 6.2-2(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（騒音）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
騒音	■公有水面の埋立て【工事の実施】 ・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事 ■廃棄物最終処分場【工事の実施】 ・資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	調査すべき情報	①道路交通騒音の状況 ②道路の沿道の状況 ③道路構造の状況 ④道路の交通量及び走行速度の状況
		調査の基本的な手法	①道路交通騒音の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「交通騒音・振動調査結果 資料集」（愛知県）等 【現地調査】 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）に基づく現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ②道路の沿道の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「地理院地図」（国土地理院）等 【現地調査】 現地踏査による情報の収集及び当該情報の整理及び解析 ③道路構造の状況 【現地調査】 現地踏査による情報の収集及び当該情報の整理及び解析 ④道路の交通量及び走行速度の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省）等 【現地調査】 現地踏査、交通量観測及び走行速度観測による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	工事用車両及び廃棄物運搬車両等が走行する、市道港南 1 号線（産業道路）沿道とする。
		調査地点	①道路交通騒音の状況 【文献その他の資料調査】 図 6.2-2 に示す道路交通騒音の測定地点 9 地点とする。 【現地調査】 図 6.2-2 に示す市道港南 1 号線（産業道路）沿道の 1 地点（碧南市権現町）とする。 ②道路の沿道の状況 【文献その他の資料調査】 又は 【現地調査】 ①道路交通騒音の状況に準じて設定する。 ③道路構造の状況 【現地調査】 ①道路交通騒音の状況に準じて設定する。 ④道路の交通量及び走行速度の状況 【文献その他の資料調査】 前述の表 3.3-15 に示す交通量調査地点 62 地点とする。 【現地調査】 図 6.2-2 に示す市道港南 1 号線（産業道路）沿道の 1 地点（碧南市権現町）とする。

表 6.2-2(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（騒音）

項目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
騒音	■公有水面の埋立て 【工事の実施】 ・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事 ■廃棄物最終処分場 【工事の実施】 ・資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	調査の手法	調査期間等	①道路交通騒音の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 平日及び休日の各 1 日間（24 時間連続測定）とし、虫の音等の影響が少ない秋季～春季を選定する。
				②道路の沿道の状況 【文献その他の資料調査】又は【現地調査】 ①道路交通騒音の状況に準じて設定する。
				③道路構造の状況 【現地調査】 ①道路交通騒音の状況に準じて設定する。
				④道路の交通量及び走行速度の状況 ①道路交通騒音の状況に準じて設定する。
		予測の手法	予測の基本的な手法	音の伝搬理論に基づく予測式（「建設工事騒音の予測モデル ASJ CN-Model 2007」、「道路交通騒音の予測モデル ASJ RTN-Model 2023」等）に基づく計算を行う。
			予測地域	調査地域と同様とする。
予測地点			予測地域のうち、市道港南 1 号線（産業道路）沿道の 1 地点（碧南市権現町）とする。	
予測対象時期等			工事の実施に伴う影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期とする。	
評価の手法		騒音に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 また、「騒音に係る環境基準について」に定める環境基準との整合が図られているかどうかを評価する。		

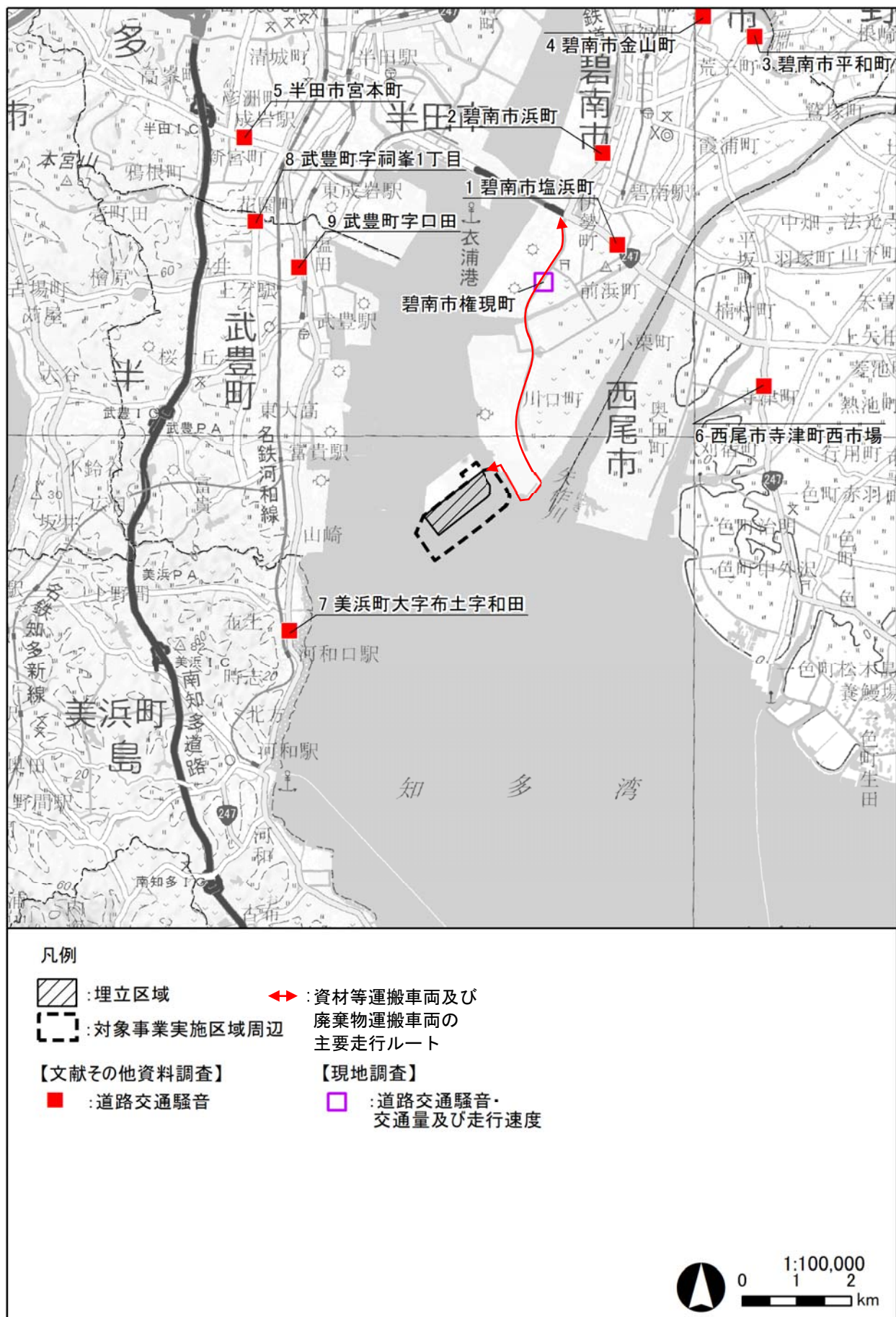


図 6.2-2 調査地点位置図（騒音）

表 6.2-3(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（振動）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
振動	■公有水面の埋立て【工事の実施】 ・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事 ■廃棄物最終処分場【工事の実施】 ・資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	調査すべき情報	①道路交通振動の状況 ②地盤の状況 ③道路構造の状況 ④道路の交通量及び走行速度の状況
		調査の基本的な手法	①道路交通振動の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「交通騒音・振動調査結果 資料集」（愛知県）等 【現地調査】 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）に基づく現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ②地盤の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・表層地質図等 【現地調査】 「道路環境影響評価の技術手法」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・土木研究所）に基づいた現地調査による大型車単独走行時（10 台程度）の地盤卓越振動数の調査による情報の収集及び当該情報の整理及び解析 ③道路構造の状況 【現地調査】 現地踏査による情報の収集及び当該情報の整理及び解析 ④道路の交通量及び走行速度の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「全国道路・街路交通情勢調査」（国土交通省）等 【現地調査】 現地踏査、交通量観測及び走行速度観測による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	市道港南 1 号線（産業道路）沿道とする。
		調査地点	①道路交通振動の状況 【文献その他の資料調査】 図 6.2-3 に示す道路交通振動の測定地点 2 地点とする。 【現地調査】 図 6.2-3 に示す市道港南 1 号線（産業道路）沿道の 1 地点（碧南市権現町）とする。 ②地盤の状況 【文献その他の資料調査】 又は 【現地調査】 ①道路交通振動の状況に準じて設定する。 ③道路構造の状況 【現地調査】 ①道路交通振動の状況に準じて設定する。 ④道路の交通量及び走行速度の状況 【文献その他の資料調査】 前述の表 3.3-15 に示す交通量調査地点 62 地点とする。 【現地調査】 図 6.2-3 に示す市道港南 1 号線（産業道路）沿道の 1 地点（碧南市権現町）とする。

表 6.2-3(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（振動）

項目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
振動	■公有水面の埋立て 【工事の実施】 ・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事 ■廃棄物最終処分場 【工事の実施】 ・資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	調査の手法	調査期間等	①道路交通振動の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 平日及び休日の各 1 日間（24 時間連続測定）とし、「道路交通騒音の状況」の調査時期に合わせて設定する。 ②地盤の状況 【文献その他の資料調査】 又は 【現地調査】 ①道路交通振動の状況に準じて設定する。 ③道路構造の状況 【現地調査】 ①道路交通振動の状況に準じて設定する。 ④道路の交通量及び走行速度の状況 ①道路交通振動の状況に準じて設定する。
			予測の基本的な手法	「道路環境影響評価の技術手法」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・土木研究所）に記載の振動レベルの 80%レンジの上端値を予測するための式を用いた計算を行う。
			予測地域	調査地域と同様とする。
			予測地点	予測地域のうち、市道港南 1 号線（産業道路）沿道の 1 地点（碧南市権現町）とする。
			予測対象時期等	工事の実施に伴う影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期とする。
		評価の手法		振動に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 また、振動規制法に定める「道路交通振動に係る要請限度」との整合が図られているかどうかを評価する。

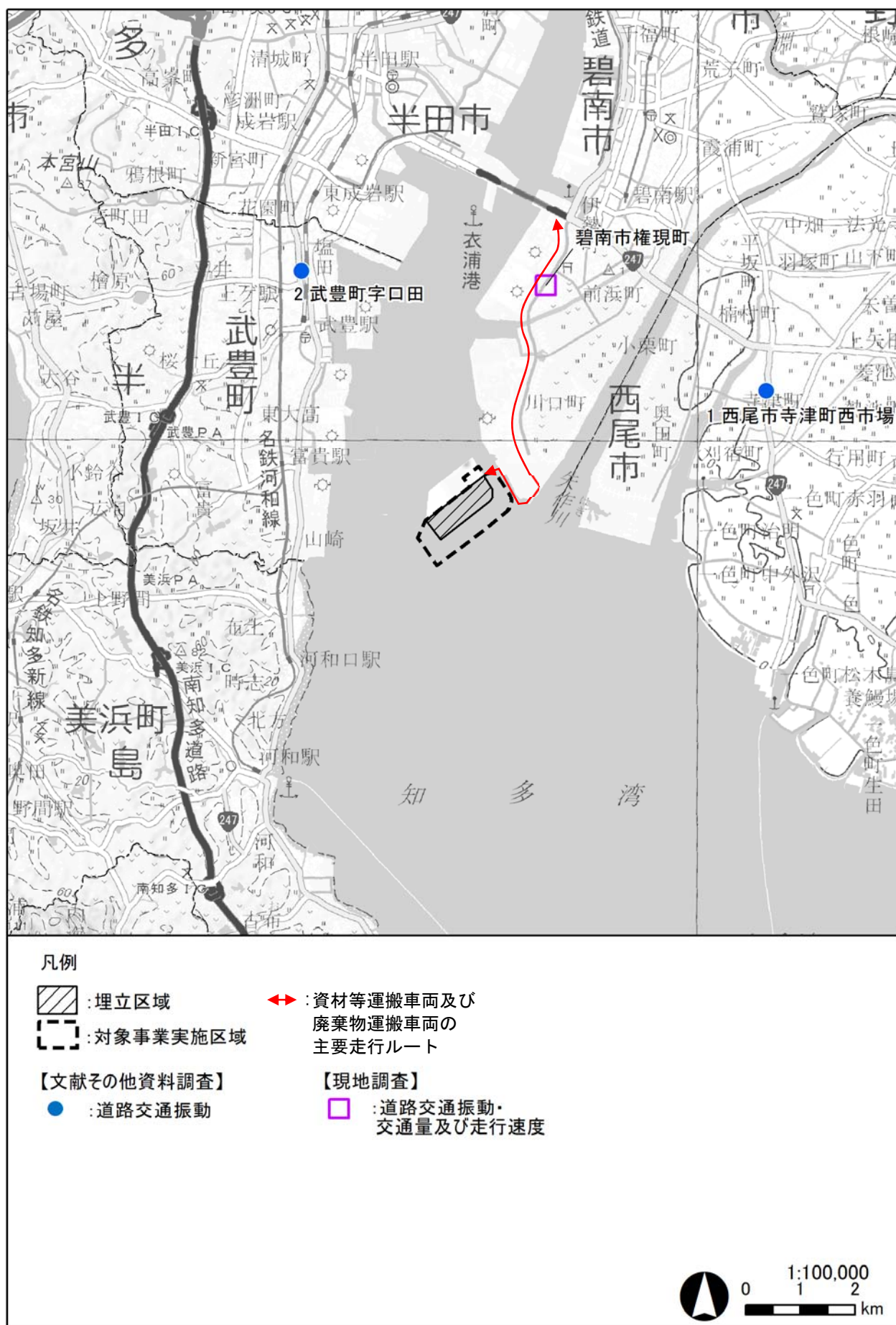


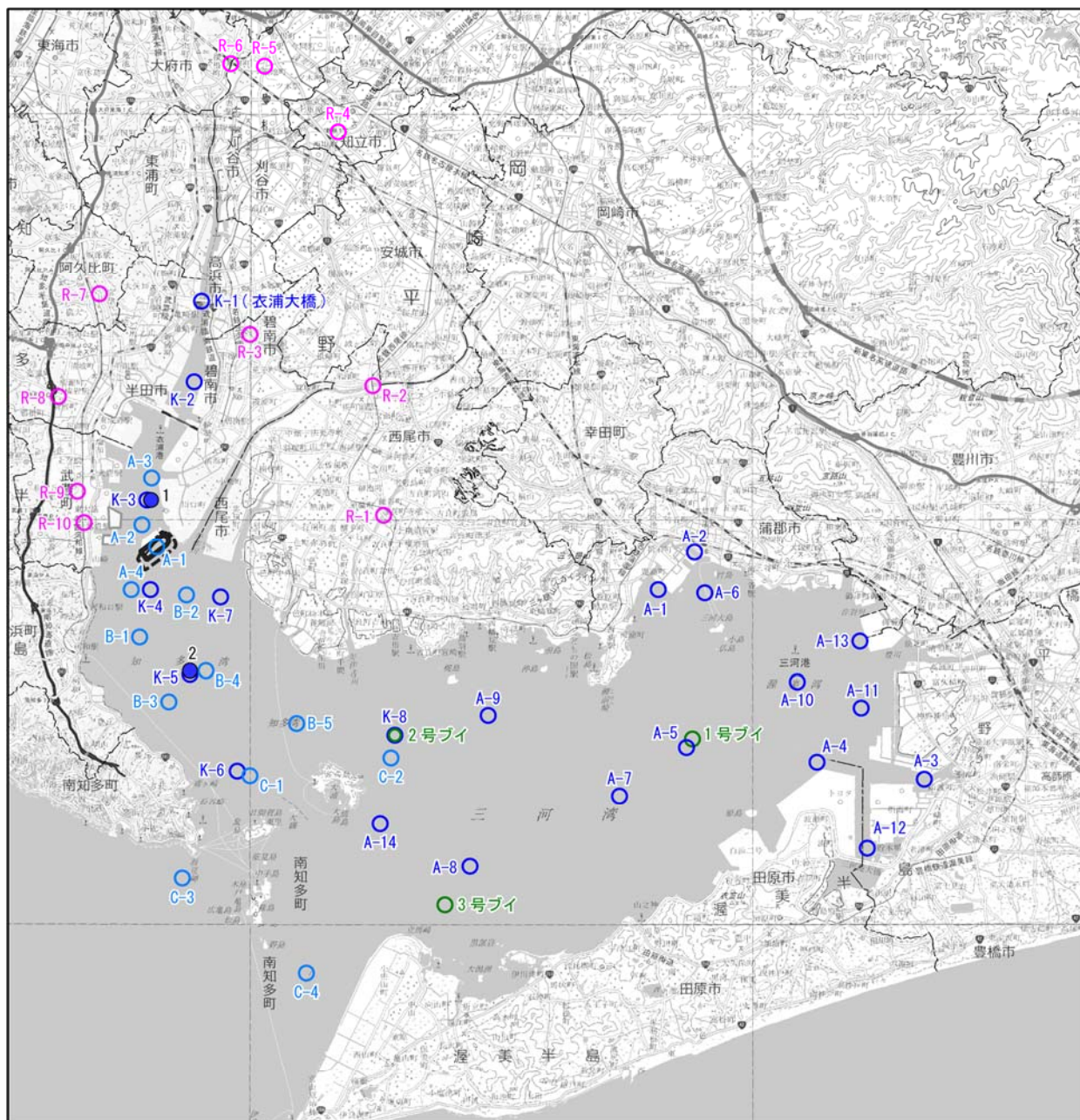
図 6.2-3 調査地点位置図（振動）

表 6.2-4(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（水質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
水質 (水の汚れ)	■公有水面の埋立て【土地又は工作物の存在】 ・埋立地又は干拓地の存在 ■廃棄物最終処分場【土地又は工作物の存在及び供用】 ・最終処分場の存在 ・浸出液処理水の排出	調査すべき情報	①化学的酸素要求量、全窒素、全リン及び溶存酸素量の濃度の状況 ②水温、塩分の状況 ③海水の流れの状況
		調査の基本的な手法	①化学的酸素要求量、全窒素、全リン及び溶存酸素量の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県） ・「資源循環推進事業の内漁業等調査」（愛知県） 【現地調査】 以下の現地調査等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）等に基づく、形態別（無機・有機、溶存・懸濁）の化学的酸素要求量・窒素・リン・溶存酸素量等の現地調査 ・海域における水質予測に係る速度定数（生産、分解、沈降、溶出、底泥酸素消費）の現地調査及び室内試験 ②水温、塩分の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県） ・「資源循環推進事業の内漁業等調査」（愛知県） ・「三河湾海況自動観測ブイ情報」（愛知県） 【現地調査】 以下の現地調査等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「日本産業規格」に定める方法に基づく水温の現地調査 ・「海洋観測指針」に定める方法に基づく塩分の現地調査 ③海水の流れの状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価書」（平成 19 年 11 月、財団法人愛知臨海環境整備センター） ・「令和元年度港湾計画改訂調査費の内港湾計画調査業務委託（その 2）」（令和 2 年 3 月 愛知県三河港務所） ・「資源循環推進事業の内漁業等調査」（愛知県） ・「三河湾海況自動観測ブイ情報」（愛知県）
		調査地域	対象事業実施区域及びその周辺とする。

表 6.2-4(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（水質）

項目				調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
水質 (水の汚れ)	■公有水面の埋立て【土地又は工作物の存在】 ・埋立地又は干拓地の存在 ■廃棄物最終処分場【土地又は工作物の存在及び供用】 ・最終処分場の存在 ・浸出液処理水の排出	調査の手法	調査地点	①化学的酸素要求量、全窒素、全リン及び溶存酸素量の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 図 6.2-4(1)に示す海域 35 地点及び河川 10 地点とする。 【現地調査】 図 6.2-4(1)に示す海域 2 地点とする。 ②水温、塩分の状況 【文献その他の資料調査】 水温は図 6.2-4(1)に示す海域 38 地点及び河川 10 地点、塩分は同図に示す海域 38 地点とする。 【現地調査】 図 6.2-4(1)に示す海域 2 地点とする。 ③海水の流れの状況 【文献その他の資料調査】 図 6.2-4(2)に示す 16 地点とする。
			調査期間等	①化学的酸素要求量、全窒素、全リン及び溶存酸素量の濃度の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 夏季及び冬季の 2 回（1 日/季）とする。 ②水温、塩分の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 夏季及び冬季の 2 回（1 日/季）とする。 ③海水の流れの状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。
		予測の手法	予測の基本的な手法	埋立地の存在及び浸出液処理水の排出に伴う水質（水の汚れ）の寄与濃度について、低次生態系モデルを用いて予測を行う。 海水の流れについては、多層レベルモデルを用いて予測を行う。
			予測地域	対象事業実施区域周辺とする。
			予測地点	予測地域において埋立地の存在や浸出液処理水の排出による水質（水の汚れ）及び海水の流れの変化を的確に把握できる地点及び対象事業実施区域付近の公共用水域調査地点とする。
			予測対象時期等	事業活動が定常状態となる時期とする。
		評価の手法		水質（水の汚れ）及び海水の流れに係る環境影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 また、水質に係る環境影響が、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定める環境基準との整合が図られているかどうかを評価する。



凡例

埋立区域

対象事業実施区域

【文献その他資料調査】

○：水質、水温、塩分（海域）（※1）

○：水質、水温、塩分（海域）（※2）

○：水質、水温（河川）（※2）

○：水温、塩分（海域）（※3）

【現地調査】

●：水質、水温、塩分（海域）

出典：（※1）「公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県）

（※2）「資源循環推進事業の内漁業等調査業務」（愛知県）

（※3）「三河湾海況自動観測バイ情報」（愛知県）

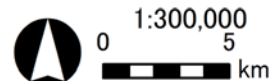
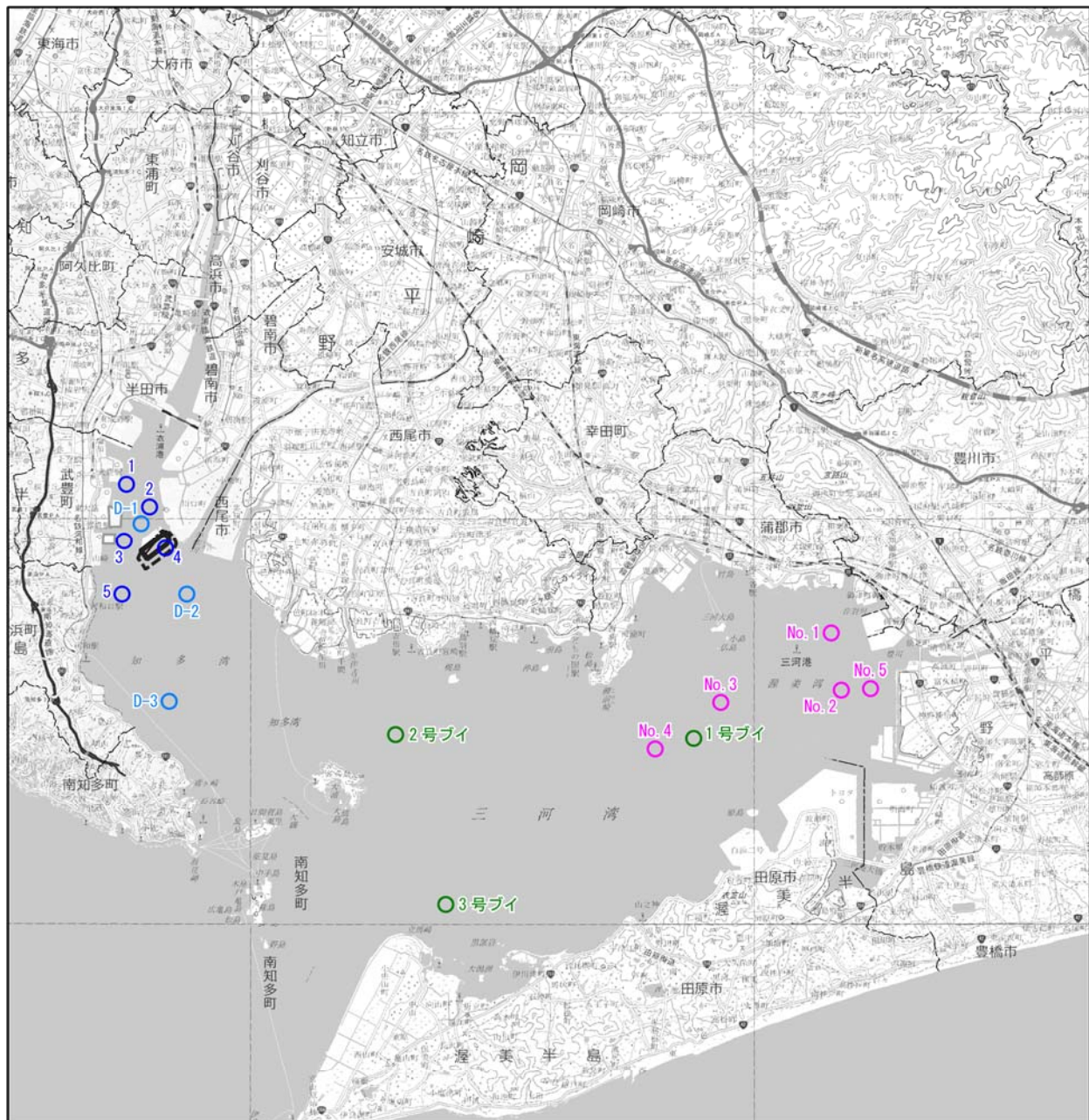


図 6.2-4(1) 調査地点位置図（水質、水温、塩分：水の汚れ）



凡例

 :埋立区域
  :対象事業実施区域

【文献その他資料調査】

- : 海水の流れ(※1)
- : 海水の流れ(※2)
- : 海水の流れ(※3)
- : 海水の流れ(※4)

出典 : (※1)「衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価書」
 (平成19年11月 財団法人愛知臨海環境整備センター)
 (※2)「令和元年度港湾計画改訂調査費の内港湾計画調査業務委託(その2)」
 (令和2年3月 愛知県三河港務所)
 (※3)「資源循環推進事業の内漁業等調査業務」(愛知県)
 (※4)「三河湾海況自動観測ブイ情報」(愛知県)

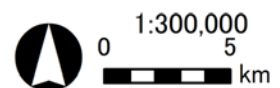


図 6.2-4(2) 調査地点位置図 (海水の流れ)

表 6.2-4(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（水質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
水質 (水の濁り)	■公有水面の埋立て 【工事の実施】 ・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事 ■廃棄物最終処分場 【工事の実施】 ・護岸等の施工 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・浸出液処理水の排出	調査すべき情報	①浮遊物質量の状況 ②水温、塩分の状況 ③海水の流れの状況 ④土質の状況
		調査の基本的な手法	①浮遊物質量の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「資源循環推進事業の内漁業等調査」（愛知県） ②水温、塩分の状況 「水質（水の汚れ）」と同様とする。 ③海水の流れの状況 「水質（水の汚れ）」と同様とする。 ④土質の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「資源循環推進事業の内漁業等調査」（愛知県） 【現地調査】 以下の現地調査等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・採泥による海底の底質に係る粒度組成の現地調査
		調査地域	対象事業実施区域及びその周辺の海域とする。
		調査地点	①浮遊物質量の状況 【文献その他の資料調査】 図 6.2-4(3)に示す 8 地点とする。 ②水温、塩分の状況 「水質（水の汚れ）」と同様とする。 ③海水の流れの状況 「水質（水の汚れ）」と同様とする。 ④土質の状況 【文献その他の資料調査】 図 6.2-4(3)に示す 8 地点とする。 【現地調査】 図 6.2-4(3)に示す 3 地点とする。
		調査期間等	①浮遊物質量の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 ②水温、塩分の状況 「水質（水の汚れ）」と同様とする。 ③海水の流れの状況 「水質（水の汚れ）」と同様とする。 ④土質の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 1 回（夏季）とする。

表 6.2-4(4) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（水質）

項目				調査、予測及び評価の手法
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
水質 (水の濁り)	■公有水面の埋立て 【工事の実施】 ・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事 ■廃棄物最終処分場 【工事の実施】 ・護岸等の施工 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・浸出液処理水の排出	予測の手法	予測の基本的な手法	護岸等の施工、埋立の工事及び浸出液処理水の排出に伴う水質（水の濁り）の寄与濃度について、多層沈降拡散モデルを用いて予測を行う。 海水の流れについては、多層レベルモデルを用いて予測を行う。
			予測地域	対象事業実施区域周辺とする。
			予測地点	予測地域において工事の実施や浸出液処理水の排出による水質（水の濁り）の変化を的確に把握できる地点とする。
			予測対象時期等	工事の実施に伴う影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期とする。
		評価の手法		水質（水の濁り）及び海水の流れに係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。

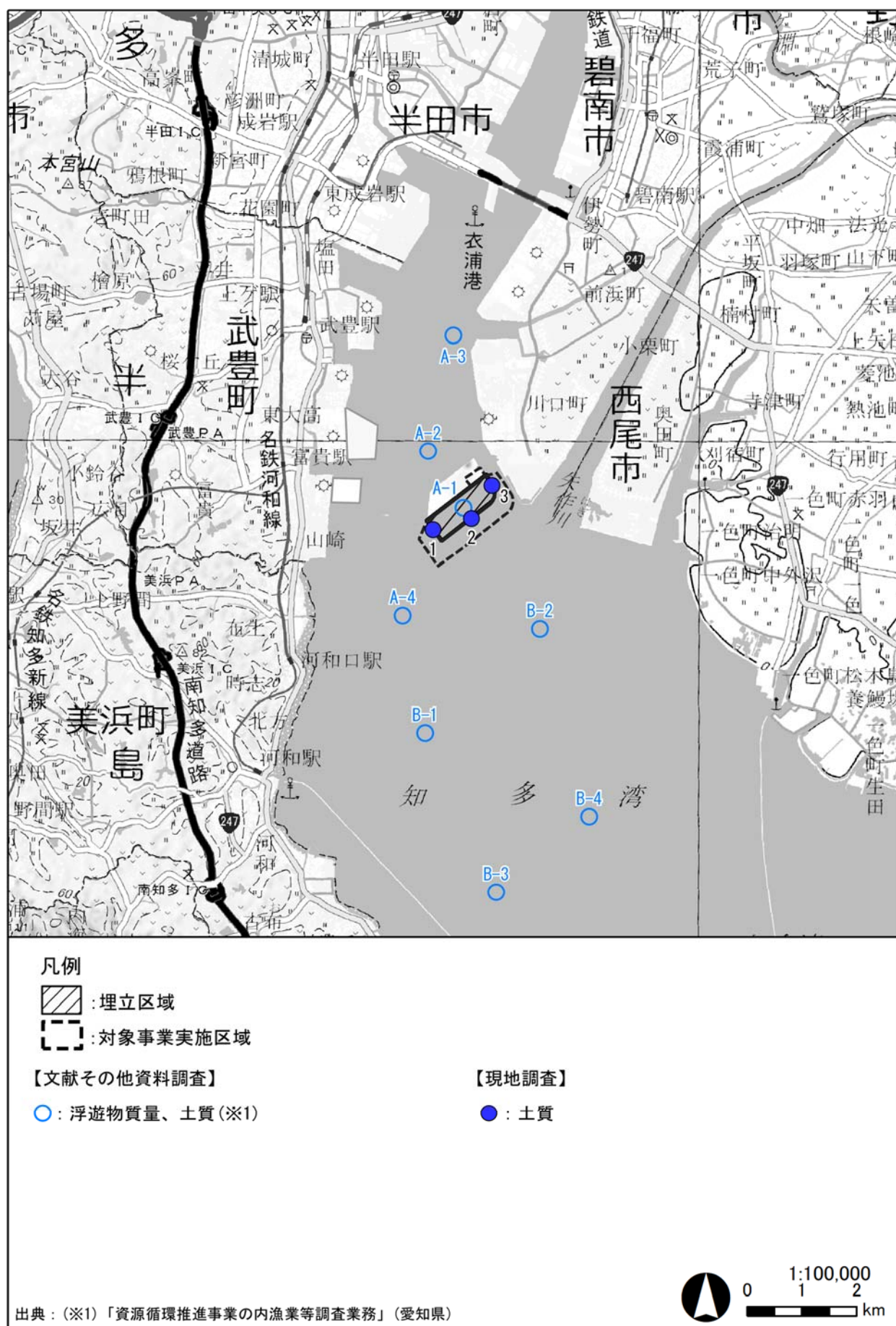


図 6.2-4(3) 調査地点位置図 (水質：水の濁り)

表 6.2-4(5) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（水質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
水質 (有害物質 等)	■廃棄物最終 処分場 【土地又は 工作物の存在 及び供用】 ・浸出液処理水の 排出	調査すべき 情報	①有害物質等の状況 ②海水の流れの状況
		調査の基本 的な手法	①有害物質等の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「公共用水域及び地下水の水質調査結果」（愛知県） ②海水の流れの状況 「水質（水の汚れ）」と同様とする。
		調査地域	対象事業実施区域及びその周辺の海域とする。
		調査地点	①有害物質等の状況 【文献その他の資料調査】 健康項目及びダイオキシン類それぞれ図 6.2-4(4)に示す 2 地点 とする。 ②海水の流れの状況 「水質（水の汚れ）」と同様とする。
		調査期間等	①有害物質等の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 ②海水の流れの状況 「水質（水の汚れ）」と同様とする。
		予測の基本 的な手法	環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、浸出液処理水の 排出に伴う水質（有害物質等）の影響について、事例の引用又は解 析により予測を行う。
		予測地域	対象事業実施区域周辺とする。
		予測地点	予測地域において浸出液処理水の排出による水質（有害物質等） の変化を的確に把握できる地点とする。
		予測対象 時期等	事業活動が定常状態となる時期とする。
		評価の手法	水質（有害物質等）に係る影響が、事業者により実行可能な範囲 内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全につい ての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 また、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁 告示第 59 号）に定める環境基準との整合が図られているかどうか を評価する。

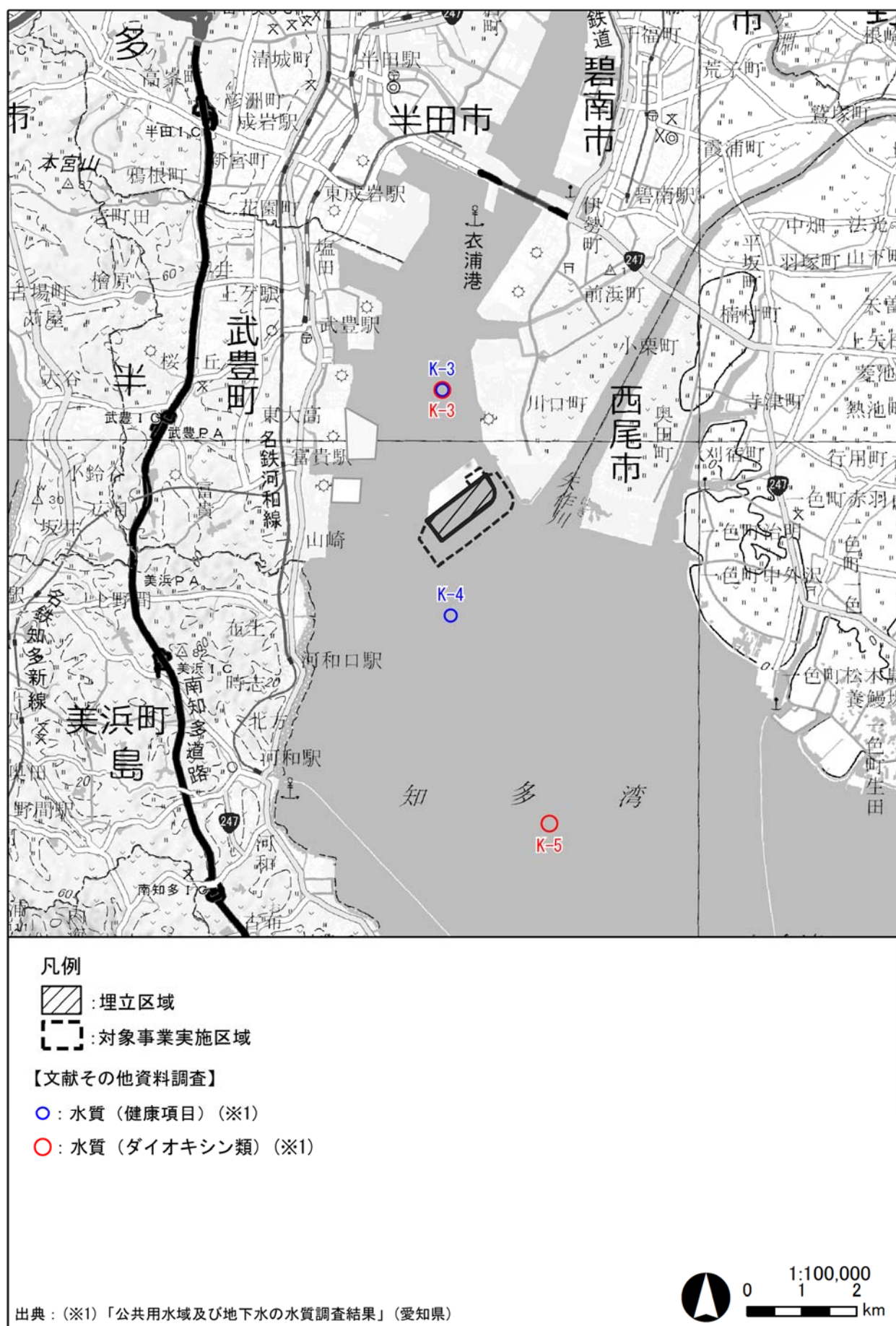


図 6.2-4(4) 調査地点位置図（水質：有害物質等）

表 6.2-5(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（動物）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
動物 (重要な種 及び注目す べき生息 地)	■公有水面の 埋立て 【工事の実施】 ・堤防及び護岸の 工事 【土地又は 工作物の存在】 ・埋立地又は干拓 地の存在 ■廃棄物最終 処分場 【工事の実施】 ・護岸等の施工 【土地又は 工作物の存在 及び供用】 ・最終処分場の存 在	調査すべき 情報	①海生生物に係る動物相の状況 ②陸生生物に係る動物相の状況 ③動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ④注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由で ある動物の生息の状況及び生息環境の状況
		調査の基本的な手法	①海生生物に係る動物相の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料及び「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」 で整理した動物の状況を用いた情報の収集並びに当該情報の整理 及び解析 ・「資源循環推進事業の内漁業等調査」（愛知県） ・動物プランクトン 採水及びプランクトンネットによる採集、種の同定、個体数 の計数 ・魚卵・稚仔魚 マルチネットを用いた表層・MTD ネットを用いた中層の水平 曳き（船速2ノット10分間）による採取、種の同定、個体数 の計数 ・底生性餌料（マクロベントス） スミス・マッキンタイヤ型採泥器を用いて1地点3回の表層 泥を採取して混合し、種の同定、個体数の計数、湿重量の測定 ・魚類 船びき網、底曳網による採取、種の同定、個体数の計数、湿 重量・体長の測定 【現地調査】 以下の現地調査等による重要な種及び外来種を含む情報の収集 並びに当該情報の整理及び解析 ・動物プランクトン プランクトンネット（改良型気象庁 C ネット目合 100μm） を用いて、3層（0～3m、3～6m、6～B-1m）又は1層（0～B-1m） での鉛直曳きによる採取、種の同定、個体数の計数（水深 6m 以下の場合は1層曳き） ・魚卵・稚仔魚 マルチネット（径 1.3m）を用いた表層、中層水平曳き（船 速2ノット10分間）による採取、種の同定、個体数の計数 ・底生生物 スミス・マッキンタイヤ型採泥器を用いて1地点3回の表層 泥を採取して混合し、種の同定、個体数の計数、湿重量の測定 ・干潟生物 定性調査として目視観察を行うとともに、定量調査としてコ ドラート（25×25cm）を用いて深さ 15cm までの表層泥を高潮 帯、中潮帯、低潮帯の各潮位帯で3回採取して混合し、各潮位 帯別に種の同定、個体数の計数、湿重量の測定 ・付着生物（動物） 定性調査として目視観察を行うとともに、定量調査として コドラート（30×30cm）を用いて高潮帯、中潮帯、低潮帯の各 潮位帯で3回採取して混合し、各潮位帯別に種の同定、個体数 の計数、湿重量の測定 ・魚類 船びき網、底曳網による採取、種の同定、個体数の計数、湿 重量・体長の測定 ・海生哺乳類 航空機を用いて目視観察による個体数の計数

表 6.2-5(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（動物）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
動物 (重要な種 及び注目す べき生息 地)	■公有水面の埋立て 【工事の実施】 ・堤防及び護岸の工事 【土地又は工作物の存在】 ・埋立地又は干拓地の存在 ■廃棄物最終処分場 【工事の実施】 ・護岸等の施工 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・最終処分場の存在	調査の基本的な手法	②陸生生物に係る動物相の状況 【文献その他の資料調査】 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」で整理した動物の状況を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 【現地調査】 以下の現地調査等による重要な種及び外来種を含む情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・哺乳類 調査地域を任意に踏査し、目視又はフィールドサインにより生息種を確認・記録 ・鳥類 調査地域を任意に踏査し又は設定した定点から観察し目視や鳴き声により生息種を確認・記録 ・爬虫類 調査地域を任意に踏査し、目視により生息種を確認・記録 ・両生類 調査地域を任意に踏査し、目視により生息種を確認・記録 ・昆虫類 調査地域を任意に踏査し、見つけ採り、スウィーピング、ピーティングによる任意採集により生息種を確認・記録 ③動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ①海生生物に係る動物相の状況及び②陸生生物に係る動物相の状況の調査結果を踏まえた整理及び解析 ④注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の生息の状況及び生息環境の状況 【文献その他の資料調査】 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」で整理した注目すべき生息地に関する情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 【現地調査】 ①海生生物に係る動物相の状況、②陸生生物に係る動物相の状況及び③動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況の調査結果を踏まえた整理及び解析
		調査地域	対象事業実施区域及びその周辺とする。
		調査地点	①海生生物に係る動物相の状況 【文献その他の資料調査】 図 6.2-5(1)に示すとおり、動物プランクトン、魚卵・稚仔魚及び底生生物は8地点、魚類は7地点とする。 【現地調査】 図 6.2-5(1)、図 6.2-5(2)に示すとおり、動物プランクトン、魚卵・稚仔魚及び底生生物は1地点、干潟生物は2測線、付着生物（動物）は3地点、魚類は2地点、海生哺乳類は調査地域全域（8ルート）とする。 ②陸生生物に係る動物相の状況 【文献その他の資料調査】 文献その他の資料調査の調査地域とする。 【現地調査】 図 6.2-5(1)に示す衣浦ポートアイランドの改変区域（管理施設の区域）の範囲とする。なお、鳥類については衣浦ポートアイランド全域及び矢作川河口部の干潟とし、矢作川河口部では移動定点を設けて調査を行う。

表 6.2-5(3) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（動物）

項目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
動物 (重要な種 及び注目す べき生息 地)	■公有水面の 埋立て 【工事の実施】 ・堤防及び護岸の 工事 【土地又は 工作物の存在】 ・埋立地又は干拓 地の存在 ■廃棄物最終 処分場 【工事の実施】 ・護岸等の施工 【土地又は 工作物の存在 及び供用】 ・最終処分場の存 在	調査の手法	調査地点	③動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ①海生生物に係る動物相の状況及び②陸生生物に係る動物相の 状況に準じて設定する。 ④注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由で ある動物の生息の状況及び生息環境の状況 ①海生生物に係る動物相の状況、②陸生生物に係る動物相の状況 及び③動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況に準 じて設定する。
			調査期間等	①海生生物に係る動物相の状況 【文献その他の資料調査】 「資源循環推進事業の内漁業等調査」（愛知県）による調査は3 年間、「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」で整理し た動物の状況による調査は入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 春季、夏季、秋季及び冬季の4回（1日/季）とする。 ②陸生生物に係る動物相の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 【現地調査】 哺乳類、爬虫類、両生類及び昆虫類は春季、夏季、秋季の3回（1 日/季）とする。また、鳥類は、衣浦ポートアイランドは初夏季（繁 殖期：2日/季）及び冬季（越冬期：4日/季）の2回、矢作川河口 部の干潟はシギ・チドリ類の春の渡りの時期（2日/期）及び秋の渡 りの時期（2日/期）の2回とする。 ③動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 ①海生生物に係る動物相の状況及び②陸生生物に係る動物相の 状況に準じて設定する。 ④注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由で ある動物の生息の状況及び生息環境の状況 ①海生生物に係る動物相の状況、②陸生生物に係る動物相の状況 及び③動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況に準 じて設定する。
		予測の 手法	予測の基本 的な手法	環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、護岸等の施工、 埋立地の存在に伴う動物（重要な種及び注目すべき生息地）の影響 について、事例の引用又は解析により予測を行う。
			予測地域	対象事業実施区域周辺とする。
			予測地点	調査地点と同様とする。
			予測対象 時期等	工事の実施に伴う影響が最大となる時期及び事業活動が定常状 態となる時期とする。
		評価の手法		動物の重要な種及び注目すべき生息地に係る影響が、事業者によ り実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、 環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価 する。 なお、評価は重要な種及び注目すべき生息地に係る影響の予測結 果や、環境保全措置の検討状況を勘案して行うこととする。

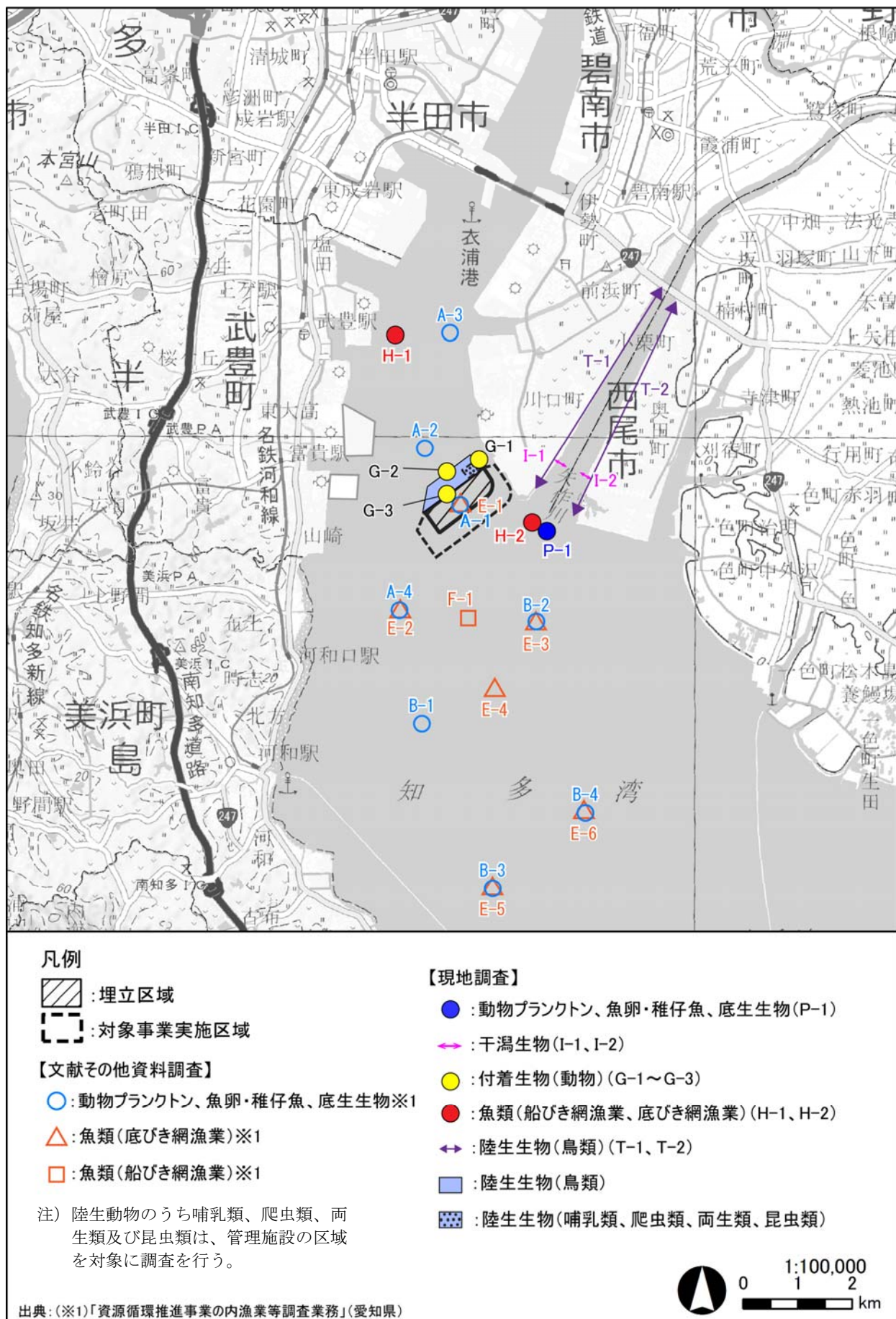


図 6.2-5(1) 調査地点位置図(動物)

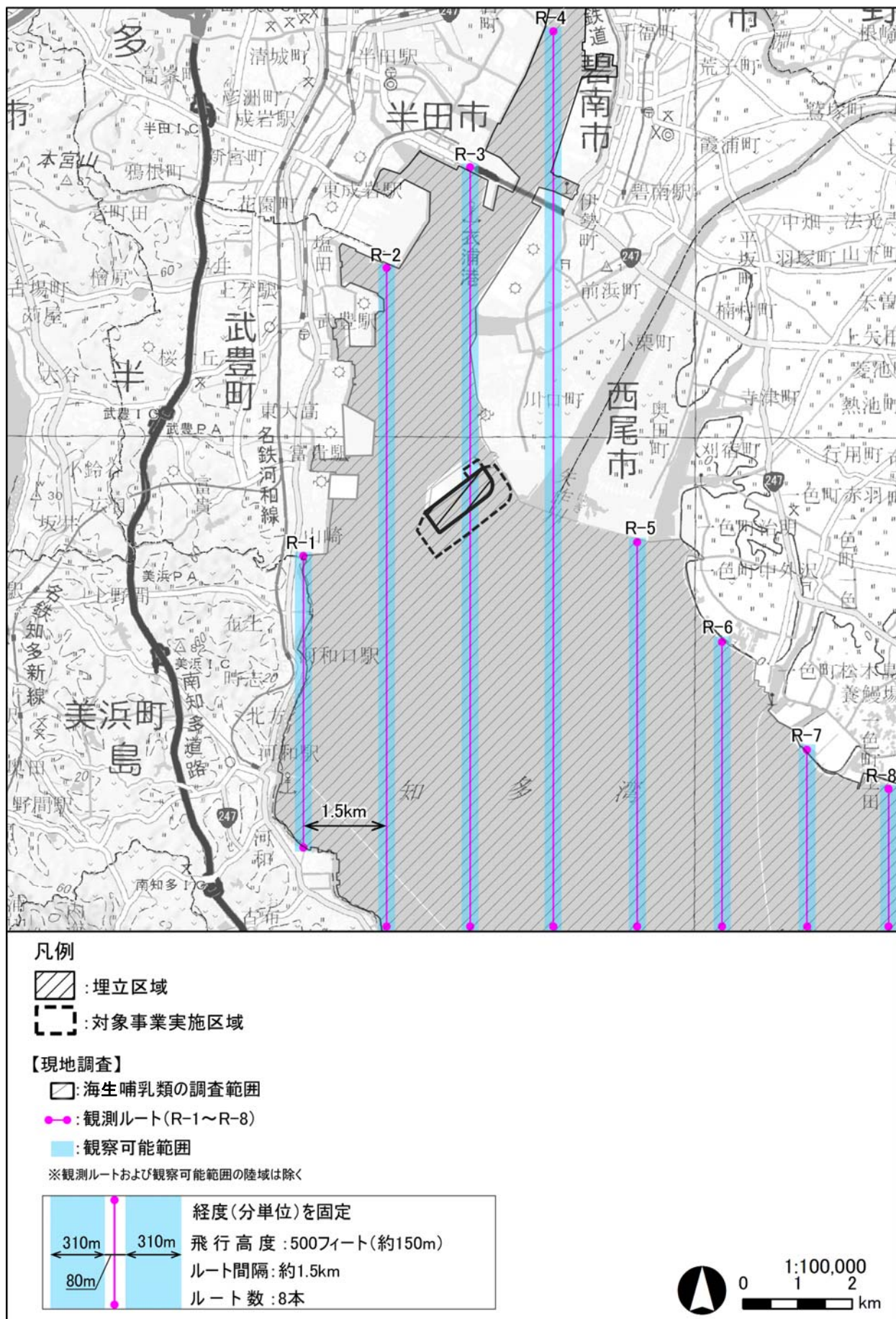


図 6.2-5(2) 調査地点位置図(動物:海生哺乳類)

表 6.2-6 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（植物）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
植物 (重要な種 及び群落)	■公有水面の埋立て 【工事の実施】 ・堤防及び護岸の工事 【土地又は工作物の存在】 ・埋立地又は干拓地の存在 ■廃棄物最終処分場 【工事の実施】 ・護岸等の施工 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・最終処分場の存在	調査すべき情報	①海藻その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 ②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況
		調査の基本的な手法	①海藻その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「資源循環推進事業の内漁業等調査」（愛知県） ・植物プランクトン バンブー型採水器を用いて、3層（表層 0.5m、4m、底層 B-1m）又は2層（表層 0.5m、底層 B-1m）を採取し、種の同定、細胞数の計数（水深 6m 以下の場合は2層曳き） 【現地調査】 以下の現地調査等による重要な種及び外来種を含む情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・植物プランクトン バンブー型採水器を用いて、3層（表層 0.5m、4m、底層 B-1m）又は2層（表層 0.5m、底層 B-1m）を採取し、種の同定、細胞数の計数（水深 6m 以下の場合は2層曳き） ・付着生物（植物） 定性調査として目視観察を行うとともに、定量調査としてコドラート（30×30cm）を用いて高潮帯、中潮帯、低潮帯の各潮位帯で3回採取して混合し、各潮位帯別に種の同定、湿重量の測定 ・植物相（陸域） 調査地域を任意に踏査し、目視により生育種を確認・記録 ・植生（陸域） 調査地域を任意に踏査し、植生図を作成 ②植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況 ①海藻その他主な植物に関する植物相及び植生の状況の調査結果を踏まえた整理及び解析
		調査地域	対象事業実施区域及びその周辺とする。
		調査地点	【文献その他の資料調査】 図 6.2-6 に示す8地点（植物プランクトン）とする。 【現地調査】 図 6.2-6 に示すとおり、植物プランクトンは1地点、付着生物（植物）は3地点、植物相（陸域）及び植生は衣浦ポートアイランド全域とする。
		調査期間等	【文献その他の資料調査】 3年間とする。 【現地調査】 植物プランクトン及び付着生物（植物）は春季、夏季、秋季及び冬季の4回（1日/季）、植物相は春季、夏季、秋季の3回（1日/季）、植生は夏季～秋季の1回（1日/季）とする。
		予測の基本的な手法	環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、護岸等の施工、埋立地の存在に伴う植物（重要な種及び群落）の影響について、事例の引用又は解析により予測を行う。
		予測地域	対象事業実施区域周辺とする。
		予測地点	調査地点と同様とする。
		予測対象時期等	工事の実施に伴う影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期とする。
		評価の手法	植物の重要な種及び群落に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 なお、評価は重要な種及び群落に係る影響の予測結果や、環境保全措置の検討状況を勘案して行うこととする。

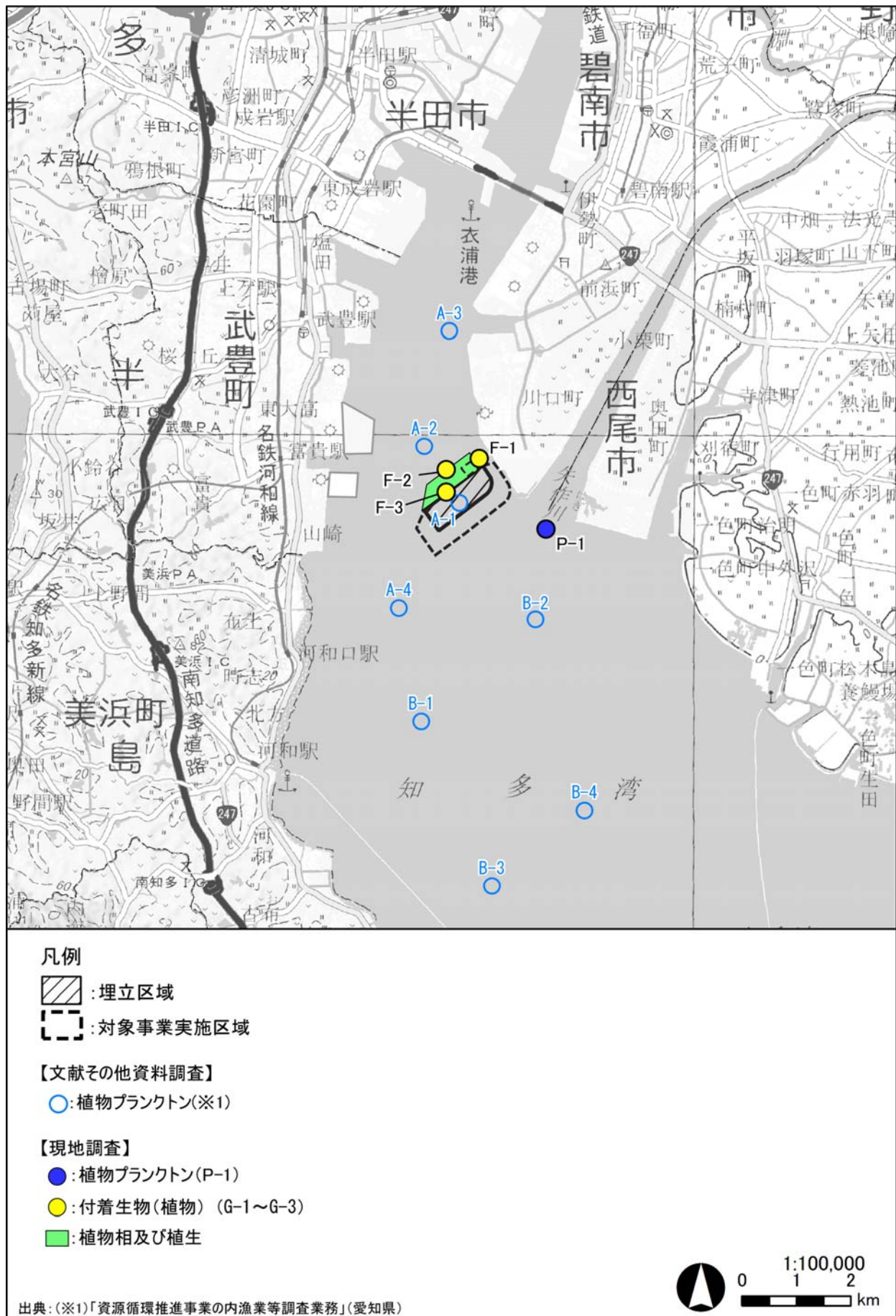


図 6.2-6 調査地点位置図 (植物)

表 6.2-7 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（生態系）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
生態系 （地域を特徴づける生態系）	■公有水面の埋立て 【工事の実施】 ・堤防及び護岸の工事 【土地又は工作物の存在】 ・埋立地又は干拓地の存在	調査すべき情報	①動植物その他の自然環境に係る概況 ②複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況
		調査の基本的な手法	【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「資源循環推進事業の内漁業等調査」（愛知県） （調査手法は「動物」及び「植物」に示したとおり） 【現地調査】 「動物」及び「植物」に係る現地調査等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
		調査地域	対象事業実施区域及びその周辺とする。
		調査地点	「動物」及び「植物」に係る調査の調査地点と同様とする（図 6.2-5 及び図 6.2-6 参照）。
		調査期間等	「動物」及び「植物」に係る調査の調査期間等とする（図 6.2-5 及び図 6.2-6 参照）。
	■廃棄物最終処分場 【工事の実施】 ・護岸等の施工 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・最終処分場の存在	予測の基本的な手法	環境保全のために講じようとする対策を踏まえ、護岸等の施工、埋立地の存在に伴う生態系（地域を特徴づける生態系）の影響について、事例の引用又は解析により予測を行う。
		予測地域	対象事業実施区域周辺とする。
		予測地点	調査地点と同様とする。
		予測対象時期等	工事の実施に伴う影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期とする。
		評価の手法	地域を特徴づける生態系に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 なお、評価は地域を特徴づける生態系に係る影響の予測結果や、環境保全措置の検討状況を勘案して行うこととする。

表 6.2-8(1) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（生態系（海底地形等））

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
生態系 （地域を特徴づける生態系）	■公有水面の埋立て 【土地又は工作物の存在】 ・埋立地又は干拓地の存在 ■廃棄物最終処分場 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・最終処分場の存在	調査すべき情報	①海底地形の状況 ②海底の粒度 ③波浪の状況（波浪及び風向・風速）
		調査の基本的な手法	①海底地形の状況 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「海図」（海上保安庁） ・「令和5年度港湾調査費の内測量及び土砂等処分場検討」（愛知県） ②海底の粒度 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「資源循環推進事業の内漁業等調査」（愛知県） 【現地調査】 以下の現地調査等による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・採泥による海底の底質に係る粒度組成の現地調査 ③波浪の状況（波浪及び風向・風速） 【文献その他の資料調査】 以下の資料を用いた情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 ・「国土技術政策総合研究所資料 我が国沿岸の波浪外力の分布」（平成15年6月、国土交通省 国土技術政策総合研究所） ・「過去の気象データ検索」（気象庁）
		調査地域	対象事業実施区域及びその周辺とする。
		調査地点	①海底地形の状況 【文献その他の資料調査】 図 6.2-7 に示す海域全域とする。 ②海底の粒度 【文献その他の資料調査】 図 6.2-7 に示す海域 8 地点とする。 【現地調査】 図 6.2-7 に示す海域 10 地点及び「水質（水の濁り）」に示す 3 地点とする。 ③波浪の状況（波浪及び風向・風速） 【文献その他の資料調査】 波浪は図 6.2-7 に示す 1 地点、風向・風速は南知多気象観測所の 1 地点（図 6.2-1 参照）とする。

表 6.2-8(2) 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（生態系（海底地形等））

項目		調査、予測及び評価の手法		
環境要素 の区分	影響要因 の区分			
生態系 （地域を特徴づける生態系）	■公有水面の埋立て 【土地又は工作物の存在】 ・埋立地又は干拓地の存在 ■廃棄物最終処分場 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・最終処分場の存在	調査の手法	調査期間等	①海底地形の状況 【文献その他の資料調査】 入手可能な最新の資料とする。 ②海底の粒度 【文献その他の資料調査】 「水質（水の濁り）」と同様とする。 【現地調査】 1回（夏季）とする。 ③波浪の状況（波浪及び風向・風速） 【文献その他の資料調査】 波浪は入手可能な最新の資料とする。風向・風速については、直近の10年間とする。
		予測の手法	予測の基本的な手法	埋立地の存在に伴う波浪変化が海底地形変化に及ぼす影響について、三次元海浜変形計算モデルを用いて予測を行う。 沖波条件については、風向・風速からSMB法（波浪推算法）による沖波推算により予測を行う。
			予測地域	対象事業実施区域及びその周辺海域とする。
			予測地点	予測地域において埋立地や最終処分場の存在による地形の変化を的確に把握できる地点とする。
			予測対象時期等	護岸の工事の完了後の時期とする。
		評価の手法		海底地形の変化に伴う生態系に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 なお、評価は海底地形の変化の予測結果や、環境保全措置の検討状況を勘案して行うこととする。

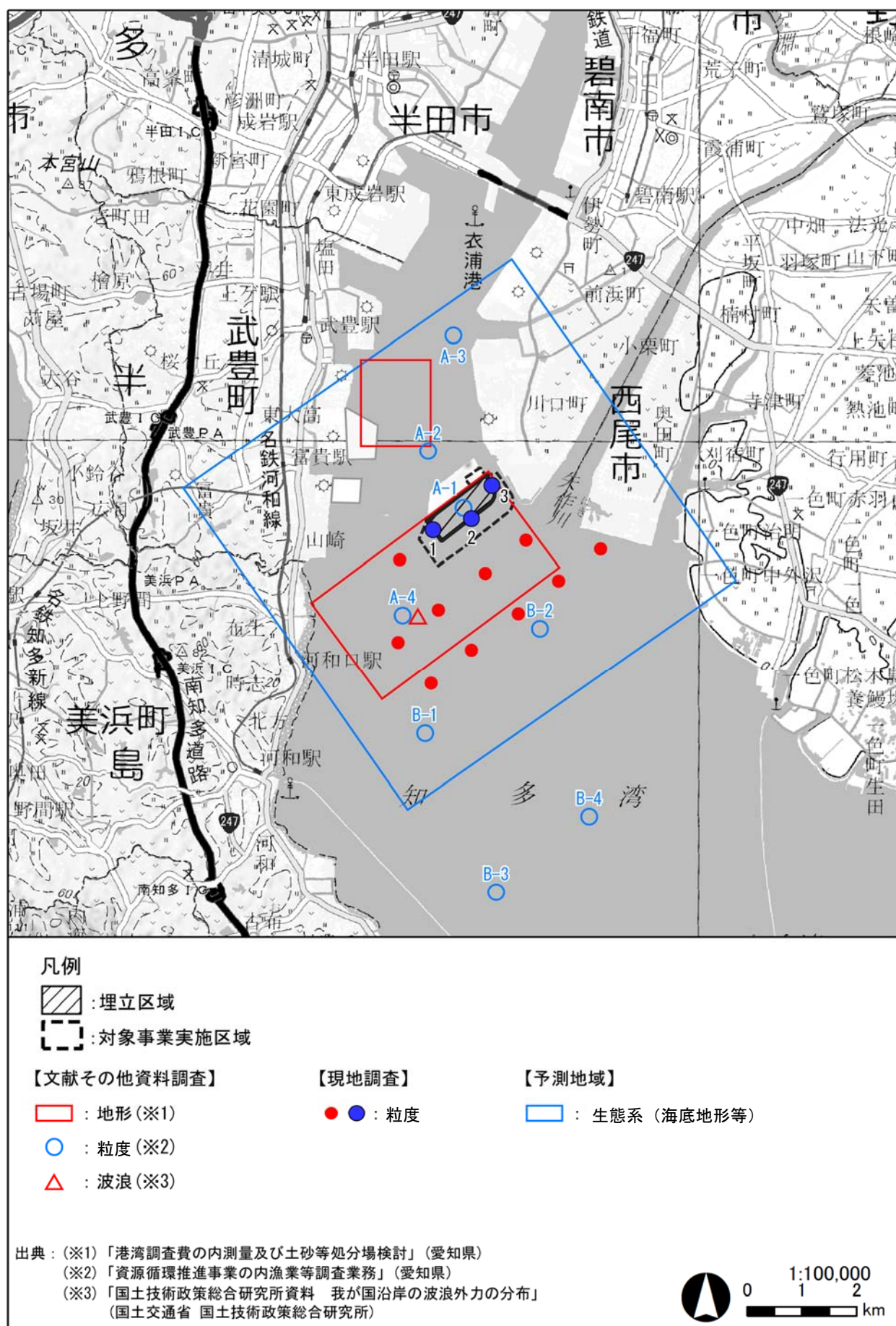


図 6.2-7 調査地点位置図（生態系（海底地形等））

表 6.2-9 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（廃棄物等）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
廃棄物等 （建設工事に伴う副産物）	■公有水面の埋立て 【工事の実施】 ・堤防及び護岸の工事	予測の基本的な手法	事業計画を基に、建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況を把握する方法とする。
		予測地域	対象事業実施区域とする。
		予測対象時期等	工事期間中とする。
	■廃棄物最終処分場 【工事の実施】 ・護岸等の施工	評価の手法	建設工事に伴う副産物に係る影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 なお、評価は建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の予測結果や、環境保全措置の検討状況を勘案して行うこととする。

表 6.2-10 選定した環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法（温室効果ガス等）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素 の区分	影響要因 の区分		
温室効果ガス等 （二酸化炭素）	■公有水面の埋立て 【工事の実施】 ・堤防及び護岸の工事 ・埋立の工事	予測の基本的な手法	事業計画を基に、二酸化炭素の排出量を予測する方法とする。
		予測地域	対象事業実施区域とする。ただし、工事用車両及び廃棄物運搬車両等の走行に係る二酸化炭素の排出量は、これらの起点からの走行距離を想定したうえで予測を行う。
		予測対象時期等	工事期間中及び事業活動が定常状態になる時期とする。
	■廃棄物最終処分場 【工事の実施】 ・建設機械及び作業船の稼働 ・資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行 【土地又は工作物の存在及び供用】 ・埋立・覆土用機械の稼働 ・廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	評価の手法	二酸化炭素の排出が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかを評価する。 なお、評価は二酸化炭素の排出量の予測結果や、環境保全措置の検討状況を勘案して行うこととする。

6.3 環境影響評価方法書についての専門家等からの助言

環境影響評価項目の選定、環境影響評価の実施に係る調査・予測・評価の手法の選定、環境影響評価方法書の作成に関する専門家等から受けた助言の内容及び助言を踏まえた対応方針は、表 6.3-1 に示すとおりである。

表 6.3-1(1) 専門家等から受けた助言の内容

専門分野	専門家等の 所属機関	項目	技術的助言の内容	助言を踏まえた対応方針
海岸工学	教育機関	水質、動物、植物 及び生態系	・処分場の存在による波浪の変化が、周辺の海底地形に影響を及ぼす可能性が考えられるため、影響評価の対象とされたい。 ・環境影響評価の手続きにおいて、環境へのマイナスの効果を小さくすることだけでなく、プラスの効果の検討もされたい。 ・環境影響評価手続において、ミティゲーションを適切に実施されたい。 ・別途実施する漁業影響調査と適宜連携し、調査を実施されたい。	・海底地形の変化が生態系に与える影響について予測評価の対象とし、波浪が及ぼす影響について、検討する。 ・環境影響の予測及び評価に当たっては、環境負荷の低減に係る観点のほか、環境改善等の効果も含めて検討を行う。 ・保全対策の検討に当たっては、事業の実施による影響の回避・低減を優先的に検討する。 ・漁業影響調査の状況を適宜把握し、相互に連携しながら手続きを進める。
海洋生物学	同上	同上	・「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（環境省）について、必ずしも最新の動物・植物の生息・生育状況を反映しているとは限らないと思われる。調査対象時期を明確にするとよい。 ・動物及び植物への影響の予測及び評価に当たっては、周辺環境の変化を把握できるよう、水質調査地点も適切に設定する必要がある。 ・時期による変化を踏まえた動物及び植物の生息・生育状況を把握するため、適切な調査時期を検討する必要がある。	・生態系の調査・予測及び評価において当該文献を活用する場合、調査対象時期を明確にするとともに、動物及び植物の現地調査結果を実施し、適切に予測及び評価を行う計画とする。 ・水質調査地点の設定に当たっては、周辺の水環境を代表できる地点を適切に選定する。 ・海域の動物及び植物の調査は4季行う計画とし、季節的な変動傾向を把握することとする。

表 6.3-1(2) 専門家等から受けた助言の内容

専門分野	専門家等の 所属機関	項目	技術的助言の内容	助言を踏まえた対応方針
沿岸生態学	同上	同上	・対象事業実施区域の周辺海域では貧酸素が発生しやすく、それに応じて底生生物の出現状況が変化する可能性が有る。既往文献で整理した結果も最新の状況を把握できていないことも考えられる。 ・底層でクロロフィル a が多い場合、堆積した植物プランクトンの死骸に由来する可能性が有るため、留意する必要がある。 ・動物プランクトンは上層及び下層で出現状況が異なる可能性があるため、対象とする層を分けて調査を行われたい。 ・予測に使用するモデルは、生態系モデルであれば問題ないとする。	・貧酸素状況の出現状況や、動物及び植物の現地調査結果を実施し、適切な出現状況の把握に努める。 ・底層中のクロロフィル a の調査において高い濃度が確認された場合には、想定される要因の把握に努める。 ・動物プランクトンの調査では、上層及び下層に分けて調査を実施する。 ・水質の予測に当たっては、低次生態系モデルを活用する。

表 6.3-1(3) 専門家等から受けた助言の内容

専門分野	専門家等の 所属機関	項目	技術的助言の内容	助言を踏まえた対応方針
保全生態学	教育機関	動物、植物及び生態系	・越冬期の調査では、猛禽類や水鳥のほか、小型鳥類の出現状況も合わせて把握されたい。 ・越冬期は餌や気象の状況により鳥類の出現状況が変動するため、十分な調査日数を設定されたい。 ・渡りの調査は、春季と秋季で渡りのルートが異なり、同じ場所でも確認される種が異なる可能性があるため、春季及び秋季の調査を行われたい。 ・矢作川河口部付近の1定点あたりの調査時間は、確認個体の数に応じ、柔軟に設定されたい。 ・渡りのピーク時期は、事前に目安を把握した上で調査日を設定されたい。 ・影響の予測・評価に当たり、対象事業実施区域で鳥類の群れを確認した場合、その群れる理由を分析されたい。	・越冬期の調査では、小型鳥類の出現状況の把握を行う。 ・越冬期（冬季）の調査は、鳥類の出現状況の変動を考慮し、1季当たり4日の調査を行う計画とする。 ・渡りの調査時期は、春季及び秋季の2季とする。 ・1定点あたりの調査時間は10分程度を目安とするが、確認個体の数が多い場合には、調査時間を延長する。 ・渡りのピーク時期について、既存文献の活用や野鳥の会へのヒアリング等により、事前に把握したうえで調査を行う計画とする。 ・対象事業実施区域において鳥類の群れを確認した場合には、海生生物の出現状況や水温の状況から群れが生じた理由の把握に努める。

